

# 令和5年第4回(12月)大潟村議会定例会会議録

1. 開議日時 令和5年12月7日(木) 午前10時00分～午後4時09分

2. 会 場 大潟村議会議事堂「本会議場」

## 3. 出席した議員の氏名(敬称略)

2番 工藤 勝	3番 三村 敏子	4番 菅原アキ子
5番 松本正明	6番 黒瀬 友基	7番 菅原史夫
8番 戸部 誉	9番 齊藤 知視	10番 川渕 文雄
11番 石井 雅樹	12番 丹野 敏彦	

計 11名

4. 欠席した議員の氏名(敬称略) なし

## 5. 説明のため出席した者の氏名(敬称略)

村 長 高橋浩人	副村長 工藤敏行
総務企画課長 薄井伯征	税務会計課長 伊東 寛
生活環境課長 近藤比成	福祉保健課長 北嶋 学
産業振興課長 石川歳男	教 育 次 長 宮田雅人
農業委員会事務局長 澤井公子	

6. 議会事務局の職員 事務局長 近藤綾子 書記 藤村明美

7. 議事日程 別紙のとおり〔議事日程第1号を参照〕

## 8. 本日の会議に付した事件

議案第50号 一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例案

議案第51号 議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例案

議案第52号 特別職の職員で常勤のものものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例案

議案第53号 大潟村会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例案

議案第54号 職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例案

議案第55号 特別職の職員で非常勤のものものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例案

議案第56号 大潟村国民健康保険税条例の一部を改正する条例案

議案第57号 大潟村簡易水道事業の設置等に関する条例案

議案第58号 大潟村公共下水道事業の設置等に関する条例案

- 議案第59号 大潟村簡易水道事業及び大潟村公共下水道事業に地方公営企業法の財務規定等を適用することに伴う関係条例の整備に関する条例案
- 議案第60号 令和5年度大潟村一般会計補正予算案
- 議案第61号 令和5年度大潟村診療所特別会計補正予算案
- 議案第62号 令和5年度国民健康保険事業特別会計補正予算案
- 議案第63号 令和5年度大潟村介護保険事業特別会計補正予算案
- 議案第64号 令和5年度大潟村水道事業特別会計補正予算案
- 議案第65号 令和5年度大潟村公共下水道事業特別会計補正予算案

9. 議案の提出撤回及び訂正に関する事項 該当なし

10. 議員の異動に関する事項 該当なし

**【議長：丹野敏彦】**

おはようございます。

ただいまの出席議員数は、11名で定足数に達しております。

これより、令和5年第4回大潟村議会定例会を開会いたします。

日程第1、『会議録署名議員』の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第127条の規定により、9番、齊藤知視さんと、10番、川渕文雄さんを指名いたします。

次に、日程第2、『会期の決定』を議題といたします。

本定例会の会期日程等について、議会運営委員長より発言を求められておりますので、これを許します。

議会運営委員長、3番、三村敏子さん。

**【議会運営委員長：三村敏子】**

3番、三村敏子です。

私から、議会運営委員会の経過と結果について、ご報告いたします。

去る11月30日、午前9時より委員会室において、村当局より、薄井総務企画課長、菅原総務企画課主査出席のもと、議会運営委員会を開催いたしました。

今定例会の一般質問は6名で、提出案件は16件であります。提出案件の内訳は、条例関係10件、補正予算6件でありました。

委員会では、総務企画課長及び議会事務局長より各議案等について概要説明を受けた後、それぞれの内容等について質疑を行っております。その後、一般質問等の内容を確認し、会期や議事日程について、協議を行ったところであります。

その結果、会期は、本日12月7日から12月12日までの6日間といたしました。

なお、付託案件、会期日程、一般質問等については、皆さんに配付した資料のとおりで

あります。

以上、議会運営委員会の経過と結果についてご報告いたします。

**【議長：丹野敏彦】**

お諮りいたします。

ただ今の議会運営委員長の報告のとおり、本定例会の会期は、本日から12月12日までの6日間にしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。《異議なしの声》異議なしと認めます。

よって、会期は、12月7日から12月12日までの6日間と決定いたしました。

次に、日程第3、『諸般の報告』を行います。

はじめに、議員の辞職について報告いたします。

山田照雄議員より、令和5年11月13日付けで辞職願の提出がありました。議会閉会中のことから、地方自治法第126条ただし書きにより、15日付けで辞職を許可いたしました。

次に、議会に対して提出された報告書について、報告いたします。

監査委員より、地方自治法第235条の2の規定に基づき、令和5年8月分から令和5年10月分までの例月出納検査の結果報告が提出されております。

次に、全国ボート場所在市町村協議会について報告をいたします。

去る9月30日に、長野県下諏訪町において、同協議会第17回議長懇話会が開催され、令和4年度事業報告、令和5年度事業計画、交流レガッタ開催地等について説明がなされ、その後、意見交換が行われました。

次に、八郎潟地区土地改良事業促進協議会の要望活動について報告いたします。

去る11月1日に、令和6年度国営土地改良事業「八郎潟地区」に係る予算確保及び農業農村整備事業の予算確保について、同協議会会長及び役員が出席し、農林水産省東北農政局に対し、要望書を提出して参りました。

次に、秋田県町村議会議長会について、報告いたします。

去る10月10日、秋田県市町村会館において理事会が開催され、令和4年度の会務報告並びに一般会計決算について報告がなされ、承認されております。

また、11月21日には、秋田県知事と市町村議会議長との行政懇談会が市町村会館で行われ、市議会議長会及び町村議会議長会からの提案・要望事項について話し合いが行われました。

また、11月29日に、町村議会議長全国大会が東京・NHKホールで開催され、大会決議の後、テレビ等でご活躍のフリーキャスター伊藤聡子氏による講演が行われました。

次に、湖東厚生病院運営委員会について報告いたします。

去る10月16日に、グリーンロイヤル丸富において、運営委員会が開催され、病院の概況、令和4年度経営実績等のほか、地域連携強化を図る取り組みについて報告がありました。

次に、デンマーク王国訪問について報告いたします。

11月3日から11月11日にかけて、デンマークとの協力及び連携強化を図るため、村長、秋田県立大学の頼准教授、役場関係職員及びオーリス職員とともに、デンマークを訪問して参りました。

デンマークでは、サムソ市長との友好都市協定についての協議や、熱供給事業に関する企業の視察、オーフス大学との教育交流に関する協議、またデンマークボート協会訪問などを行って参りました。

私からの報告は、以上であります。

なお、関係資料は事務局で保管しておりますので、後ほどご高覧いただければと思います。

次に、八郎湖周辺清掃事務組合議会について、報告があります。

6番、黒瀬友基さん。

**【6番：黒瀬友基議員】**

6番、黒瀬友基です。

八郎湖周辺清掃事務組合議会について、ご報告いたします。

八郎湖周辺清掃事務組合議会では、10月5日から2日間の日程で、宮城県角田市にある仙南地域広域行政事務組合仙南クリーンセンターの視察を行いました。

今回の視察は、八郎湖周辺クリーンセンターが平成20年の運用開始から15年を経過し、これから施設の長寿命化や更新を検討する時期に入ったことから、近年新たに運用を開始した処理施設の現状の視察を目的に行い、全議員が参加しました。

仙南クリーンセンターでは、担当者よりクリーンセンターの概要説明を受けた後、施設内の見学を行い、その後、質疑応答となりました。

宮城県は県内の市町村を7つの圏域にわけており、仙南地域は仙台市の南側に位置する2市7町で構成され、人口が約16万2千人、八郎湖周辺清掃事務組合管内の約3倍強、今回視察した仙南クリーンセンターのごみの受け入れ量・処理量に関しても同様に約3倍となっています。

また、仙南地域広域行政事務組合では、ごみやし尿処理、火葬場、消防の他、介護認定審査会や滞納税整理事務、文化施設の管理運営などを行っており、ごみ処理施設に関しては昭和47年頃より事務組合での処理が始まっています。

今回視察した仙南クリーンセンターは、従来圏域内に2箇所あった衛生センターが耐用年数を超えた中、県のごみ処理広域化計画において圏域内のごみ処理施設数を1つにする計画がなされていたこと、それに加えて最終処分場の埋立地がひっ迫していたことを受け、新たな処理施設の建設に加え、処分場の延命を図ることを目的として整備されました。

平成23年に基本計画検討委員会を設置し、その後、事業者選定委員会の設置、事業者選定を経て、建設が始まり、平成29年4月より供用を開始しています。

新たな仙南クリーンセンターは、流動床式ガス化溶融炉とし、ごみの焼却熱で灰を溶融

することで、スラグ化により埋立廃棄物の削減が可能となっています。

また、処分場の延命のため、現在の最終処分場の埋立廃棄物を掘り起こし再度新たなクリーンセンターにおいて溶融スラグ化することでの焼却灰の削減も行い、既存のままでは約3年後には満杯となる予定であった最終処分地が19年先まで使い、約16年延命化できる予定となっています。

なお、流動床式ガス化溶融炉については、外部燃料を使わずに溶融スラグ化まで行えるメリットがある一方、プラントの建設費用は高くなる傾向があり、本クリーンセンターも、整備工事費が122億円、うち43%に震災復興特別税を充当し、国庫交付金が約36%、地方債17%、地元市町負担は4%とのことです。また、設置、運営に関しては、公共が資金調達を行い、設計・建設、運営を民間に委託するDBO方式で行っていました。

昨今、環境への世論の関心が高まっている中、環境負荷をこれまで以上に軽減しながら処理施設の整備や運営を行っていくことが重要となります。そのような環境対策のための設備の高機能化による建設コストの増加に加え、資材や人件費などの高騰、また地域内の人口減少、ごみ処理量の減少を考えた場合、将来的な施設の更新にあたっては、現状の八郎湖周辺清掃事務組合の構成自治体を超えた更なる広域的なごみ処理の方向性の検討も重要だと今回の視察を経て改めて感じました。

以上、八郎湖周辺清掃事務組合議会の報告と致します。

**【議長：丹野敏彦】**

これで諸般の報告を終わります。

次に、日程第4、「村政報告」を行います。

村長より、村政報告について発言を求められておりますので、これを許します。

高橋村長。

**【村長：高橋浩人】**

それでは、令和5年12月定例会の開会にあたり、諸般の報告を申し上げます。

はじめに、教育長の退任について申し上げます。

7月の体調悪化以降、病気休暇を取得しておりました北林教育長ですが、10月1日付けでご家族の方を通して退職願の提出があり、受理しております。

北林教育長の体調については、病気休暇取得以降、ご家族から適宜、詳細な報告を受けておりました。その内容から、回復には暫くの時間を要すると見込まれることから、現時点ではリハビリ等に専念することが本人にとって最も適切な選択であろうと判断し、10月31日付けで退職辞令を交付いたしました。

しばらくは教育長職不在となりますが、職務代理者を設置しておりますので、引き続き、不在による支障のないよう努めてまいります。

なお、北林前教育長におかれましては、今後は、病気の回復に専念していただき、一日も早く以前のような体調を取り戻されることをご祈念申し上げます。

次に、国の登録有形文化財（建造物）の指定について申し上げます。

昨年度、文化庁に有形文化財登録の申請をしておりました旧入植者モデル住宅、現在は村営住宅として使用している建造物について、去る11月24日付けで文化審議会から文部科学大臣に対し登録の答申があったとの報告がありました。

この建造物は、東2丁目1の6の村営住宅として使用している「旧大潟村入植予定者観覧用農家住宅」であり、昭和44年に建設されたものです。広く一般的に「三角屋根」と呼ばれていた入植者住宅の形をそのまま残した建造物であり、今ではそのほとんどが建て替えや増改築により見られなくなっています。手つかずのまま残っているものは僅かで貴重な建造物であることから、村創立60周年を迎えるこの機会にあわせ申請をしておりました。近日中に官報に告示される見通しで、いずれ村にも正式な通知が来る予定であり、開村以来初の登録文化財となります。

村では、令和5年3月に文化財保護条例を制定し、6月に文化財保護審議会を設置いたしました。今後、村の貴重な文化財の保護と登録を進め、村の歴史を後世に伝えてまいります。

次に、デンマーク王国訪問について申し上げます。

デンマークとの協力・連携を強化し、将来の村の発展に資するため、11月3日から11日まで丹野議長、私と村職員4名、県立大学、駐日デンマーク大使館、株式会社オーリスから合わせて10名で、サムソ市（サムソ島）、熱供給に関連する企業、オーフス大学、デンマークボート協会を訪問し、意見交換と視察を行ってまいりました。

サムソ市においては、サムソエネルギーアカデミーを訪問し、サムソ市内の地域熱供給事業について研修するとともに、サムソ市のマールセン・マイヤー市長と友好都市協定について協議し、前向きな回答を得ることができ、またサムソ島における実践を踏まえた、再生可能エネルギーの利活用の支援に係る覚書を締結したところです。

熱導管製造会社であるログスター社においては、現在、村で敷設している熱導管の製造工程を視察し、徹底した品質管理のもとで製造が行われていることを確認できました。また、ボイラーを製造するリンカ社、ダンストーカー社の視察においては、大潟村に導入予定のボイラーの製造が順調に進んでいることが確認できました。

オーフス大学においては、文化社会学科日本学の富岡准教授と教育交流に向けた協議を行うとともに、日本学所属の学生と脱炭素に関する意見交換を行いました。教育交流については、富岡准教授から、引き続き将来の相互交流が可能な学校について、声かけを行っていただけるとのお返事をいただきました。また、学生との意見交換においては、学生が風力発電など再生可能エネルギーを身近に感じている様子がかげえ、地球環境の保全に寄与する再生可能エネルギーの活用が重要であり、脱炭素事業を推進していく意義を改めて確認いたしました。

最終日は、東京オリンピックの事前合宿のお礼にデンマークボート協会を訪問し、ユニ

ー・ソーレンセン会長との会談と施設見学、歓迎会がありました。現在、デンマークチームでは2024パリオリンピックに男子シングルスカルの出場が決定し、他の所属選手はオリンピック出場を目指し練習に励んでおりました。男子ペアのチームは大潟村での合宿を希望していましたが、予算の関係上実現できなかったとのことでした。そして、村での合宿の実施や出発の見送りについて、改めて感謝の言葉をいただきました。

今回は短い期間でしたが、大変有意義なデンマーク訪問となりました。今後はサムソ市との友好都市協定に向け具体的に進めるとともに、得られた知見を踏まえ、自然エネルギー100%の村づくりを目指して取り組んでまいります。

次に、脱炭素事業の進捗状況について申し上げます。

バイオマス熱供給事業については、現在、ボイラー本体の製造及び熱導管の敷設、ボイラー棟の建設が順調に行われております。ボイラー本体については、年度内に大潟村に到着する予定となっております。

公共施設等への太陽光発電事業については、ホテルサンルーラル大潟、ポルダー潟の湯、ふれあい健康館の3施設について、株式会社オーリスにおいて11月に入札が行われ、契約候補者が選定されたところです。現在、最終的な契約内容の調整と融資協議が平行して行われており、1月に契約締結の予定となっております。年度内の完工は厳しいため、環境省と調整の上、部材の納品までを実施する予定となっております。

また、太陽光設備と併せて導入する蓄電池設備については、環境省から令和5年度予算枠にて、11月30日付けで2億2千万円の内示をいただきましたので、交付申請の手続きを行っているところです。

そのほか、集合型村営住宅への太陽光発電と蓄電池の設置、施設の省エネ化、公用車のEV化については、現在、東北地方環境事務所と計画変更の範囲等を含めて調整を行っているところです。

次に、新型コロナウイルス感染症関連について申し上げます。

10月以降に診療所で集計した、村内における新型コロナウイルスの感染者数は3名となっております。

新型コロナウイルスワクチンの接種については、6月から7月にかけて高齢者及び基礎疾患のある方に対し「春夏接種」を行い、11月27日からは12歳以上の全ての方を対象に「秋冬接種」として、集団接種を開始しております。接種にあたり、ウェブでも希望日時を受け付けておりますので、是非ご利用ください。

季節柄、インフルエンザの罹患者が増加してきております。インフルエンザワクチン接種も診療所において曜日を決め実施しておりますので、ご利用ください。

コロナウイルスのまん延時と同様、うがい・手洗いなど、引き続き基本的な感染対策を心がけられますよう、よろしく願いいたします。

次に国民健康保険事業に係る要望活動について申し上げます。

国民健康保険事業に関する動きについては、6月定例会で申し上げたところですが、6月7日及び9月5日には県国保医療室に来庁いただき、今後の県独自の激変緩和に代わる措置が示されたところです。また、6月及び9月には村においても村国保事業の現状を理解していただくため、鈴木県議に同席いただき、再度、県国保医療室を訪問しております。県が示した独自の激変緩和措置については、村にとって過大と思われる事業費納付金の算定に対して大きな改善とは言えず、県も国が示した方法に基づき市町村の事業費納付金を算定しているため、算定方法の改定は困難であるとの見解でした。

そこで、事業費納付金の算定方法については国の考え方を拝聴する必要があると考え、10月19日に、私と福祉保健課職員2名で厚生労働省を訪問し、国民健康保険課長と面談し、村の現状を伝え、直接国の考えを聞いてまいりました。

国民健康保険課長からは「大潟村のように事業費納付金制度の影響で国保事業の運営が厳しいとの声は今のところ上がってきていない。国の特別調整交付金を各都道府県に配分しており、その裁量は県に委ねていることから、県と十分協議を重ねていただきたい。また全国的に窮状を訴える町村が多数あれば、全国町村会からの要望により検討する余地がある」旨の回答をいただいたところです。

国からの回答を踏まえ、11月28日に県副知事を訪問し、再度、事業費納付金に係る算定方法の見直しを求める要望書を提出しております。

なお、厚生労働省訪問時には、北海道における道独自の市町村の実状を考慮した公平な事業費納付金の算定方法の取り組みが紹介されました。非常に参考となる事例であると思われたことから、今月4日から6日の日程で、村国保ワーキングチーム職員、秋田県国保医療室の担当職員、及び村と同様に国民健康保険事業に苦慮している県外自治体職員と合同で北海道庁を訪問し、道方式について伺ってきたところです。

今後は、北海道の取り組み事例について共通認識のもと県と協議し、持続可能な国民健康保険事業となるよう取り組んでまいります。

次に、令和5年産農作物の作柄等について申し上げます。

はじめに水稻の作柄ですが、過去に例のない登熟期間の高温が影響し、JA大潟村の作況調査は「95」のやや不良となりました。早生品種は屑米が少なかったものの、玄米重が低下し、晩生品種については未熟粒が多く製品歩留まりの低下が目立ちました。また、白未熟粒や被害粒の割合が際立って高いことから品質の低下を招いており、2年連続での不作となりました。

次に、大豆ですが、本作大豆は播種後の降水量が少なく、発芽の不揃いや初期生育の遅れが目立ちました。小麦の後作大豆においては、発芽後の7月15日の豪雨により湿害に見舞われ、初期生育が著しく停滞しました。また、開花期以降の干ばつにより着莢数の不足や小粒傾向となったことに加え、害虫被害も目立ち、低単収・低品質となる見通しです。

次に、小麦ですが、播種時期から降雨日が多く、播種作業がやや遅れた圃場も目立ちま



した。全体的には茎数がやや少なめで、気温が平年より高めに推移していたことから、葉齢の展開が早く、越冬後の病害等の発生がやや懸念されるところであります。

次に、タマネギですが、育苗において、播種時からの高温により発芽や初期生育にバラつきがみられましたが、苗質は概ね良好でした。定植作業は雨が続き圃場の乾燥が進まず、全体的に遅れていましたが、定植後の状態は、苗質が良かったことから昨年並みの生育となっております。

次に、新米即売会について申し上げます。

10月1日にサンルーラル大瀧北側の駐車場で、ドライブスルー方式による新米即売会を開催しました。当日は不安定な天候ではありましたが、販売量は前年の約9割、30kg入り玄米1,617袋となりました。来場台数も昨年比約9割となり、大きな渋滞も無く、スムーズな開催ができたところです。

また、当日は協賛事業として生態系公園にてカタマルシェが開催されました。ときおり雨が降る天候でしたが、2,264人の来場がありました。

次に、クマの出没状況について申し上げます。

近年は県内においても市街地にツキノワグマが出没する事例が多発するようになり、今年も人身被害も特に多く発生しております。

平成29年以来、村内での出没はありませんでしたが、今年も9月中旬以降、村内の全域にわたり、延べ20回の出没情報が寄せられております。その都度、村民の皆様には防災無線等で注意喚起し、捕獲檻を設置するなど、村内での被害を防ぐため対策をとってまいりました。

なお、パトロールや駆除などには、大瀧村鳥獣被害対策実施隊員の皆様にご協力いただき、感謝申し上げます。

今年もご承知のとおり異常といえるクマの出没でありますので、村民の皆様におかれましては、引き続き注意してくださるようお願いいたします。

以上、諸般の報告といたします。

**【議長：丹野敏彦】**

次に、日程第5、議案第50号「一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例案」から、日程第7、議案第52号「特別職の職員で常勤のもの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例案」までを、会議規則第37条の規定により一括議題といたします。

それでは、村長より提出議案の説明を求めます。

高橋村長。

**【村長：高橋浩人】**

それでは、提出しております給与等の改定に係る議案について説明申し上げます。

議案第50号「一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例案」については、秋田県人事委員会の勧告に鑑み、一般職の職員の給料月額、期末手当、勤勉手当の額を改

正するものであります。

給与改定の内容は、民間との較差を解消するため、給料月額を平均1.04%、期末手当を0.05月分、勤勉手当を0.1月分引き上げるものであります。

次に、議案第51号「議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例案」及び議案第52号「特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例案」については、一般職の職員の給与改定に準じ、議会議員及び常勤の特別職の職員の期末手当を0.1月分引き上げるものであります。

以上、給与等の改定に係る議案の概要についてご説明申し上げたところでありますが、詳細につきましては、提出しております議案書、その他関係書類に記載されておりますので、ご高覧いただき、ご審議のうえ可決賜りますようお願い申し上げます。

**【議長：丹野敏彦】**

ただいまの提出議案の村長説明に対して、質疑を行います。

質疑ございませんか。

質疑ございませんか。《なしの声》

質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

原案に反対の方の発言を許します。《反対討論なし》

次に賛成の方の発言を許します。《賛成討論なし》

討論を終結いたします。

これより採決に入ります。

採決は挙手で行います。賛成の場合は挙手を、挙手しない場合は反対とみなします。

議案第50号「一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例案」について、原案に賛成の方の挙手を求めます。

挙手多数であります。

よって、議案第50号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第51号「議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例案」について、原案に賛成の方の挙手を求めます。

挙手多数であります。

よって、議案第51号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第52号「特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例案」について、原案に賛成の方の挙手を求めます。

挙手多数であります。

よって、議案第52号は原案のとおり可決されました。

次に、日程第8、議案第53号「大潟村会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例案」から、日程第20、議案第65号「令和5年度大潟村公共下水道

事業特別会計補正予算案」までを、会議規則第37条の規定により一括議題といたします。

それでは、村長より提出議案の説明を求めます。

高橋村長。

**【村長：高橋浩人】**

それでは、提出しております議案について、順次説明申し上げます。

議案第53号「大潟村会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例案」及び議案第54号「職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例案」については、地方自治法の一部を改正する法律の施行により、会計年度任用職員に対し勤勉手当を支給する必要があることから、所要の規定を改正するものであります。

次に、議案第55号「特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例案」については、鳥獣被害対策実施隊員の報酬を整備するため、所要の規定を改正するものです。

次に、議案第56号「大潟村国民健康保険税条例の一部を改正する条例案」については、全世代対応型の持続可能な社会保障制度を構築するための健康保険法等の一部を改正する法律等の公布に伴い、所要の規定を整備するものです。

次に、議案第57号「大潟村簡易水道事業の設置等に関する条例案」については、簡易水道事業に地方公営企業法の財務規定等を適用することに伴い、所要の規定を整備するものです。

次に、議案第58号「大潟村公共下水道事業の設置等に関する条例案」については、公共下水道事業に地方公営企業法の財務規定等を適用することに伴い、所要の規定を整備するものです。

次に、議案第59号「大潟村簡易水道事業及び大潟村公共下水道事業に地方公営企業法の財務規定等を適用することに伴う関係条例の整備に関する条例案」については、大潟村簡易水道事業及び大潟村公共下水道事業に地方公営企業法の財務規定等を適用することに伴い、所要の規定を整備するものです。

次に、議案第60号「令和5年度大潟村一般会計補正予算案」について、主な内容を申し上げます。

はじめに歳出についてですが、議会事務局関係では、議会費において、交際費を24万円増額しております。

総務企画課関係では、一般管理費において、縣市町村総合事務組合退職手当負担金として61万8千円、村創立60周年記念事業に14万8千円、企画費において、大潟村暮らし応援商品券事業（第2弾）に1,638万2千円、OA管理費において、秋田県町村電算システム共同事業組合事業に435万3千円を計上しております。

生活環境課関係では、住宅管理費において、施設管理費に194万4千円、消防施設費において、施設管理費に8万4千円を計上するとともに、第2期集合型村営住宅の借上料に

ついて、令和6年度から令和35年度まで、4億4,064万円の債務負担行為を設定しております。

福祉保健課関係では、戸籍住民基本台帳費において、附票本人確認情報初期登録運用サポート業務委託料に11万円、社会福祉総務費において、物価高騰重点支援給付金（低所得世帯）事業に2,377万円、灯油購入費緊急助成事業に79万5千円、障害者福祉費において、障害者支援施設等物価高騰対策事業に21万円、介護保険費において、介護保険事業特別会計繰出金に16万5千円、児童措置費において、過年度児童手当交付金返還金として455万7千円を計上するとともに、保健センター費において、人間ドック・脳ドック業務委託料について、令和6年度に280万円の債務負担行為を設定しております。

産業振興課関係では、農業振興費において、有害鳥獣駆除事業に27万8千円、農業経営フォローアップ資金利子補給事業に8万1千円を計上するとともに、農業経営等復旧・継続支援対策事業について、令和6年度に574万円、農業経営フォローアップ資金利子補給事業について、令和6年度から令和15年度まで1,263万3千円、桜と菜の花まつり実行委員会補助金について、令和6年度に300万円の債務負担行為をそれぞれ設定しております。

教育委員会関係では、事務局費において、こども海外研修事業に76万7千円、教育振興費において、教師用教科書等整備事業に417万8千円を計上するとともに、学校園建物総合管理業務委託料について、令和6年度から令和8年度まで3,164万3千円、学校給食等業務委託料について、令和6年度から8年度まで8,533万2千円の債務負担行為をそれぞれ設定しております。

さらに全般的事項として、給料表及び期末・勤勉手当の改正等に伴う人件費の増減額分を計上しております。

これにより、補正総額は6,948万7千円となり、補正後の予算現額は53億1,175万8千円となっております。

なお、補正の財源は、国庫支出金、県支出金、繰越金等に求めたところであります。

次に、特別会計の補正予算案の主な内容について順次申し上げます。

議案第61号「令和5年度大潟村診療所特別会計補正予算案」については、一般管理費において、人件費等を12万6千円増額しております。

次に、議案第62号「令和5年度大潟村国民健康保険事業特別会計補正予算案」については、一般管理費において、旅費の増額及び業務システム改修のため事務費を18万4千円増額しております。

次に、議案第63号「令和5年度大潟村介護保険事業特別会計補正予算案」については、一般管理費において、業務システム改修のため事務費を33万円増額しております。

次に、議案第64号「令和5年度大潟村水道事業特別会計補正予算案」については、一般管理費において人件費等を29万円増額するとともに、水道事業管理費において、施設・設備の維持補修及びろ過流量計の更新のため189万8千円を計上しております。

次に、議案第65号「令和5年度大潟村公共下水道事業特別会計補正予算案」については、一般管理費において、人件費を14万1千円増額するとともに、共済費並びに秋田県・雄物川流域下水道事業負担金あわせて82万7千円を増額しております。

以上、提出案件の概要についてご説明申し上げたところでありますが、詳細につきましては、提出しております議案書、補正予算書、その他関係書類に記載しておりますので、ご高覧いただき、ご審議のうえ可決賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

**【議長：丹野敏彦】**

先ほどの村政報告並びにただいまの提出議案の説明に対する質疑は、明日、8日を予定しておりますので、よろしくお願いいたします。

次に、日程第21、「一般質問」を行います。

会議規則第61条の規定に基づき、通告のあった順に質問を許します。

4番、菅原アキ子さん。

**【4番：菅原アキ子議員】**

4番、菅原アキ子です。

私からは2点のことについて質問させていただきたいと思いますが、はじめに、「あきたこまちR」について、お伺いいたします。

県は、現在栽培されているあきたこまちを、令和7年からカドミウムをほとんど吸収しない新品種あきたこまちRに全面切り替える方針を示しています。先日、県からの説明会が農協で行われましたが、私たちはこれまで切り替えの必要性や経緯について、ほとんど知らされていませんでした。農業団体から要請があったようですが、全国に公表する前に県ではこういうことを考えていますということをもっと以前に、生産者や消費者に詳細に説明し、理解を求めるときではなかったかと思っています。あきたこまちRは、あきたこまちと品質や食味が同じなので、意見を聞く必要はないというお考えで公表されたのではと理解せざるを得ません。今では他の県でも栽培されるようになりましたが、あきたこまちは、秋田県が長年にわたって努力を積み重ねて作り上げた日本のブランド米です。それだけに県民からの意見聴取を行うことなく、こまちRへの全面切り替えを進めようとしている県の姿勢には、不安を感じる県民への配慮が感じられません。

あきたこまちRは、育種の最初の段階で放射線の一種である重イオンビームを照射して得た突然変異体から、カドミウム吸収量が極めて低い個体を選抜して誕生した「コシヒカリ環1号」とあきたこまちを交配し、さらに7回繰り返し交配して誕生した品種のため、本当に安全で安心なのか、不安や疑問の声が多く聞かれます。他にもたくさんの品種がある中で、あきたこまちRがいくら安全だと話しても、消費者は放射線育種と聞いただけで心理的に離れていくのではないかと、とても心配になります。

日本は火山国であり、土壌が酸性であるため、土壌中のカドミウム濃度が高く、国はカドミウム濃度の低減対策の取り組みを推進していることは認識しています。その一環であ

ることは理解できます。

食の安全については、いろいろな考えがあると思います。いち早く発信することが秋田県としては大事であると先日の県の説明会でお話されておりましたが、影響は大きいはずですし、それでもどうして秋田県が全国に先駆けてあきたこまちRに切り替えると公表されたのか、その真意が知りたいです。

高カドミウムの地域だけでなく、どうして全県一律に切り替える必要があるのか、私達はその理由を明確に知らされておられません。あきたこまちRを導入したとしても、高カドミウムの汚染地域が減少することには繋がりません。むしろ全国に先駆けて、あきたこまちRに全面切り替えを公表することは、秋田県が高カドミウム地帯であるという間違った認識が広がり、秋田県農業が大きな風評被害を受けることになるのではないかと案じています。

今後の輸出促進も見据え、海外基準に合わせた生産体制にするためとのことですが、カドミウムを抑制する利点はあっても、放射線育種は、EUでは有機認証は排除されています。そういう状況でEUに受け入れてもらえるのか、甚だ疑問です。

県は、移行期間もないままに、令和7年からの全面切り替えを目指しています。そうなりますと、来年度に行われる私達の種子の選択にも影響が出てきます。

大潟村は、ふるさと納税の返礼品にも使用しており、大変好評であると伺っております。あきたこまちを食べてくれている消費者の方たちが、今後自由に選択することができなくなるとしたら、他にたくさんのお米がある中では、あきたこまちを食べる必要はなくなります。お米を作っている専業農家が多い大潟村にとっては大変大きな問題です。全面切り替えするのではなく、生産する人も食べる人も自由に選べる、あきたこまち・あきたこまちRを選択できるようにすべきだと思っています。

村長は、県の方針に対してどのように考えておられるでしょうか。また、村民のほとんどが米農家である村のリーダーとして、どの立場で作付けを推奨していかれるのでしょうか。伺いたいと思います。

**【議長：丹野敏彦】**

高橋村長。

**【村長：高橋浩人】**

菅原アキ子議員の質問にお答えします。

はじめに水稻種子やその種子の原種についてですが、議員ご承知のとおり、管理や運用については県の管轄となります。

「あきたこまちR」は放射線育種である「コシヒカリ環1号」を交配した後にあきたこまちを7回戻し交配してつくられています。あきたこまちRについては、今後、カドミウムやヒ素の国内基準が海外の基準に合わせて厳しくなることを想定し、全国に先駆けて本県が導入することとしている、あきたこまちをベースとしたカドミウム低吸収性の品種で

あり、そうした県の取り組みには私も理解をしております。

そうしたなか、議員ご心配のとおり、「放射線」という言葉とともに、誤った情報が一部の消費者の間で流れていることは承知しており、現在は、県を中心にJAグループをはじめとした農業団体と一体となり、そういった風評被害が無いよう、消費者等への情報周知やPR活動に積極的に取り組んでいる状況です。

また、従来あきたこまちとあきたこまちRの種子を選択できるようにしてほしいとのことですが、村内には直接、消費者や実需者に販売している農家も多いことから、私も当分の間は、移行期間の意味も含め種子を選択できるようにした方がよいと考えております。11月22日に行われた「秋田県と市町村の協働政策会議」の場においても、直接、知事に要望をしたところです。

今後とも、安全で安心な米を生産していくためにも、村内農業団体と連携をして、この問題に臨んでいきたいと考えております。

以上です。

**【議長：丹野敏彦】**

再質問ございますか。

菅原アキ子さん。

**【4番：菅原アキ子議員】**

ただいまの村長の答弁で、県の管轄であるということはず、それは私もちゃんとわかっております。

先で行われた県の説明会では、農協が用意してくださった席は満席で、あふれるほどの人でいっぱいでした。それぞれの思いで聞き入っておられたと感じておりますが、村民の中には、令和7年用のあきたこまちの種子を他の県から買う契約を既に済ませた方もおります。どうか、そういう村民の思いもしっかり受け止めていただきたいです。

専業農家が多い大潟村から全面切り替え反対の声を上げてもらえれば、県としても考えざるを得ないのではないかと大潟村に期待する声もいただいております。米づくりの専業農家の村だからこそ、その姿勢を示すことが必要なときもあると思うのですが、いかがでしょうか。

村長から先ほど、その移行期間も含め、当分の間はもう少し考えていただきたいという村長のお言葉をいただき、私も同じ意見ですので大変ありがたいのですが、専業農家の村だからこそというこの姿勢ですね。ただ県のそういう方針に則って、同じく向くのではなくて、大潟村だからこそというそういう姿勢は、ぜひ持つべきではないかと思うのですが、そのことに対しても、お願いできますでしょうか。

**【議長：丹野敏彦】**

高橋村長。

**【村長：高橋浩人】**

菅原アキ子議員の再質にお答えします。

まず、先ほど申し上げましたように、秋田県の全町村長と市長の集まる知事との共同政策会議の場においてこの問題を取り上げ、私も発言をさせていただきました。当分の間は両方の、あきたこまちとあきたこまちRの種子の選択ができるようにしてほしいという要望をしたところです。ただ、県の方では、今回の県議会でも同じ質問が出されておりましたが、同じような答弁でして、種子を、両方を県内で作ることは、種子のコンタミ、混ざることにも心配されるので、難しいというような話でありました。ただ、県の方でもそうした種子生産について、原種などの提供については検討する旨の話もありましたので、そうしたことが可能かどうかということについて、農協の方でも今問い合わせをしているとも伺っております。いずれ、村の農業団体ともしっかりと連携をとりながら、村農家が混乱しないように、または従来にあきたこまちの生産を希望される農家に種子がしっかり届くように、私の方でもできるだけ努めていければと思いますし、県においては、ただ単にこまちRしか作らないということではなく、県外から種子を調達してくださいと今は言っているわけですので、そうした場合においても県が間に入ってしっかりと調整をするなど、そうしたことも含めて県には話をしていければと思いますので、どうかよろしくお願いします。以上です。

**【議長：丹野敏彦】**

再々質問ございますか。

菅原アキ子さん。

**【4番：菅原アキ子議員】**

県の市町村とのそういう懇談会の席でも、村長なりに要望していただいているということとで安心しております。

ただあくまでも、知事がテレビでおっしゃっていたことを聞いたことがあるのですけれども、農業団体から強い要望が出ているというふうにおっしゃっておりました。でも私はその時、こういうことが進んでいるということはちょっと知らなかったものですからすごくびっくりしたのですけれども、同じ農業団体といっても確かに県内でもカドミウムの高い地域はございます。そういう人たちにとってはやはり死活問題ですので、県に対して要望されているということは十分理解できますし、大変な問題だとは思っています。

でも、それによって秋田県全域が高カドミウム地域だという、先ほども申し上げましたように、間違った認識が全国に広まれば大変なことです。大潟村が米農家のほとんどの村民が作っている中、大潟村だけではなく秋田県全体の、その農業に及ぼす影響というのはもう莫大だと思います。そういうこともすごく自分としては危惧しておりますけれども、村長がそういうところで発言されたということを知って少しは安心しておりますけれども、あくまでも知事は7年度の全面切り替えということをおっしゃっておりますので、どうかその移行期間を少し置いていただいて、皆さんに理解が深まるようなそういう期間ですね、



ぜひ持っていただきたいと思っております。

それと、村のふるさと納税の返礼品としてお米を使っているわけですが、もし、今知事がおっしゃっているように、令和7年からの全面切り替えになった場合、村としては現在どのような対応を考えておられるでしょうか。大変影響を及ぼす問題であると思っておりますので、今現在の村長のお考えですね。伺いたいと思います。

**【議長：丹野敏彦】**

高橋村長。

**【村長：高橋浩人】**

菅原アキ子議員の再々質にお答えします。

まず村内でもこまちRの種子でもいいという方もいらっしゃるのも事実ですので、全ての農家がこまちをとということでもないということも、ご理解をいただきたいと思います。

今、仮集計といいますか、アンケートを取った段階では約1000ヘクタールぐらいの面積のこま치의希望者があるという状況ですので、多いのは多いですが全部ではないということです。

その上で、ふるさと納税の返礼品については、それぞれの事業者提供してもらっていますので、それぞれの事業者が責任を持って米を提供していただければ、それをふるさと納税の返礼品として引き続き提供していきたいと思っておりますので、村としてどちらか一方ということは考えておりませんので、どうかよろしく願いいたします。

以上です。

**【議長：丹野敏彦】**

次の質問をお願いします。

菅原アキ子さん。

**【4番：菅原アキ子議員】**

次に、公共下水道を支援する新たな官民出資会社についてお尋ねいたします。

県と全ての市町村、民間企業3社が連携して、公共下水道を管理・保全する官民出資会社「ONE・AQITA（ワン・アキタ）」が、11月下旬に秋田市に設立されます。各自治体で行っている下水道事業の事業計画や、人件費を削減する経営戦略の策定などを支援することで、業務の効率化や経費削減を図るほか、民間のノウハウを活用し、専門的な技術職員の研修が行われる予定となっております。

県や市町村が共同出資する事業者は、東京の建設コンサルタント会社の日水コン、秋田銀行、ビル管理などを手がける秋田市の友愛ビルサービスで、官民が共同で出資した会社に支援業務を委託する取り組みは、全国でも初めてということです。

下水道は50年ほどで耐用年数を迎えますが、40年を過ぎる頃から腐食などによる陥没事故が増えるということは、以前質問させていただいたときにご答弁をいただいておりますので、承知しております。

これまで、村でも下水道環境を維持するために、平成27年度から今年度までの9年間にわたり、下水道管路内に堆積した土砂などを高圧洗浄により清掃する事業を行ってきており、その効果はとて大きいものと認識しております。

人手不足や施設の老朽化、人口減少に伴う水道使用量の減少などで、どこの自治体でも事業の継続が課題となっていることをよく耳にしておりますが、住民の暮らしを支える生活排水処理事業は村民にとっても最重要インフラです。

村は推測されていた年度よりも早く、既に人口3,000人を割り込んでおり、使用料収入の減収など、今後の影響が懸念されます。

新たな株式会社は、来年4月から本格的な業務が始まりますが、資本金は1億円で、県が約18%、25市町村が約33%、民間会社が49%となっております。市町村はどのような内容と割合で出資し、それに基づく村の出資額はいくらでしょうか。

また、政策判断はこれまでどおり各自治体が行い、今年度中に希望する市町村から順次業務委託を受ける予定となっております。膨大な量の管路がこの先、次々と更新時期を迎えるとき、民間のノウハウや発想を取り入れた策定で持続的にサポートを受けられますし、設備工事の支援、資産や台帳管理など、業務のコスト低減が一層図れることが期待されます。効率的な事業展開を目指すために、村はいつ頃、どのような業務を委託する予定でしょうか。伺いたいと思います。

**【議長：丹野敏彦】**

高橋村長。

**【村長：高橋浩人】**

菅原アキ子議員の質問にお答えします。

議員のおっしゃるとおり、下水道事業の支援を目的とする官民出資会社「ONE・AQITA」が11月20日に設立され、12月1日より事業の開始となりました。

この官民出資会社は、各市町村より業務委託を受注する形式となりますが、営利を目的としないことから経済性に優れており、民間の専門職員や県職員も出向するため、依頼した成果品の質も保証されるものになります。

その出資金については、持株比率で県が18.21%、25市町村で計32.7%、官側合計51%の比率となっており、官側が主導していく形です。県と市町村の割合配分については、生活排水処理区域内の人口に応じて算出されております。村の出資額は、人口比率の0.1%分の10万円です。また、負担額の多寡による依頼業務の有利不利はありません。

新会社の構想として、設計や工事は地元業者や入札業者で行うものと考えているため、各種計画の作成や工事の積算、現場技術監督が主な業務となります。村として依頼を考えている事業は、公営企業のコンサル業務や経営戦略の更新業務、将来的には、ストックマネジメントの策定など、必要に応じて検討・委託していきたいと思っております。

以上です。

**【議長：丹野敏彦】**

再質問ございますか。  
菅原アキ子さん。

**【4番：菅原アキ子議員】**

営利を目的とせず、官が主導し、村は人口に応じてということで10万円ということを行い、ありがたい事業だなと思っています。

業務のコスト低減に繋がるように業務委託を行っていただきたいと思いますが、今回のこの官民出資の新会社ができたことによって、業務の負担も少しは緩和されてくるのではと思っているのですが、職員の配置や業務内容については、これまでどおり行われるという理解でよろしいでしょうか。

**【議長：丹野敏彦】**

高橋村長。

**【村長：高橋浩人】**

菅原アキ子議員の再質にお答えします。

まず、このONE・AQITAは、先ほど言ったようにコンサル業務とか経営戦略、または現場監督のようなそうした業務は担っていただきますが、日常の管理等を含めやはり必要でありますので、まず現在では今の人員体制を維持する形で取り組んでいきたいと思っております。

また、公営企業会計が導入されますので、その対応にも少し時間を要すると考えていますので、まず現体制をそのまま維持していくこととしておりますので、よろしく願いいたします。

**【議長：丹野敏彦】**

再々質問ございますか。  
菅原アキ子さん。

**【4番：菅原アキ子議員】**

もちろん現体制を維持していくことは大切だと思います。

先ほど、12月1日から業務委託が始まっているということでしたが、そういう業務、内容等もちろん関係してくるのですが、村としてはいつ頃お願いするとか、そういう予定というのは、まだわからないということでしょうか。

**【議長：丹野敏彦】**

高橋村長。

**【村長：高橋浩人】**

再々質にお答えします。

まず、来年度事業からとなるとと思いますが、すぐ依頼できる部分というのは工事の現場監督のような部分かと思いますが、いずれ来年度予算の中でどういったことを依頼しながら

ら、よりよい形で村の事業が進めていけるかということも含め、検討していきたいと思っておりますので、どうかよろしく願いいたします。

**【4番：菅原アキ子議員】**

終わります。

**【議長：丹野敏彦】**

次に、7番、菅原史夫さん。

**【7番：菅原史夫議員】**

7番、菅原史夫です。

私から2点、質問させていただきます。

まず1つめ、学校給食等業務委託についてということで、本年9月に広島の給食業者が破綻して、委託していた学校や施設で大きな混乱となりました。またその後も全国各地で給食業者の破綻が続き、低い受託金額や人手不足など、事業を取り巻く厳しい環境が浮き彫りになりました。

学校給食は子どもたちの健康の増進はもとより、食を通じて様々な教育の推進など重要な教育的役割を担っています。本村の学校給食も給食業者へ業務委託していますが、人手不足や国民生活を圧迫する諸物価の高騰が続いており、このまま引き続き事業を継続できるのか懸念しています。

業務受委託はお互いウィンウィンの関係でなければ良い結果は生まれないと考えます。

そこで、

①本業務の受託業者の状況はどうか。

②本業務委託契約は複数年数、3年契約であります。社会情勢の大きな変化への対応について協議する条項のようなものを設けているのか。

ということを質問させていただきます。

**【議長：丹野敏彦】**

教育委員会、宮田教育次長。

**【教育次長：宮田雅人】**

菅原議員の質問にお答えいたします。

はじめに、本村の給食等業務委託の主な内容についてですけれども、基本的にはほぼ調理業務でございます。ですので、事業者に求めているのは人材教育や衛生管理となっております。

菅原議員ご指摘の、事業者の破綻の理由についてですけれども、食材費、光熱水費、人件費等の高騰ということは各種報道でも出されているとお承知しておりますけれども、村の委託業務の場合、食材の購入費や光熱水費、日常の消耗品費などについては、村の会計から別に支出しております。ですので人件費の高騰ということについては影響は出るかと思っておりますけれども、その他のことについては、事業者の負担増になっているわけではな

いというところをご理解の上、1つめのことについて回答していきたいと思います。

まず、受託業者の状況についてですけれども、現在の受託業者は平成28年度から継続して受託していただいている事業者です。最初の年にプロポーザル審査を実施して以降、随意契約にて契約を更新してきているというのが現在のところでは。

現受託業者ですけれども、幼保施設の給食業務委託を全国で450件以上、学校給食に關しましては500件以上を受託している事業者で、運営している実績があるということでございます。他にも社員食堂とか福祉施設の給食、病院給食等を運営しております。こうした給食専門の事業者として60年の歴史があるということですので、そういった経験をふまえてノウハウと知見を有しているということでございますので、複数の施設を運営していることによる欠員への相互補完など、そういった施設ごとの補完にも強みがあると考えております。

コロナ禍においても、会社の人材教育はしっかりしており、欠員が出た際の補充についても迅速に対応していただいております。

事業の継続性について、受託業者から経営悪化等のお話は聞いておりませんが、従業員の確保には苦慮しているといった内容の報告はいただいております。

次に、2つめの社会情勢の変化への対応についてですけれども、こちらは契約を変更しようとする場合は、相手方に申し出の上、相互に協議の上、決定するという旨の規定を設定しております。

今後も学校給食の運営については、支障のないように受託業者と協議をしながら連携してまいりたいというふうに考えております。

以上です。

**【議長：丹野敏彦】**

再質問ございますか。

菅原史夫さん。

**【7番：菅原史夫議員】**

ありがとうございます。大きな、そして歴史のある業者さんだということで、まずそういう心配はないというふうなお話だったとは思いますが。

ただですね、やはり村の契約は、確かに食材だとか光熱費等ではなくて、調理業務、要は人件費の部類で、なので他の破綻した業者とはちょっと契約内容が違うというお話だったので、今やはりどの業界も困っているのは、人手不足。要は、資金繰りがうまくいっていても人が集まらないというような業種が今たくさんあるようです。そういう中で、この会社は今のところご自分のところでうまくやっているというお話なのですが、その辺のやはり意思の疎通、業者さんに、まず3年間という長い期間なので、ましてや今回もいろいろな諸物価がまた値上がりして、確か10月からまた値上がりしたりしました。そういうふうな社会情勢がここ1年でかなり違ってきているので、その経営状況も踏まえて、

今のところはいいかもかもしれませんが、9月にあった業者さんも、ある日突然、何の前触れもなく業務ができなくなって廃業したというようなことなのですね。

帝国データバンクの情報によりますと、給食業者というのはやはり社会情勢が非常に厳しい状況なので、2022年に調べた最終利益が、給食事業者374社のうち6割超が赤字や減益であったと、1割超が3年連続の赤字になるなど厳しい経営環境が露呈したというふうになっているのですよ。そういうような状況なので、やはり委託してそのままというわけでもないでしょうけれど、こういう状況なのでお互いやはり情報交換しながら、要は一番困るのはある日突然なくなるのが困るので、その辺ちょっと密に連絡を取り合うというふうなことが必要だと思うのですが、その辺については、特にここ3か月ぐらいですか、この給食事業についてクローズアップされてきたのが、その間、何かいろいろやり取りをなさっていたのか、それも含めてちょっとお願いします。

**【議長：丹野敏彦】**

教育委員会、宮田教育次長。

**【教育次長：宮田雅人】**

菅原議員の再質問にお答えいたします。

確かにおっしゃるとおり、村で、食材費だとかそういったものは負担しているとはいえ、人手不足、そちらに関しては非常に安心してというところではないのは、業種全てにおいてそんなところではありますので、業種を超えた課題にはなっているかと思えます。

これからは労働生産年齢人口が減っていきますので、その辺では給食業務に限らずいろいろな業種で人手不足というのは起こりうるので、今後は全てにおいて影響のあるところなのかなというふうには捉えております。

8月、9月以降の給食業者の破綻の報道があって、受託業者とは、密に連絡を取っているというほどではないのですけれども一応何度か連絡を取り合いまして、現在の状況について話はしております。先ほどもちょっと触れていましたけれども、やはり人手不足なので、働いている人の休みなどの補充で他のところから回してもらったりだとか、先ほど強みと説明はしましたけれども、そういったところでいろいろやりくりに難儀しているというような報告も中にはありました。

これからまた業者選定等、始まるわけですけれども、そういったことも含めて、やはり情報収集的なところになるのですけれども、そういったものは継続してやっていかなければいけないなというふうに考えております。

以上です。

**【議長：丹野敏彦】**

再々質問ございますか。

菅原史夫さん。

**【7番：菅原史夫議員】**

よろしく申し上げます。

先ほどそちらからのご回答があったように、今年でまず1回契約が切れて、来年度新たにということで、プロポーザルをやる予定だということ、非常にそれはいいことだと思うのですよね。普通の入札で単に金額が高いか安いかにいうことで判断するようなことではなく、総合的に評価しながら業者を選定していくというようなことで再度進めていただきたいと思います。

ただ、村長説明でもあったように、教育長が不在ということで、職務代理の方もいらっしゃいますが、ちょっと負担がどうなのかなということも懸念されるので、これは、村当局の方もいろいろその辺の協力といいますか、助言、支援等も当然考えてらっしゃると思うのですけれど、その辺についてはどうか。もう教育委員会にも全部おまかせという感じなのですか。それとも、その辺はどういうふうに考えてらっしゃるのか。村長にお聞きしたいと思います。

**【議長：丹野敏彦】**

高橋村長。

**【村長：高橋浩人】**

菅原議員の再々質にお答えします。

まず、給食業務のプロポーザル審査の方は以前もやっております、審査自体には私も加わる形で参加させていただいておりますが、事務手続きについては教育委員会の方で経験がありますので、そちらの方で進める形で進めたいと思っております。

いずれ審査にあたっては、議員ご指摘の点も踏まえて、しっかり事業者を選考していきたいと思っておりますので、どうかよろしく願いいたします。

以上です。

**【議長：丹野敏彦】**

次の質問をお願いいたします。

菅原史夫さん。

**【7番：菅原史夫議員】**

次の質問に移ります。

少子化対策についてということで、少子化がますます顕著になっています。11月26日付の日経新聞によると、2023年の日本人の出生数は70万人台前半となる見込みで、これは8年連続で過去最少を更新するようです。

少子化は地域、そして国そのものの基盤を揺るがす危機であります。国も最重要課題と捉え、少子化対策の制度創設や改正、予算確保など、制度の枠組みや基盤づくりを行っています。施策の実施は住民に最も近い地方自治体が担っていますが、なかなか決め手がなく、また成果がすぐ出るものではないと思います。国はもとより自治体も、粘り強く継続的に政策を進めていくしかないだろうと考えています。

そこで、

- ①少子化対策は、結婚、妊娠、出産、育児、教育、親のケア、働き方など、多岐にわたる対策が必要です。これらを課ごとに施策立案やフォローするのではなく、横断的、総合的に見る組織が必要と思いますが、村当局のお考えを聞かせてください。
- ②子育ての経済的支援として、以前質問させていただいた、こども園の3号認定の保育料の無償化、1号・2号認定の給食費、これは副食費ですが、この無償化の検討はその後どうなっているのかお聞かせ願いたい。
- ③先般、子育て世代のフレッシュミズの方々との懇談会で様々な意見や要望が出ました。村当局も、子育て世代のニーズを把握するためにはいろいろやっているとは思いますが、「子どもがいるとなかなか会議に出られない」「会議のために一時預かりを有料で利用することは難しい」との意見もありました。少子化対策には子育て世代の意見・要望を吸い上げることが重要なことであると思いますので、より多くの人に参加しやすい環境づくり、例えば一時預かりの利用料の減免、費用弁償補助などを検討してみたいはいかがでしょうか。

よろしく申し上げます。

**【議長：丹野敏彦】**

高橋村長。

**【村長：高橋浩人】**

菅原史夫議員の質問にお答えします。

1点目の少子化対策については、現在、各課においてそれぞれ把握している住民ニーズ、国・県の施策や業務に関する法令を踏まえて政策を立案し、予算要求が行われております。これまで少子化対策に係る施策については、総合的に検討・調整する必要があることから、総務企画課、福祉保健課、教育委員会の予算査定時において、それぞれの要求を取りまとめ、財源、ニーズ、対象、事業費、効果等を総合的に判断し、一体的に査定しております。この取り組みについては、今後の予算査定においても実施する予定です。

その検討の1つとして本年度は、各課の政策を網羅し、住民がわかりやすく子育て情報を得ることができる「子育てガイドブック」を作成いたしました。

議員ご提案の、少子化対策に総合的に対応する部署を新たに発足させることは、現状の職員数では困難であり、多岐にわたる関係省庁からの専門的情報収集や、それに関連する事務量を勘案すると、現体制の方が効果・効率的に機能すると考えております。

今後も職員同士が連携し、情報共有しながら一体的に少子化対策を検討し、進めてまいりたいと思います。

2点目の、こども園の保育料についてですが、現在、2つの助成を行っております。

1つめは、第3子以降児童の保育料の無償化です。これは多子対策として行っているもので、所得制限はありません。



2つめは、その他の全児童を対象に、保育料の4分の1から全額を補助するもので、補助額は所得や家族構成に応じて決まります。給食費についても助成を行っており、3歳以上の1・2号認定の児童については原則半額で、さらに村民税が一定額未満の世帯及び第3子以降については無料としております。令和4年度の保育料、給食費の助成においては、保育料で340万円程度、給食費で90万円程度を村で負担し、利用者の負担軽減を図っております。加えて、村の保育料については国の定める基準の半額に設定しており、国基準額と比較した場合、年間300万から500万程度を村で負担していることとなります。その上で、毎年の予算編成の際には、在宅の子育て世帯も考慮し、無償化も含め、保護者の負担をどうするかについて議論・検討して進めることとしております。

子育て世帯の負担軽減については、就学前の段階にとどまらず、幅広い長期的な支援が必要となります。今年度は学校給食を無償化し、総額約1,300万の負担軽減を実施しました。村としては限られた予算の中で、公平性を保ちながらも、優先順位をつけ、取捨選択しながら各種政策を展開しているところです。こども園の給食費及び保育料の無償化については、少子化対策の柱の1つとして実現できるよう、国や県の動向も見ながら引き続き検討してまいりたいと思います。

3点目ですが、村が主催する会議のうち、子育て世帯の参加が多いものについては、アリスの会の協力を得て、託児と一緒に会議を開催しております。委員ご指摘のとおり、会議などの場に参加しやすい環境づくりは、村としてより一層推進していく必要があります。子育て世帯を含めた参加者にとって会議等への参加を阻害するような要因があれば、当局としてどういった対策が可能で効果的なのかを、議員ご提案の内容も含め、今後具体的に検討してまいりたいと思います。

また今年度は、大潟村子ども子育て支援事業計画の改定に向けて、子育てに関するアンケート調査を行う予定となっております。その調査の中でしっかりと子育て世帯の意見や要望を吸い上げ、子育て支援に活かしてまいりたいと思いますので、よろしく願いいたします。

以上です。

**【議長：丹野敏彦】**

再質問ございますか。

菅原史夫さん。

**【7番：菅原史夫議員】**

ありがとうございます。①については、確かにこの組織、独立した部署という、人の問題だとかいろいろ出てくるとは思うのですが、段階としてチームという形でも考えられると思うのですよ。というのは、やはりこの少子化対策というのは、生まれてから、いろいろな部署、役場で言う部署、それが関係してくる。ですので総合的判断を誰がするのかということも出てきますので、やはりそこは専門的なチーム、段階的にそういうふうな形

でプロジェクトチームという形で考えていくのも1つの手かなというふうには思っていたのですよ。それについてはちょっと検討してみただけであればいいかなというふうには思います。

例えば、結婚支援センターと他がどういうふうな関係にあるのかとかそういうようなこともありますから、単独で動くのではなくて、あとはネウボラとどういうふうな関係があるのかとかそういうふうには、要は関係するところが集まって子育てという1つのものに特化した部署もこれからは必要なのではないかなと、これだけ少子化が危機的状況になってくれば、というふうには思っています。ですので、その辺の検討できるものは今後、検討していただきたいというふうには思いますが、その辺も再度お聞かせ願えればと思います。

あと、2番目の経済的支援の件なのですが、前回、3月にご答弁いただいたときは、特に1号・2号の給食費について、村長がお話したとおり、村・県からの補助ということも、そのときもお聞きしました。

今年度から、小・中学校の給食費が無償化になったということで、このこども園についても、早急な検討課題と考えているということで、今後、深く検討した上でというふうにご答弁をいただいたのです。それからちょうど、1年は経っていないですね、8ヵ月ぐらいですか、それでどのような検討をなされて、今度、来年度予算を策定する時期なので、その辺についてはどこまで話が進んでいるのかなというふうには思ったのですが、前回と同じようなご答弁だったので、ちょっとがっかりしているのですけれど、具体的にその辺、もし詰めるところは詰まっているのだったら、ちょっと教えていただきたいということが1点と、あと3号認定の件なのですけれど、これも補助が出ていて、国の基準よりかなり低額で収まっているということなのですが、国の方も異次元の少子化対策ということで、それだけ銘打って、内容はともかくとしてね、最重点事項として捉えている。要は、これは何かというと、要は投資だと思うのですよ、ある程度ね。子どもというのは、将来的にその子が良き納税者になっていただいて社会を支えてくれるといった場合の。ですので、やはり子育てに関する環境というのは少なくとも経済的な負担というのを極力減らしてあげないと、なかなかこの少子化対策というのは、ただでさえなかなか特効薬がない状況なので、ちょっとその辺ももう一步踏み込んだ検討をぜひお願いしたいなと、段階的でもいいですけれど。

今、世帯所得によって保育料が8段階に分かれていると思うのですけれど、各階層の大体の人数割は分かるものなのではないでしょうか。所得によって階層が分かれている、どの階層が一番多いものなのか。前に説明を受けたときには、2万から3万ぐらいの保育料基準月額を利用する人が多いようなお話を聞いたのですけれど、その辺を出したら、まず負担する額についても村の方は多少は負担できる部分もあるのではないかなというふうには思っているのですが、それについてもちょっと一步踏み込んだ検討というものをできないかということも含めて、お願いします。

**【議長：丹野敏彦】**

高橋村長。

**【村長：高橋浩人】**

菅原議員の再質にお答えします。

まず、村の体制づくりについてですが、先ほども話をさせていただいたように、子育てに関わるような事業を各課横断的に今実施しているところで、ただ予算査定時においては、それを一覧にして、現実はどういう事業を総体としてやっているかということも把握しながら査定をしているところで、そうした流れの中で今回、子育て支援ブックを作成させていただきました。ある意味、各課連携をとりながら策定しておりますので、そういった専門的なチームとまではいきませんが、連携をしっかりとっている状況と認識しております。

今後もそうした連携はしっかりと取りながらも、先ほども話をしましたが、それぞれの省庁からの連絡系統が異なったり、または県との連絡系統が異なったりしている状況ですので、そういった情報収集を含め今の体制の中で取りながら、しっかりと連携していくということに力点を置いてやっていきたいと思っております。ただ、それぞれの課において子育て事業を担当している職員はいますので、そういった職員同士の情報共有の機会を、予算編成のみならず、ある程度の期間で共有するとか、事業の進捗状況を確認するなど、そういった機会はあってもいいのかなと感じたところです。

いずれ今、国の方でも様々な検討をしているようで、それが具体的にどうなっていくかはまだ見えないところがありますので、そういったものを注視しながらしっかりと対応していきたいと思っております。

経済的負担軽減についてですが、今、保育料の4分の1から全額を補助していると、言われたように8段階ぐらいありますが、はっきりした、今その階層にどれぐらいいるかということの正確な数字はわかりませんが、国保でいくと約4割が最大の納付になっていることを考えると、4割ぐらいが4分の1の保育料になっているのかなと感じております。いずれ具体的な数字は後ほどお示ししたいと思いますので、よろしく申し上げます。

そうした中で先ほどもちょっと触れましたが、村の場合、在宅で子育てしている世帯もいますので、そういった方々へ今も支援をしています。併せて保育料や給食費も検討する必要があると思っておりますので、家庭で子育てする人もやはりあまり負担にならないとか、それを希望する人もしっかりと支えながらも、仕事等で在宅の子育てができない方については今のこども園での受け入れをしながら負担を減らしていく、そういったことを目指していければと思っております。

繰り返しになりますが今、国・県でも子育て支援についてはさらに充実させるという話にはなっておりますので、そうした動向も見ながら、村としてどういったことができるかについては今年度の予算編成の中でしっかりと検討してまいりますので、どうかよろしく申し上げます。

以上です。

**【議長：丹野敏彦】**

再々質問ございますか。

**【7番：菅原史夫議員】**

いえ、ありません。終わります。

**【7番：菅原史夫議員】**

ここで、暫時休憩いたします。

(午前11時55分)

(午後1時30分)

再開いたします。

休憩前に引き続き会議を進めてまいります。

ここで、午前中の菅原史夫議員の一般質問に関して、教育次長より発言を求められておりますので、これを許します。

宮田教育次長。

**【教育次長：宮田雅人】**

午前中の質疑におきまして、菅原議員から質問ありましたことについて、保留していた件についてお答えさせていただきます。

3号認定の階層区分の中で一番多い人数の階層はどこなのかということについてですが、1から8階層まで8段階ありまして、5と6階層のあたりが一番多いということでございます。分母は24人になるのですけれども、3号認定は、24人のうち5階層が8人、6階層が6人となっていて、ここが一番人数が多い階層になります。参考までに他にも多い階層となりますと、8階層も6人、3階層が3人、他は0か1といった内容というふうになっています。ですので、多い順番からいきますと5階層が8人、6と8階層が6人、3階層が3人といった内容となっております。

以上です。

**【議長：丹野敏彦】**

菅原議員、何か質問はありますか。

菅原史夫さん。

**【7番：菅原史夫議員】**

ありがとうございました。そうしますと、これは世帯収入だと思うのですが、要は保育料が2万2,250円から8階層が5万2,000円、月額、3号認定の場合は、というふうになると思うのですが、これは月ですからかなりの金額になると思うので、やはり保育料のより負担の少ない方策を考えていくべきだと思います。

これは答弁をもらっていいのですか。

**【議長：丹野敏彦】**

再々質問にしますから、いいです。

**【7番：菅原史夫議員】**

ですので来年度予算に向けてこの辺もちょっといろいろ見直しをかけていただけるように検討していただきたいのですが、いかがなものでしょうか。

**【議長：丹野敏彦】**

高橋村長。

**【村長：高橋浩人】**

菅原議員の再々質にお答えします。

今説明があったように、7はちょっと入っていませんが、5、6、7、8と、所得の多い順に割合が多い傾向にあります。そうしたことから、確かに金額としては多く払っているわけですから所得も多いということも事実ですので、先ほども申したように、子育て世帯においては自宅で子育てしている世帯もあり、また国・県の動向も踏まえながら、どういった支援ができるか、さらに拡充ができるのかという点においては予算編成の中でしっかり検討をしていきたいと思っていますので、どうかよろしくお願いいたします。

私からは以上です。

**【7番：菅原史夫議員】**

終わります。

**【議長：丹野敏彦】**

次に、3番、三村敏子さん。

**【3番：三村敏子議員】**

3番、三村敏子です。

はじめに、子宮がん検診について質問いたします。

2023年4月から9価子宮頸がんワクチンが定期接種になりました。これまでの2価や4価では3回の接種が必要でしたが、9価となり接種回数も2回となりました。

ワクチンによる副反応の心配もあり、接種するかどうか大変悩まれる保護者や子どもさんも多いのではないかと思います。実際、令和4年度の村のワクチン接種対象者は76人ですが、接種回数が14回ですので、少数の方しか接種していません。また、ワクチンを接種したからといって100%子宮頸がんが防げるわけではありません。ワクチンを接種したとしても、20歳から2年に1回、子宮がん検診を受けることが推奨されています。

子宮頸がんは、発症のピークは30代後半から40代前半です。村の子宮がん検診では、卵巣がん検診として超音波検査も実施しています。検診を受けることにより、子宮頸がん、卵巣がんの早期発見に繋がります。

そうではあるのですが、残念ながら子宮頸がんの受診率は高くありません。令和3年度の受診率は24.9%です。20歳から検診対象者であり、子宮頸がんの発症も20代から多くなってきますので、特に若い方の受診率を上げることが必要かと思われれます。

大潟村健康づくり行動計画では、令和7年度には35%の受診率の目標値となっています。ある研究所によると、特に若年層への子宮頸がんの原因や予防、治療に関する正しい理解促進が課題と指摘しています。罹患者が増加している若年層の検診受診率向上に向けて情報発信が必要だと。ワクチンについては、厚生労働省発行の詳しい冊子がワクチン対象の女子と保護者に向けて渡されています。ワクチンによるリスクも詳しく説明されています。子宮頸がんについての正しい理解促進のための学習や情報提供は、どのように行われているでしょうか。

子宮がん検診を受診しない理由としては、20代、30代は「受診にお金がかかるから」を挙げる人が最も多いとのこと。大潟村総合検診の場合、子宮頸がんワクチン検診料は1,800円となっています。大学生や、20代、30代の方には、無料や低料金とすることはできないでしょうか。婚姻状況別で見ると、未婚者では「検査が恥ずかしいから」とする人の割合が最も多かったとのこと。大学生だけ休日に行うとか、女性でも年代別の時間帯や検診日として受診することなどできないでしょうか。

以上です。

**【議長：丹野敏彦】**

高橋村長。

**【村長：高橋浩人】**

三村議員の質問にお答えします。

1点目の情報提供等についてですが、現在、若年層である16歳から26歳の方へHPVワクチンのキャッチアップ接種の情報提供の際、子宮頸がんについてのパンフレットを同封しております。また、学習については中学校の保健体育の授業でがん全般の学習を行っておりますが、そのなかで子宮頸がんについて学んでいるところです。

2点目のがん検診の費用についてですが、村では令和元年度より、20歳から40歳までの方が子宮頸がん検診を無料で受けることができます。総合検診で受けることもできますし、それ以外にも県内の協力医療機関にて無料で受けることができます。毎年5月に対象となる年齢の方に無料で検診を受けられる受診券を送付しております。その後、受診をされない方向けに、広報での周知や最大2回の受診勧奨の個別通知を行い、受診率の向上に努めております。

今後は、この通知の際にパンフレットを同封するなどして、現在よりも幅広い年齢の方へ子宮頸がんについての情報提供を行ってまいります。

3点目にあります年代別で検診日や時間帯を設けることについて、現在実施は考えておりません。これは、同年代の人が特定の時間で受診するようにすると、検診会場で知り合いと顔を合わせる確率が高く、かえって受診控えを招くおそれがあると思われるためです。医療機関でも無料対象年齢である20～40歳の方は、繰り返しになりますが、自己負担なしで受けることができますので、ご自分の時間に合わせて受診していただけたらと思います。

国が示した20歳から69歳の子宮頸がん検診を2年に1回受診している人の割合は、大瀧村は31.9%となっています。一方、全国では15.4%、秋田県では12.1%でした。受診割合が全国や県の数値を上回っているのは、20歳から40歳の子宮頸がん検診の無料化による効果だと考えております。検診受診者の内訳を見ていくと、全国的にもそうですが、20代の受診率が低く、なかでも20代前半にあたる県立大生の受診率が低くなっております。受診率向上のためには、受診勧奨をすでに年に2回行っていることを考えますと、今後は20代でもかかりうる病気であること、早期発見で完治が可能であり、そのためには2年に1回がん検診を受けることが大切であるということを知ってまいりたいと思います。

以上です。

**【議長：丹野敏彦】**

再質問ございますか。

三村敏子さん。

**【3番：三村敏子議員】**

私が調べたところだと、日本女性の子宮がん検診の受診率の平均が42%、海外の欧米であれば70%から80%という数字だったのですが、いろいろな調査の仕方によって違うのかもしれませんが、ワクチンを受けることに抵抗、副反応が本当に心配なので、副反応の起きる率もインフルエンザとかと比べれば本当に何倍も高いので、副反応を心配されて受けない方が多いと思われるので、であればやはり検診を受ける必要が出てくるわけで、20代の検診が低いということがやはり大変問題だと思いますので、それを一体どうやったらいいのか。私とすれば同じ年代の方が受けやすいのかなと思ったのですが、そうではないということがあるのか、アンケート調査等されたのか、20代、30代の受診率が上がるようにするには一体どうすればいいのかというようなことを、どのように考えて検討していくのか。

以前の子宮がん検診の検診車と今の検診車は内部の様子も変わってしまっていて、非常に楽に受けやすくなっていますので、そういうことの情報提供とか、今の目標が県の平均とかよりも高いからということなのではありましようが、35%、これは間違いなく35%になっていたのも、その辺りの目標値もやはりもっと高くしないと、若年層で子宮がん、子宮頸がんとかにかかった場合、妊娠・出産にも影響してきますので、早い段階で見つければそういう心配もありませんので、この検診率を上げるためにどのようなことを村としては考えていくことが必要と思われるでしょうか。

**【議長：丹野敏彦】**

高橋村長。

**【村長：高橋浩人】**

三村議員の再質にお答えします。

20代でも、細かく内訳を見ますと23歳は5割の人が受診していたり、ちょっとばらつき

があるのですが、逆に22から20歳の間が極端に低い、それは県立大生が加わることによると思っています。ですので、先ほども申したように、早期発見で完治ができるということも含め、県立大生向けにも周知をしていくということが非常に重要なポイントでもあると思いますし、また村内においてもその年というか、年代でもかなりばらつきが出ていますので、併せて村内の20代の方向けにもしっかりと周知を図っていきたいと思っております。

いずれ、村で配布している無料券というのは一定の効果に繋がっていると思いますので、こうしたことを継続、またしっかり周知して、また子宮頸がんというのは、仮に病気になっても治る、早期発見で治るということもしっかり周知し、受診率が向上するようにしっかりと努めていきたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

以上です。

**【議長：丹野敏彦】**

再々質問ございますか。

三村敏子さん。

**【3番：三村敏子議員】**

アメリカの大学に行って日本に帰ってきた日本人の方ですけれど、アメリカだともう大学で子宮がんの検診を受けることになっていて、そこで早期発見できて私の場合はラッキーだったというようなお話も、この間ちょっと伺ったことがあります。大学でやはり受けられると非常にいいのではないかと思います。県立大との話し合いとか、そのようなことは考えられないでしょうか。

また、検診にばらつきがあるというのは、なぜばらつきがあるのか、情報が偏っていてばらつきがあるのか、やはりそういうようなこともちょっと調査される必要があるのではないのでしょうか。いかがでしょうか。

**【議長：丹野敏彦】**

高橋村長。

**【村長：高橋浩人】**

三村議員の再々質にお答えします。

先ほど、私もばらつきが大きいという話をしましたが、対象者が少ないので1人受けるだけでもかなり違ってきたりして、ちょっとそういう要素もあるかなと。ただ、確実に県立大生がいる世代、20から22歳はもう極端に低いので、そこは県立大生受診が低い理由だと思います。

県立大学内で、例えば寮とかで受けることができるのかというのは、検診の事業団の方とも相談が必要です。もちろん県立大との相談が先にですが、こういった形がとれるかというのは少し調べさせていただきながら、また村内に住んでいる若い人についても、こういった意識があるのかというのは、調査することも少し検討したいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。



以上です。

**【議長：丹野敏彦】**

次の質問をお願いします。

三村敏子さん。

**【3番：三村敏子議員】**

はい。次に建設からかなりの年数が経っている「改修（検討）」と区分されている公共施設を活用できないのでしょうかということで質問いたします。

令和3年に策定された大瀨村公共施設等個別施設計画では、8つの手法に区分されています。改築、存続、改修（長寿命化）、改修（検討）、集約化、複合化、廃止、除却と8つです。その中で、各自治体の自治会倉庫は改修（検討）となっています。また、村民センター分館も、西1丁目、西2丁目、西3丁目、東2丁目、東3丁目、また青年会館が改修（検討）となっています。

計画の中での改修（検討）区分の説明では、「改修（検討）とは将来的な廃止を検討し、当面の維持管理は最小限にとどめる」となっています。改修（検討）となっている公共施設はどのように検討されているのでしょうか。活用されることは検討されているのでしょうか。

以上です。

**【議長：丹野敏彦】**

高橋村長。

**【村長：高橋浩人】**

三村議員の質問にお答えします。

公共施設については、全国的にその多くが人口の増加している時期や高度経済成長期に建設されました。しかし、人口減少や少子高齢化により、施設が整備された頃とは必要とされる施設の需要量や種類が異なってきています。こうした施設は整備されてから30年以上が経過し、更新時期が集中することが懸念されています。また、老朽化が進んでいることから、施設を維持していただいても一定の経費が必要となってきています。

こうした背景から、公共施設の適正な管理を図るため、自治体においては公共施設等総合管理計画並びに個別施設計画を策定しております。

村の個別施設計画において、議員よりご質問のあった改修に位置づけている施設は村民センター分館や自治会の倉庫など12施設となっております。その中で、こどもなかよし館として活用している東2丁目村民センター分館と、主に青年会活動に活用されている青年会館については、当面は必要な維持補修を行いながら、その在り方を検討していくこととしております。

その他の施設は法定耐用年数を経過し、かつ利用頻度が低下しており、加えて、同様の機能を有する施設が他にあるものとなっております。その一方で自治会の活動と密接に関わる施設でもありますので、今後の利用状況等を見ながら判断していく必要があると考え

ております。

公共施設等総合管理計画及び個別計画は中長期的な視点が必要となることから、計画期間を10年間としており、こうした施設についてもすぐに廃止というわけではありませんが、廃止も選択肢の1つとして検討する必要があると考えております。村は合併していない自治体であり、居住区も限定されていることから、同種の施設が複数あるというケースは少なく、施設の統廃合を進めることは他の自治体ほど容易ではありません。しかし、社会保障費の増大や上下水道、道路、かんがい排水施設といったインフラ整備などによる財政需要が高まる中、すべての施設を大規模改修あるいは更新しながら、これまでと同様に保有していくことは難しいものと考えており、様々な角度から検討を重ね、適正な公共施設の管理に努めて参ります。

以上です。

**【議長：丹野敏彦】**

再質問ございますか。

三村敏子さん。

**【3番：三村敏子議員】**

今年度9月に行われた県立大生物資源科学部あきた地域学アドバンスト成果発表会では、大潟村の農業とコミュニティの振興方策に関する提案が2グループからありました。その中の1つ、チームコミュニティからは青年会館を学生と地域住民との交流の場にとという提案と、多目的会館を宿泊施設として活用し、労働力の確保として農業バイトの方たちの宿泊施設や休憩所とするなどの提案がありました。どちらも村にとっては建設から年数が経っている建物ですので、その施設を利用するという夢のある提案で嬉しい気持ちになりました。

他の自治体では廃校などを活用した地域おこしが行われています。村では廃校はありませんが、この改修（検討）となっている建物がいくつもあります。これらの建物を活用することは考えられないでしょうか。例えばスポーツ合宿の合宿所や、ペットを連れた旅行者の宿泊所、また移住体験住宅など、検討してみてもいかがでしょうか。

コミュニティ会館に関しては、全て太陽光パネルが設置されていて、9月の決算委員会で質問したところ、設置費用は、設置費用から補助金を差し引いて2,977万円、売電は平成24年から令和3年までの10年間で2,396万円、差額はマイナス581万円であったとの説明でした。令和4年度からは、売電価格がこれまでの42円から9円になっていました。9円での売電価格で売電するよりも、自家消費した方が得策かと私は思います。なので、村民センター分館にエアコンの設置などして、宿泊できる施設とか、移住体験などを考えるのも一案ではないかと思いますが、いかがでしょうか。

また、ちょうど昨日、農業人材育成研修会に参加させていただいたときに、地域おこし協力隊として活動された方が、北秋田市の方でしたけれど、鷹巣町の駅前の空いている建

物を借りてホット・ドックを金曜日4時から夕方まで高校生にとりか、それからクラフトビールとか販売しましたというようなお話とか、それから駅舎の空いているところの建物を活用して、「がっこステーション」と言っていたと思いますけれど、漬物が今法律改正で厳しくなりますのでその漬物が漬けられる施設、そこをまたみんなが集まれる場として、県と自治体からで4分の3、残りの3分の1をクラウドファンディングでリノベーションしたというようなお話も聞きました。なので、大湊村としては学校の廃校はないので、今使えるところとソーラーパネルが設置されている村民センター分館がいいのではないかと思います、いかがでしょうか。

**【議長：丹野敏彦】**

高橋村長。

**【村長：高橋浩人】**

三村議員の再質にお答えします。

村でも先ほど話をさせていただいたように、現状の施設で、まるっきりもう統合した方がいいとか、なくした方がいいという施設はなかなか見当たらないような状況もあります。そうした中で、やはりどのように有効活用するかということが、議員おっしゃるとおり大事な視点だと考えていまして、村でも、同じく水上スキーをやっている九州の中津市に視察に行ったりして、そうした活用方法について少し見てきたりもしております。

そうした中で、合宿する場合とか、その旅館営業法に関わる部分があるかないかとか、いろいろ具体的に聞かせていただいて、特にそうした点の問題はないようですので、そうすると議員がおっしゃるような村民センター分館を活用した場の提供とか、または村民センターそのものを活用してもらおうとか、様々な活用は考えられると思っております。今後、具体的にどういったことができるかということと、やはり利用率が減ったとはいえ、各自自治会の役員会等の様々な活動にも使われていますので、それらに支障がないような形でどう使えるかということは、もう少し村としても具体的に検討できればと思っておりますので、議員からも様々な情報がありましたら、どうかお寄せいただければ幸いです。

どうかよろしく申し上げます。

以上です。

**【議長：丹野敏彦】**

再々質問ございますか。

三村敏子さん。

**【3番：三村敏子議員】**

終わります。

**【議長：丹野敏彦】**

次に、5番、松本正明さん。

**【5番：松本正明議員】**

5番、松本正明です。

私は大きく1点、通告書に則って質問いたしたいと思います。

人口減少を見据えた公共施設の管理をということで、近年、世界情勢の影響もあり、資材及び人件費の高騰などにより、建設費の掛かり増しが公共工事においても顕著になっています。

1978年の建設から45年経過した村民体育館の建て替えの検討に入っておりますが、村民の利用率が高い施設として、利便性および健康増進も考慮し、また人口減少を見据えた適切な規模の建設計画及び他の公共施設の更新も併せて考えなくてはならないと思います。

そこでまず1つめとして、今後ますますの建設費の高騰等を考慮すれば、他の公共施設との統合も考えられないかということ、まず1つお聞きします。

また立地としては、現在の体育館の周辺に建設することを想定しているのか。

3つめとして、診療所は1971年に建設されて築52年が経過しております。公共施設等総合管理計画では、耐用年数は過ぎているが耐震補強は必要なく、長寿命化に努めるとなっております。新たな体育館は建設されれば避難所として登録し活用されると思いますが、診療所を備えた体育館としての活用も1つの案として考えられないかということをお聞きします。

4つめとして、新たな体育館の建設には多額の費用がかかると思われませんが、補助制度はどの程度活用できるものかという、この4点をまずお聞きします。

**【議長：丹野敏彦】**

高橋村長。

**【村長：高橋浩人】**

松本議員の質問にお答えします。

1つめの質問について、新体育館建設については、令和4年度に大潟村新体育館基本構想策定委員会から提出された基本構想をもとに、村民の望む施設になるよう検討してまいりました。しかし、松本議員ご指摘のとおり、物価高騰が収束しない中ですので、新体育館と他の公共施設とを複合化することで補助率の有利な交付金を活用することも検討しております。また、長期的な財政負担も考慮し、現在の体育館を耐震補強したうえで必要な設備を増設することも併せて調査・検討しております。

2つめの、新体育館の建設場所についてのご質問ですが、施設の規模が大きいことや、野球・テニス場と近接することでの効率的な管理運営を考慮して、現在の北2丁目地内に建設することが妥当と考えております。

3つめの、体育館と診療所の統合に関するご質問ですが、診療所を新体育館と統合した場合、診療所機能が総合中心地の北端に位置することになります。病気の方や高齢者の方が利用する施設でもあり、村民の健康に関する施設である診療所・保健センターは、村民の利便性の観点から総合中心地の中心部付近に位置するのが望ましいと思いますので、体

育館と診療所の統合は現在考えておりません。

4つめの、補助制度に関するご質問ですが、先般公表されたスポーツ庁の令和6年度予算の概算要求において、社会体育施設と、社会体育施設以外の公共施設を複合化・集約化した場合に補助率が有利になる交付金について記載があり、現在その要件等について調査しているところであります。

新体育館建設につきましては、松本議員ご指摘のとおり、昨今の物価高騰が建設計画策定に大きく影響しておりますが、村民の望むような今の時代に合った施設を作るために、財政への長期的な影響も考えて、最適な選択ができるよう検討してまいります。

以上です。

**【議長：丹野敏彦】**

再質問ございますか。

松本正明さん。

**【5番：松本正明議員】**

スポーツ庁の方から、以前は補助がほぼ使えないというようにお話を聞いて、直接の当村の財政負担のみかと思いましたが、ある程度出てきたのかということは1つの光が見えてきたなと思います。

体育館の建設場所として、私個人の本当に思いつきというか考えとして、総合中心地、今の村民センター、診療所、旧保育園跡地ぐらいの本当の中心地、規模にもよりますけれども、うまくそこら辺でいけば、例えば避難所として、体育館ですから多分なると思うのですが、今、公民館の炊事場も撤去になりましたし、共同で使える大きな炊事場と言われるのは村民センターの北側、避難所がその辺にあれば、その辺の炊事場も炊き出しの場として近くにあって、また役場にも比較的近い中心地として、今ある旧保育園の跡地ですとか村民センターの商店街の裏側の辺りですね、ここら辺が有効に使えれば、診療所の更新プラス村民体育館の建設、また村民センターのホール等はいろいろなスポーツイベントを起こしたとしてもサブの小さい体育館的なものとして有効に使えるのではないかなと思ったわけですね。それが今ある体育館の現状のあたりに、またそこに行くとなると診療所がそちらに行かなければいけないという話になりますので、うまくそこら辺の商店街の裏側の辺りにある診療所あたりに行けば、保健センターのホールとか、そういったところもまだそれは年数が今の体育館より、診療所より新しいですから、そこら辺をうまく使えるのかなという思いで、3つめの質問はそういう意図だったのですね。

これからやはりいろいろう分野の建設費が、資材高騰だけではなくて、やはり先ほども菅原議員が言った給食の業務でも、人手不足の影響で建設費が本当に、人件費が高騰していると、これはありとあらゆるところにきていますし、例えば今建設をしようと思って概算を立てたとしても年々上がっていくことですし、いろいろうところで当初考えた予算を遥かにオーバーしていくということは考えられるので、個々の施設をこれから改修するに

あたってある程度、やはりこの時期に改修できることであればできるだけ一緒に統合した中で、個々で建設するよりは1つで考えていった方が、うまく施設を統合できるようなことで施設をまとめられれば建設費も個々で建てるよりは抑えられるかなと思いますので、そういったことも含めて考えていかないと、これからいろいろな公共施設が老朽化を迎えていくにあたって改修していかなければいけないということがどんどん出てきますけれど、今回の体育館ですとやはり施設の平米数というか、やはり学校の次に大きいぐらいの公共施設ですので、これを建てる時に建設費用もかかりますので、うまい具合に統合してやっていかなければいけないなということは、財政負担も長期的に考えると、その時建てておいた方がいいのかなというふうに思います。

その中で、議員の研修でもありましたが、公共施設の管理計画の中にも入っていますが、PPP、PFI、公民連携とか建設の維持管理および運営に民間の資金とノウハウを活用するという、これを同時に兼ね合わせて検討していかなければいけないと思いますけれど、今回の公共施設の管理計画の中にも謳ってありますけれど、今回の体育館をこれから建設するにあたっての、このPPPとPFIの考えをどのように盛り込んでいるのか、それとも普通にただ独自で考えているのかということ、教えていただきたいと思います。

**【議長：丹野敏彦】**

高橋村長。

**【村長：高橋浩人】**

松本議員の再質にお答えします。

まず、今議員が総合中心地付近に体育館を建てたとしたら、そういう施設統合というのはそういう意味ではありうるかもしれませんが、なかなか駐車場のかなりの面積が必要であったりとか考えると、また空いている土地の面積を考えると、なかなか厳しい面もあったりするかなと思いますが、今のところ村としては、やはり今ある体育館の隣接地がいろいろな他の競技も含めて最適かなとも考えております。

その上でですが、村でもこのPPP、PFI、民間との連携のもとでできないかということはやはり検討の1つと思っておりますし、また実際にそれを受ける事業者がいるかいか、そうしたことも含め検討していきたいと思っておりますし、更には建てた後の管理も、PPPとかPFIでいくと管理も委託していくような想定にもなりますので、その後の管理のあり方というのも一緒に考えていく必要があると思っております。

いずれそういう意味では、集合型村営住宅についてはまさにPPPの方式で、非常に村負担も少なく、そして使い勝手も良い形でできていますので、こういったこともやはり検討を加えながら、どういったやり方が村にとって将来的に負担の少ない、なおかつ管理についても適正に行われていくか総合的に検討していきたいと思っておりますので、どうかよろしくお願いいたします。

以上です。

**【議長：丹野敏彦】**

再々質問ございますか。

松本正明さん。

**【5番：松本正明議員】**

わかりました。私も自分で個人的な建物を建てたりとか、5年ぐらい前と比べたらもう本当に1.5倍ではきかないというぐらい建設費が高騰していますので、今回この大きな体育館を建設するにあたっては、本当に慎重に、いいタイミングで、また活用できる資金は活用していただいでできるだけ財政負担を抑えていただくというのは、これは絶対に必要なことでありますし、またその建設用地、また他の公共施設のバランスも考えたところを考えれば本当に早ければ早いほど多分コストはかからないと思いますが、例えば体育館などは使うとすると50年は多分使えると思いますし、今後50年、この体育館どのように活用していくかということをも十分考えた上で他の公共施設との兼ね合いも含めてバランスをとって考えていかないと、やはり先ほども言いましたけれども、個々に改修が来たから個々に改修していくということでは非常にコストがかかってしまうので、大きい施設ですので本当に総合的に考えた綿密な計画を立ててやっていただきたいと思ひますし、できれば、先ほど言ひましたけれども、中心地にあつた方がこれから高齢化にいくときに村民が真ん中に寄れる、そして商店街、JAのあぐりもありますし、いろいろなことが中心にあるので人が中心に集まってくる、北住区、南、西、東というこの中心にいろいろなことで人が集まる所を、そういったことをきっかけで作るのも、コンパクトなまちの中で賑わいを少しでもつくるという意味ではできるだけ真ん中に、この中心地のあたりがだいぶ古くなってきて使われない土地みたいなところがあるので、効率的にこの中心の役場含め、公民館、商店街、診療所があるこのエリアを集中的に整備していくことは村民にとって利便性もいいのではないかなと思ひますので、そこをもう一度考えていければと思ひますので、いろいろな私の勝手な要望かもしれませんが、慎重に、しっかり総合的に考えた計画をこれから体育館の建設をきっかけにやっていただきたいということで、もう一度答弁、決意というか、しっかりやっていくということをお聞きしたいのですが。

**【議長：丹野敏彦】**

高橋村長。

**【村長：高橋浩人】**

松本議員の再々質にお答えします。

まず、先ほども言つたように、狭いのではないかなというイメージだけなので、実際に面積を測つていたりしてはないので、しっかり検討させていただいて、どの程度の建物、特に診療所、保健センターを統合するとなればそれなりの面積も必要になります。まずそういう具体的な検討させていただきたいと思ひます。

そういう意味では少し幅広く視点を持って検討し、またその後の管理についてもという

ことで、PPPやPFIも含め検討を加え、将来的に負担にならないように、そして村民の利便性がしっかり図られる、または今いろいろな要望も出ていますので、できるだけそういうことにも応えられるような形で進められればと思いますので、どうかよろしく願いいたします。

以上です。

**【5番：松本正明議員】**

終わります。

**【議長：丹野敏彦】**

次に、8番、戸部誉さん。

**【8番：戸部 誉議員】**

8番、戸部誉です。

私からは、今日は人口減少についてのことを何人かの方がおっしゃっていましたが、私もその人口減少という内容のことになろうかと思えますけれども、2点、お伺いします。

まず1点目です。

近年、労働人口の減少や人材の流動化の進む中、若年層の離職者が増加しております。厚労省の調べでは、民間の企業の入社3年以内の離職率は、高卒で37%、大卒では31%、また、これは総務省の調査した地方公務員の普通退職者の割合でも、25歳から35歳の離職・転職ということが全体の約40%を占めています。これは多分、今始まったことではなくて、転職するのならやはり若い方が当然有利ですし、こうした流れというのは昔からあるのかなというふうにも思っております。

そういった中においてですね、村の役場の一般職においても、近年、様々な理由で離職・転職される職員が見受けられます。特に経験を積んで、将来の活躍が期待された中間層が辞職するケースが多く、非常に残念だなというふうな感じも受けています。継続的な人材の育成等、社会情勢の変化に合わせた労働環境の改善というものが、まさに今必要だなというふうに思っております。

そこで、3点お伺いします。

まず1点目ですけれども、職場内において経験を積まれた中間層の離職者、これは行政用語では「普通退職者」と言われるらしいのですけれども、この増加に対して現状を管理者、村長はどのように捉えているのかという点。

2点目ですけれども、大潟村は県内で最も一般職員の少ない自治体でありますと通告には書いてありますけれども、後から調べたところ、東成瀬村が59人で、一方大潟村は60人ということに現在なったというふうなお話を伺いましたので、正式には一番少ない自治体の次に少ない自治体が大潟村だということになろうかと思えます。

村は創立60年を迎え、今後ますます地域課題や業務内容が多様化していくと考えられま



す。現状取り組んでいる事業件数、個々の職員の業務内容を勘案した場合、今の一般職の定員数というのは適正なのかどうかという点をお聞きします。

3点目ですけれども、働き方改革に伴い、若い世代の職業に関する考え方が大きく変化をしております。フレックスタイム制の導入や副業の解禁など、規制緩和を進める自治体もちらほらと出てきました。少子化による労働人口が減少していく中、時代に合わせた行政の働き方の模索をすべきだと考えます。

村としての働き方改革の考えはという点、3点お聞きします。

**【議長：丹野敏彦】**

高橋村長。

**【村長：高橋浩人】**

戸部議員の質問にお答えします。

1点目の質問についてですが、近年、経験を積んだ職員の退職が生じており、その理由として、主に家業である農業への従事や、体調不良によるものとなっております。また、経験年数が少ない職員の退職については、もっと自分に合った職種にチャレンジしたいなどが理由となっております。職員の退職は残念ではありますが、あくまで自己都合による退職となっております。

定年以外の退職に伴う人員不足に対応するため、年によっては、職員採用試験を複数回実施して採用を行い、人員を確保しております。

次に、2点目の質問の職員定数についてであります。村は63人であり、東成瀬村の59人に次ぎ、県内では2番目に少ない定数となっております。現在の村職員数は60人であり、各部署における事務量を考慮し、会計年度任用職員を含めて職員を配置しており、現時点ではおおむね適正な職員数であると考えております。なお、会計年度任用職員については、一般職と同じように給料を改定するとともに、令和6年度からは勤勉手当を支給することとしており、待遇改善を図っております。

最後に、3点目の労働環境の改善に関する質問ですが、職員の健康状態や家庭状況などに配慮した効率的な業務遂行、並びにワーク・ライフ・バランスの実現につなげるため、テレワーク実施に向けた環境を準備しているところです。また、業務時間短縮や事務改善を目的とし、一人ひとりの事務能力や業務遂行能力を向上させるために、近年では職員研修に注力してまいりました。具体的には法制執務研修や、主事主任級職員による政策立案研修、役場業務に直接活用できるパソコン研修等を行っております。

さらに、多様化・複雑化する業務に対応するため、課をまたいだ職員同士の情報共有や連携が求められていることから、ビジネスチャットツールである「ロゴチャット」を取り入れ、職員間の連絡調整の負担軽減とコミュニケーション促進を図っています。

フレックスタイム制については、県では導入しておりますが、村は職員数が少なく、窓口業務等に支障が出る可能性が高いことから、導入は慎重に判断したいと考えております。

また副業についてですが、国家公務員は公益的活動等を行う場合に副業ができる旨、平成30年度に閣議決定がされました。他自治体でも公益的活動を行うための兼業規定を制定しているところもあります。地方自治体においては、以前から営利企業への従事等の制限があり、許可が必要となっておりました。この営利企業への従事等の制限はそのままに、公益的活動についての兼業ができることとなりましたが、村では現在、兼業による疲労や、職務遂行上の作業能率に影響が出ることや、職員の健康管理の面から、導入への検討は行っておりません。

以上であります。

**【議長：丹野敏彦】**

再質問ございますか。

戸部誉さん。

**【8番：戸部 誉議員】**

はい、分かりました。1番の質問に関しては様々な内容がある中でということで、今は中途採用を含めいろいろな採用試験を途中で行っているという話だったと思います。

再質を行いたいのですけれども、先ほど副業に関しては今のところはまず解禁に対して考えていないと、副業に関しては、国の方としては2040年の展望ということで、明確に言えばやはり人口減少に伴った様々な業種が、要は労働人口が減る中で、非常にうまく機能しなくなっていくだろうということで、副業を解禁すべきということをまず明言をしております、これは先ほども私、言いましたけれども、進めている自治体もあります。何でもかんでも副業すればいいというわけではなくて、やはりそこにはある意味規制があって、例えば、地域の社会貢献に繋がるもの、こういったものは私はどんどん、やはりやっていくべきだと思いますし、上限の手当というかね、もらえるお金というのはある程度上限を決めておけばこれはできるのかなというふうに思うのですね。なぜそう思うかという、今日来られてこちらに座っている方々は、大潟村に勤めにきている方々です。地元に戻ったら、多分皆さん方は、その地域の、多分一番の若手になるのではないかなと思うのですね。要するに地域の、皆さん方の地元の地域でいったら、もう村にいれば若手が多いのであまり目立たないけれども、やはり地元に行けば皆さんたちはもう地域のリーダーというか、期待を持たれている年の頃だと思うのですね。そういった面で考えると、ここで、大潟村の自治体で副業を禁止するのではなくて、ある意味もう少し網を取り払うというか、規制も必要なだけでも、そういったところをもう少し加味した中で、条例、法の改正なりというものも考えていくべき時代に来ているのかなというふうに思うのですね。

先ほど私、フレックスのことも言いましたけれども、副業に関しては農業は認められています。兼業農家は昔から認められています。ただ、とはいえ、やはり仕事を休んでまでも農家に従事するなんていうこともなかなか今はできない状況だと思いますし、例えばこのフレックスタイムを用いて、農繁期、繁忙期だけでもまずそこに従事すると、そしてそ

の時間を別の時間で補っていくとか、そういった考えも持てるのかなというふうにも思うのですね。そうしたことも1つ、やはり先ほど村長も言ったけれども、自己都合の中で家業を継ぐという話の内容で辞める方もいたわけなので、そういったことも含めれば、これはある意味、やってもいいのかなというふうに私は思っています。

その点、2点をお聞きします。私の考え方についてですけれども。

**【議長：丹野敏彦】**

高橋村長。

**【村長：高橋浩人】**

戸部議員の再質にお答えします。

まず今、様々な職種で、非常に離職する人が増えた反面、逆に役場もそうした方が採用になったり、そういう意味では労働者が非常に流動的になってきているような状況なのかなと感じております。それはそれで1つのより良い選択をする中で、それぞれが選択してその後の人生を形作っていくものであるだろうし、いろいろな経験を積むことで、またより良い社会貢献であったり、仕事のスキルアップにも繋がっていくのかなと、そうした点で考えると決して悪いことでもないのかなとも感じております。

そうした中で、議員がおっしゃるように、今現在でも村職員の中で農業に従事をしながら役場職員としている者もいますし、それは以前から認められておりますし、家業であればそれに従事することは可能ですが、ただ勤務体制はやはり維持してもらうということが前提になっています、今現在は。そうした中、仮に農業は今認められているのだから、それをより活動しやすいようにフレックスタイム制などを導入したらということですが、そうしたことは、現在認められている部分については、ある程度そういうことも可能なかどうかというのは、少し整理をさせていただきたいと思います。

ただ議員がおっしゃるように、いろいろな地域活動の中で、人手不足でその活動が停滞するようなことというのは、やはりいろいろな面で出てきていることは私も感じておりますし、そういう意味では今、役場職員も消防団員に入って頑張っている職員もいて、非常に頼もしく思っております。今後そういうことがますます増えていくということは本当に議員おっしゃるとおりかと思しますので、そうしたことが副業ということに、直接ではないにしても、様々な地域活動にも貢献しやすいようなことについては少し考える余地はあるのかなとも感じたところです。

いずれ、勤務形態や副業という条例改正等に関わる部分については少し慎重に今後検討していきたいと思しますので、議員おっしゃることも参考にしながら検討させていただきたいと思しますので、よろしく願いいたします。

以上です。

**【議長：丹野敏彦】**

再々質問ございますか。

戸部誉さん。

**【8番：戸部 誉議員】**

ぜひ検討をお願いします。

再々の質問ですけれども、先ほど63名に対して現在60名と、職員数、村長の答弁では適正であると、現状は適正であるという考え方をお聞きしました。今後当然、大潟村のいろいろなインフラ等、設備もしかり建物もしかりですけれども、やはり老朽化していく、そして当然高齢化していく。様々な要望も出てくるだろうとも思います。そうした中で、将来的にみてこの人数で継続していくことがいいのか。他の市町村をみれば、職員は減っていますよね、当然減っています。減らしていくことがいいのか、ちょっとその点は、私もよくわからない部分はあるのですけれども、今後の村の10年後を見据えた上では、やはり職員というのは、1人の職員が持つ業務内容が増えるのかどうか、増えるのかどうかというのはおかしいのだけれども、いずれ大潟村が今やっている業務、1人ひとりが持っている業務というのは、秋田市のあの人口の行政でも同じことをやっている訳ですよ。当然規模が大きいわけで、そこに対しての人数も当然多いのだけれども、3人、4人が見ているものを大潟村では1人でやっているということは、まずこれは多分合併しなかった村が今後抱えていく問題だと思うのですよ。そうした中でね、やはりその1人ひとりが持つ仕事量というものが今後も増えていくのであれば、私はちょっと、職員は井川町さんみたいに少し増やしていてもいいのかなというふうに思うのですけれども、その点を1点聞かせてください。

あともう1点、今当然、新規採用を行っていると思いますけれども、現在の求人倍率というか、村は何人を募集して今現状どれぐらいの人数が募集に対して来ているのか、分かったらその点をちょっと教えてください。

**【議長：丹野敏彦】**

暫時、休憩いたします。

(午後2時42分)

(午後2時44分)

再開いたします。

高橋村長。

**【議長：丹野敏彦】**

高橋村長。

**【村長：高橋浩人】**

戸部議員の再々質にお答えします。

まず職員定数についてですが、村は63人の定数に対して現在60人ということでありまして、先ほども話をさせていただいた、大体これぐらいが現状では適正なのかなと。ただ村もやはり少しずつではありますが、人口減少の傾向はまずあるわけですけれども、10人、

20人減ったから1人減らすとかということでも現状ではないので、東成瀬村も人口はずっと少ないですけど、まず59人ということであるような状況であります。ですので、当面はこういう状況を維持しながら対応していくということになると思います。

また、今様々なDXとかああいうものが出てきて、それが実際ITが進むと業務量が減ると思っていたところが全然減らないで、かえっていろいろ勉強したり、細かい対応をしなければならなくなったようなところもあるわけですけども、さらに今その上を行くようなことが進んできていて、そういった影響がどうなっていくのかというのはちょっとまだ見通せませんが、そうした新しい技術が進む中でどうなっていくかというのも、当然見据えながら、定数というのはしっかりしていきたい。

また本当に業務量としてはITが進んだ以上に増えているような状況もあるので、先ほども話をさせていただいたように、研修などもしながら、しっかり職員がそうしたことに対応でき、ちゃんと有効なツールが利用できるようにということもしっかりやっていきたいと思います。

職員求人倍率については大体2倍ぐらいかと思いますが、正式には後ほど報告させていただきたいと思いますので、どうかよろしくお願いいたします。

以上です。

**【議長：丹野敏彦】**

次の質問をお願いします。

戸部誉さん。

**【8番：戸部 誉議員】**

次の質問に移ります。

先ほど村長もDXの話をしたので、ちょっと質問しづらいのですが、人事評価とDX化について質問します。

2016年度より公務員法の改正に伴い、自治体における人事評価制度が始まり、当村においても同年の4月より制度をスタートしております。また2021年、22年、去年と一昨年には、より具体的に人事評価が活用されるように改善が示されました。当初運用にあたっては小規模自治体では評価を適正に反映することは難しいのではといった声や、管理者の、管理者というのは要は課長さんたちです、業務負担が増えるといったそういった課題もありました。

人事評価制度開始から約7年が経過し、制度の総括と今後の運用について、村の考えをお聞かせいただきたいというふうに思います。

1点目です。人事評価制度によって職員の処遇、給与など、どのように反映されたのでしょうか。また制度を運用していく上での課題というのはどういったものがありますか。

2点目です。人事評価を用いた勤勉手当いわゆるボーナスですね。これと分限の活用はこの村ではまだ行われていないというふうにお見受けしました。今後の活用を進めていく

考えというのはという点をお聞きします。

3点目ですけれども、人事評価は組織の人事管理の基礎となり、かつ公平性、客観性、評価バランスなど業務内容は多岐にわたり、職員、これも管理者の方です、負担というのは相当大きいものだと思います。近年は自治体DXを活用した人事評価業務の軽減を図る自治体も増えてきております。人事評価業務のDX化の考えとはという点を、3点お聞きします。

**【議長：丹野敏彦】**

高橋村長。

**【村長：高橋浩人】**

戸部議員の質問にお答えします。

1点目、2点目の人事評価の運用と課題についてですが、村の人事評価制度は、職員が職務遂行において、発揮した能力と業績を公正に評価することにより、職員の主体的な職務の遂行と育成を目指すとともに、能力と実績に基づく人事管理を実施することで、組織全体の士気高揚と公務能率の向上を目的に、平成28年4月に規程を制定いたしました。

人事評価の流れとしては、4月に各職員がその年の業績目標を所属長に提出し、所属長は、その目標が職員の能力に見合った適正なものであるかを期首面談で協議し、見直し等を行った上で業績目標を決定いたします。職員はその目標項目を達成するため、計画的に業務を遂行し、1月に達成度を所属長に申告し、所属長が1次評価を、副村長等が2次評価を、最後に村長が確認を行った上で、所属長が期末面談を実施し、評価結果と講評を行い、次年度の業務の改善につなげます。また、制度開始当初から、勤務評定を給与等に反映することができる旨、規程に定めています。

令和元年には、人事評価の結果を活用せずに昇給や勤勉手当の一律支給や昇任を行うことは適切でない旨、総務省から通知があったことを踏まえ、他自治体の人事評価実施規程等を参考に、令和4年度に規程を見直しました。具体的には、勤務成績により勤勉手当の支給と昇給を行うことであります。分限についても手当や昇給に反映させることとしております。そのため令和5年度においては、令和4年度の人事評価結果に基づいて、成績上位者の勤勉手当の加算を行っております。

ただし人事評価における課題は、

- ・評価者によって評点にばらつきが生じ、結果的に公正な評価が難しいこと
- ・業務内容、業務量、困難度等が部署によって異なるため、人事評価結果の活用の仕方が不公平になる可能性があること
- ・評点の高い職員がいつも同じで、他の職員のモチベーション低下につながること

などが挙げられます。これらの課題に対応するため、令和4年度に、特別職及び管理職を対象とした人事評価者研修を実施したほか、年度当初には、全職員の目標設定の難易度に差がないかを管理職以上が共有し、確認する機会を設け、また年度末には、評価者の評点

に差がないことを確認し、公平な評価に努めているところであります。

今後も定期的に人事評価者研修を行うとともに、より精度の高い評価につながるよう規程を見直しながら、公平、公正な人事評価を実施してまいります。

また、会計年度任用職員についても、令和6年度からの勤勉手当支給を踏まえ、本年度から規程を見直し、評点結果を次年度の昇給、勤勉手当支給に反映させる予定であります。

3点目の人事評価業務における負担とDX化につきましては、評価者においてはより一層の適切な職員の評価が求められるため、目標の達成状況のみならず、職員の業務への取組姿勢や発揮された能力等を日頃から記録する必要があります。そのため、評価者である所属長の負担が大きいのが現状です。負担軽減のため、人事評価業務のDX化は、評価の入力や管理などにおいては有効であると考えられますが、実際に人事評価の結果を給与処遇等に活用する取組みが始まって2年目ですので、評価者による適切な目標設定の助言や、客観的な評価といったDX化では補えない人的作業が重要となっております。システム化は費用も高額であることから、現在導入は検討しておりませんが、今後、電算組合によるシステム導入など、町村が足並みをそろえてシステムを導入する機会がありましたら、検討したいと思っております。

以上です。

**【議長：丹野敏彦】**

再質問ございますか。

戸部誉さん。

**【8番：戸部 誉議員】**

わかりました。人事評価制度というものは、私も当初、内容としてはわからなかったのが事実です。人事評価されたこともなければ、今まで人の評価をしたこともないので、これがどういうことなのかということは、ちょっと最初わからなかったけれども、よくよく、いろいろなところの情報を見れば、なるほどなという点は多々あります。

特に公務員の方々の人事評価というのは、これは非常に難しいのですよね、やはりその担当部署によっても違うし、個々に持っている目標というのはそれぞればらばらであって、それを本当にどうやって昇格や昇給に結び付けていくのかということが、正直本当に難しいかと思えます。

ただやはり、これは国からの制度なので、ある意味、昇格の裏付けという形でね、これは利用していくべきだと思いますし、できることならばやはりこういったものを利用しながら人材の育成というもの、そして最終的には村民に対するサービスの向上、そして皆さんの職場のパフォーマンスが上がるような方向にぜひ持って行ってほしいというふうに思うところです。

ちょっと先ほどの村長の答弁の中で言うと、勤勉手当に対しては、人事評価制度を活用しているという話でしたので、これはいわゆる、先ほど私、賛成で手を挙げたわけなのだ

けれども、要は県の人事委員会の勧告に鑑みた上で、さらにそれに村の人事評価も鑑みるという理解でよろしいのかという点を1点と、先ほどDX化の話ではありましたけれども、他の市町村においては、やはりその電算システム等を共同でやっているところもございませぬ。このDX化がどれだけの予算をもって行われるのかというのは私もよくわからないわけですが、大体これというのはどれぐらいの予算規模で始められるものなのかという点をお伺いしたいと思います。

あとはですね、より公正・公平に人を評価する場合というのは、やはりなかなか1対1というのは難しいのかなというふうな点もございませぬ。そういった中で、今360度評価というものを行われている事業所もあるそうであります。306度というのがどういうことかというのと、上司、同僚、部下、他の部署の方々、様々な目をその評価に用いると、そうすることで、より公正に、また見えない部分も見えてくるというふうな利点もあるというふうに聞いております。360度評価の導入に関して、どうせやるならばこういうことも1つ、小さな村だからこそできることなのかなとも思うのですけれども、その点についてちょっと村長にお聞きします。

**【議長：丹野敏彦】**

高橋村長。

**【村長：高橋浩人】**

戸部議員の再質にお答えします。

県の人事院の勧告がまず基準となってスタートというのは、そういうことであります。またそういったことで、先ほども話をしたように、令和5年度においては、令和4年度の人事評価に基づいて成績上位者の勤勉手当の加算を行っている、令和4年度の評価が5年度の勤勉手当の加算に反映しているということです。

そして電算システムの共同化についてですが、人事評価のそもそもの仕方が県内でも町村によってばらつきがあるということで、現在、共同の電算システム化で一本化すること自体がなかなか難しい面もあるというようなことは話題に出ているそうです。そういう状況ですので、具体的な予算規模等まではまだ検討が進んでいない状況です。

また、360度評価ということですが、ある意味、部下が上司を評価したりすることも含めて幅広い形でということかと思いますが、まず今の人事評価をスタートして、具体的にそれを、例えば勤勉手当等に加算するのも今年度からになっておる状況ですので、もう少し今の評価の仕方を継続した上で、さらに精度を上げるということを次の段階で考えていきたいと思っておりますので、その折には議員のおっしゃるようなことも検討していきたいと思っております。

**【議長：丹野敏彦】**

暫時、休憩いたします。

(午後3時04分)



(午後 3 時08分)

再開いたします。

高橋村長。

**【村長：高橋浩人】**

先ほどの求人倍率の数字ですが、一般行政職で13名の応募があって今年度は4名ですの  
で3.2倍、令和4年度は12名で4名でしたので、3倍ということであります。

以上です。

**【議長：丹野敏彦】**

再々質問ございますか。

**【8番：戸部 誉議員】**

ないです。終わります。

**【議長：丹野敏彦】**

ここで、暫時休憩いたします。

(午後 3 時09分)

(午後 3 時22分)

再開いたします。

次に、6番、黒瀬友基さん。

**【6番：黒瀬友基議員】**

6番、黒瀬友基です。

通告に従い、4点質問させていただきます。

はじめに分譲地への事務所、店舗兼用住宅の検討はということで質問させていただきます。

地域内に、大小様々な新たな産業が創出されることは産業振興の観点だけでなく、地域の活性化や住民の多様性を生み出す意味でも重要だと考えます。従来、村においては住宅エリアと公共施設や商業エリアを明確に分けた総合中心地の設計が行われていましたが、時代も変わり、小商いとといった小規模な事業の他、さらに規模の小さな副業、ダブルワークでの起業なども行われつつあり、新たに大きな店舗の建設をするのではなく、できるだけ少ない投資で商売を始めるニーズもあるというふうに考えています。

そのような中、大潟村においては元々、道路沿いに民有地などもほとんどないことから、初期コストが抑えられるようなことができる空き店舗、空きオフィスなどが非常に少なく、新たに実店舗、事務所などを必要とする事業を開始するハードルは非常に高い状況です。そのため、店舗だけを建設するのではなく、住宅に併設するような形で小さな店舗や事務所などを作るニーズもあるのではないかというふうに考えます。

そこで質問ですが、今回、西1丁目に新たな分譲地の整備を検討し、今年度、測量や設計などの事業を進めていますが、その中で店舗兼住宅が可能な区画を作ることはできない

ものでしょうか。これまでの村の分譲地でも店舗兼住宅とすることを特に制限はしていませんが、店舗兼用住宅の建設や、来客用の駐車場用地として従来の面積よりも広い分譲区分にしたり、大通りに近い区分を店舗兼住宅用地などにするなど、店舗・事務所兼住宅に対応する分譲地を用意しアピールできれば、地域内での起業・創業が増えるきっかけになるものではないでしょうか。

以上の点をご検討いただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

**【議長：丹野敏彦】**

高橋村長。

**【村長：高橋浩人】**

黒瀬議員の質問にお答えします。

新たな産業の創出は、地域経済の活性化を図るうえで重要な施策であると考えております。また、移住施策を推進する中で、移住者の仕事が多様化しており、自身や家族のライフスタイルにあった様々な働き方を選択する傾向にあります。

村においても、今年度に入り、村内でお店を構えたい、事業所を設けたいといった問合せが4件ありました。いずれも、空き家に関する問合せであり、新たに建設するのではなく、空き家があればリフォームするなどし、事業を始めたいといった内容でした。

黒瀬議員ご指摘のとおり、村は民有地が少ないことから、新たに事業を始めにくいといった課題があります。しかし、分譲地として新たに整備する西1丁目地区については、店舗や事務所を設けるにあたって立地的にも適しているとは言い難く、あえて店舗兼用住宅地として広い区画を整備することは考えておりません。

ただし、中央3番地宅地分譲においては「自己の居住の用に供すること」を条件としており、兼用住宅や併用住宅としての建設も可能でしたので、西1丁目地区においても同様に可能としたいと考えております。

なお、東3丁目4番地への情報発信者入村に関しては、大湊村で起業またはビジネス活動をする方を募集しており、店舗や事務所との兼用を認めておりますので、こちらについても広く周知してまいりたいと考えております。

引き続き、空き家バンク等の積極的な活用についても進めてまいりますので、ご理解いただきますよう、よろしく願いいたします。

以上です。

**【議長：丹野敏彦】**

再質問ございますか。

黒瀬友基さん。

**【6番：黒瀬友基議員】**

はい、ありがとうございます。今年度新たな起業ですとか、そういった形の問い合わせも増えてきているということで、ぜひそういったところが、なかなか難しいのでしょうか

れども進んでいくといいなというふうに思います。

その中で、今回新しい今の西1丁目の検討しているところが、商用地というか、店舗等として適切かどうかということはあるかと思うのですけれども、個人的には比較的県道にも近いですし、一本入ってきたすぐのところですし、道の駅にも近いというところで、もちろんもっと大きい幹線道路沿いであればいいのでしょうけれども、そうではないですけれども比較的近いというところでいくと、ひとつ考えられるのかなというふうに思います。大きい区分を用意するという必要があるのかどうかはともかくとして、その中で中央3番地を整備したときも住宅と共用するという前提では、事業用に使うことも可能だったということですが、その点をもう少し、今回そういった問い合わせも来たりしている中でいくとですね、もうちょっとわかりやすく、制限はしないという話ではなくて、してもいいとかですね、分譲地の公募の段階でですね、そういった形の表現の仕方、仕様があるのではないかと思いますけれども、そこ辺りは検討していただけないものかなということが1点。

あともう1点、東3-4の情報発信者住宅という話ですが、そこを店舗等に使うというお話ですが、ここに関しては、基本的には今のところはその条件として、今の情報発信者の募集の中でそれをしているということで、そこを分譲地として店舗等に使う、事務所等に使うということを考えているということではないという、そこを販売するという理解ではないのでしょうか。その点、2点教えていただければと思います。

**【議長：丹野敏彦】**

高橋村長。

**【村長：高橋浩人】**

黒瀬議員の再質にお答えします。

まず募集の仕方ですが、先ほども話をさせていただいたように、中央3番地でも住んでいれば、仮に小さな店をやったり、そういうことはだめだということではないので、実質可能な状況であります。そういったことをもう少し、こういう活動もできますよというようなことの周知の仕方については工夫をしていきたいと思いますので、よろしく願います。

また、情報発信者の募集要項について、情報発信者の方々ともいろいろ意見交換をする中で、今まではそこで起業したりビジネスをすることを想定はしていませんでしたが、新たに項目として設けることにいたしました。項目としてというか、活動項目として新たに設けることにしましたので、まず同じように居住することが前提になりますが、居住しながら店であったり、仕事の事務所として活用するということが可能であります。当然、選考はあるのですが、そういった方々には販売するというのではなくて、情報発信者と同じ条件で、ある一定期間住むと無償譲渡するというのを今は想定して募集しているところですので、どうかよろしく願います。

以上です。

**【議長：丹野敏彦】**

再々質問ございますか。

黒瀬友基さん。

**【6番：黒瀬友基議員】**

はい、わかりました。ぜひ新たな分譲地での募集のかけ方の段階では、実質的に可能というよりはどちらかというところもできます、ぜひとは言いませんけれども、そういった形の維持の仕方もあるという形で、ご案内をぜひ検討していただきたいというふうに思います。

あともう1点ちょっとごめんなさい、この質問の趣旨とずれるところはあるのですが、今の情報発信者の住宅で、企業・創業という話になってくると、ちょっと情報発信者という考え方とはまた違ってくるのではないかなと思っていて、これは別にやっていただくのは全然構わないのですが、これは企業・創業支援的な位置づけになってきて、ちょっとまた意味合いが違ってくるのかなという部分もあるのですが、これは情報発信者の事業として今後も続けていかれるつもりなのでしょうか。その点、教えていただければと思います。

**【議長：丹野敏彦】**

高橋村長。

**【村長：高橋浩人】**

黒瀬議員の再々質にお答えします。

まず東3丁目4番地の情報発信者の居住地区については、今まで募集にあたっては目的というか、どういった方々を対象にということで謳って募集をしてきたところですが、その中で今回見直した部分の大きいところが、先ほど話をしました、起業またはビジネス活動にも供する活動をする方も対象にするということにしましたので、そうした方々も店舗とか事務所をそこに設けることが現在できるということになります。これについては情報発信者の方々ともいろいろ協議した中で、やはりそこに店や事務所を構えて活動すること自体が情報発信にも繋がりますし、いろいろな人がそこに集ったりするという意味で、広い意味で村の情報発信活動にも資することですので、今回新たにそうしたことを情報発信の目的として加え、店舗や事務所も認めていくということにしております。

また、先ほど話をしたように、一定期間そこで居住することで、土地の無償譲渡の条件も備えております。さらには事務所等をそこに開設する場合は、県の補助制度など様々なことも活用が可能ではないかと考えていますので、具体的な相談等があれば一緒にそうした事業の活用も含めてアドバイス等をしていきたいと思っておりますので、よろしくお願ひします。

以上です。

**【議長：丹野敏彦】**

次の質問をお願いします。

黒瀬友基さん。

**【6番：黒瀬友基議員】**

はい、次の質問に移らせていただきます。

続いて、一時預かり保育のお試し券の配布をということで質問させていただきます。

村でも以前はこども園に通っていない2歳までの子どもを持つ世帯に一時預かり保育の無料券を配布していましたが、使用時期が集中するなど問題もあり、子育て応援商品券の金額を増す形で、無料券の配布は終了したと伺っております。

ただ、村として様々な子育て支援の一環で一時預かり保育を行っている中、サービスを周知する意味で、数回分でも構わないと思うのですけれども、お試し券という形で無料券の配布を再開できないのでしょうか。お試し券などのきっかけがなければ一時預かりの利用を考えていなかった親にとっても、無料のお試し券が手元に届けば気軽に利用でき、その結果としてサービスが理解され、サービスの利用促進、子育て負担の軽減につながると思うのですが、いかがでしょうか。

**【議長：丹野敏彦】**

教育委員会、宮田教育次長。

**【教育次長：宮田雅人】**

黒瀬議員の2点目の質問にお答えいたします。

一時預かり保育の無料券の配布についてですが、ご承知のとおり利用者に偏りがあることや、使用時期が年度末に集中するといったことがありましたので、我々としては効果が限定的であると、利用の傾向からして必要だからというよりは無料だから預けるといった傾向が見られたため、検討の結果、令和3年度をもって事業を廃止したという経緯があります。また事業の廃止に伴いまして、より幅広い用途での利用が可能な在宅子育て応援商品券、こちらの方を廃止した分を増額することで対応しております。

一時預かり保育についてはしっかりとそのサービスの情報を提供した上で、必要な人が必要な分を負担して利用するといった整理を行っておりますので、ご理解をいただきたいというふうに思います。

村では子どもの成長の段階に応じ、各課にまたがり様々な支援を行っております。今年度、福祉保健課が中心となって、村の子育て支援に関する情報をわかりやすくまとめた子育てガイドブックを作成しました。このガイドブックには子育てサービスに関する情報が集約されておりますので、子育ての世帯の方にはぜひとも有効にご活用いただければというふうに思います。

以上です。

**【議長：丹野敏彦】**

再質問ございますか。

黒瀬友基さん。

**【6番：黒瀬友基議員】**

今回、子育てガイドブックを配布されたということで、村でもいろいろな事業をやっていただいて、徐々にというかですね、いろいろな子育て支援のサービスが増えてきていることは理解しています。ただそれをいかに利用してもらうかということが、やはりその次に重要になってくると思うのですね。そのためにガイドブックを配布したということなのですけれども、あれ自体が果たしてその利用促進に繋がるのか。多分、皆さん子育てをしている世代であれば、そのサービスがあるということは理解されていると思うのですよ。そうではなくて、それをどう使いやすくするかということが重要なのではないかなと思っ  
ていまして、その中でいくと、やはり、なかなかはじめは一時預かりを頼みにくいという話が出るのですね。それは今、有償か無償かという話もあるのですけれども、心理的に果たして気軽に預けていいものなのだろうか、なるべく家族に何か用事があっても頼むべきなのではないかとか、リフレッシュで使っていいのだろうかとか、そういうことをすごい負担に考えていると思うのですね。その時に、お試し券みたいなものがあって、こういう形でも使えますよということが1つのきっかけになるのではないかなというふうに思っています。今回フレミズとのお話でいろいろ情報交換させていただいた中で、お試し券以外にもですね、予約のオンライン化ができないかですとか、申込書などを書く必要があれば記入例なども示してほしいみたいな話で、そのときに《リフレッシュのために利用する》というような例があると、すごいそれが心理的な負担減に繋がるという意見がありました。

今回も以前のように大量の無料券を配布してほしいという話ではなくて、やはりそのきっかけとしてお試し券みたいなものがあつた方がいいのではないかというお話があつて、それを提案させていただいているわけなのです。それは自分が気軽に使用したいというのもありますし、これから自分より若い親の世代ですとか、初めて子どもを持つ親が使えるように、使いやすいように、気兼ねなく使えるような環境、そういう雰囲気をつくってほしいという話だと思つたのです。ですので極端な話を言えば、別にお試し券ではなくても、その環境として、役場であつたり、こども園の職員がとてもウェルカムな雰囲気、ぜひ使ってくださいというような雰囲気を醸し出してくれれば、もしかするとそんなものはいらないかもしれないですね。そういった形で何かしら、やはりサービスを気兼ねなく使えるというきっかけになってほしいという意味でのお試し券ではないかと思つています。ですので、もしお試し券がそういった形で、先ほどの話で無料だから使う方も多いのという話であれば、今先ほど子育てガイドブックがあることで様々な子育て支援のサービスを利用してもらえるとつ話がありましたけれども、それ以外にどのような形で、心理的なハードルを下げて、皆さんが使ってもらえる環境を整えられるか、そこをぜひ教えていた

だければと思いますが、その点いかがでしょうか。

**【議長：丹野敏彦】**

教育委員会、宮田教育次長。

**【教育次長：宮田雅人】**

黒瀬議員の再質問にお答えいたします。

いろいろご提案をいただきましてありがとうございます。雰囲気だったりというのは、対応だとかそういったものをまず別にして、物理的にできることとか、そういった点でいきますと、ガイドブックを作成して配布したということもありますけれども、そのなかにも利用については書かれておりますし、この後、まずできることとしたら、商品券を配布する際に、その商品券を使ってできることとして、ただ単にAコープでの買い物とかだけではなくて、こういったサービスもこの商品券を使えますよといったところをもうちょっと強調して示していくとか、そういったことはすぐ変えられる部分でもあるので、そういった対応はちょっと内部で相談して進めていきたいというふうに思います。

あと、今年度、子育て支援計画のベースになる子育て支援に関するアンケート調査なども実施しますので、そういった中でもまたそういったニーズについて、どういったことを求めているのかというようなところも何か拾えればいいのかというふうに思います。

以上です。

**【議長：丹野敏彦】**

再々質問ございますか。

黒瀬友基さん。

**【6番：黒瀬友基議員】**

ありがとうございます。いろいろな支援が増えてきているかと思っておりますので、ぜひそれを村民の方が気兼ねなくとか、心理的な負担なく使えるような環境というものを整備していただければと思いますので、その点も、メニューの数だけではなくて、使いやすさということも考えていただければと思います。

答弁は求めませんので、次に移らせていただきます。

次に、3つめ、合同部活動・クラブチーム化についての質問をさせていただきます。

現在、部員数の減少により、大瀧中学校の部員だけではニーズを満たせず、他校との合同チームとなっているケースがあります。現状の合同チームは、新入部員が入り単独でチームが組めるようになると解散し、チーム編成が変わっていくことから、安定的な活動のため中体連の大会参加の規定などはあるものの、恒常的に複数名、複数校で部活動を行う合同部活動の実施や、指導者や保護者が主体となってチームを作る形でのクラブチーム化ができないかという話も聞こえてきます。

また、これからは生徒数の減少だけではなく、部活動の地域移行を進める上で指導者の確保が難しく、合同部活動・クラブチーム化を模索していくことも考えられます。村外の

学校の生徒も含めた合同部活動・クラブチーム化というのは、競技種目の選択肢が狭められないほか、専門性の高い指導者から指導を受けられたり、同級生以外との交流などが行われるなどのメリットがある一方、移動に時間を取られ、また各校の行事や授業の日程に左右され、活動時間・日数に制限が出るなどの制約があります。

また保護者としては送迎、また運営に関わるなどの負担も増すことが想像されます。また仮に、郡レベルでの合同での活動というものを考えた場合に、村の生徒数や各校の立地を考えると、活動拠点が村外になる可能性も高く、移動などを含めて生徒・保護者の負担がさらに増していくのではないかと予想されます。

そこで質問ですが、様々なメリットとともに懸念もある合同部活動やクラブチーム化ですが、現在村や大潟中学校においては、他校・他地域との恒常的な合同部活動やクラブチーム化の検討・議論は行われているのでしょうか。

2つめとして、すでに議論が行われている、もしくはこれから議論・検討がされるのであれば、現状で部員数が減少し活動が難しい部活動・生徒への対応にとどまらず、将来的にどのような姿が望ましいのかという点も含めた十分な議論が必要ではないかと思いますが、それについていかがでしょうか。

**【議長：丹野敏彦】**

教育委員会、宮田教育次長。

**【教育次長：宮田雅人】**

黒瀬議員のご質問にお答えいたします。

現在、スポーツ庁では令和7年度末までを目処にした、休日の部活動の地域移行を推進しております。これは教員の働き方改革を図るとともに少子化においても、生徒1人ひとりが多様な競技や文化活動を選択できるような仕組みに繋げていくことを大きな目的としております。

それを踏まえまして、質問の1つめですけれども、他校・他地域との恒常的な合同部活動やクラブチーム化の検討・議論が行われているのかというご質問にお答えいたします。

南秋田郡の町村教育長連絡協議会では、この休日の部活動の地域移行について話題にはしているようすけれども、他の学校、他の地域との恒常的な合同部活動・クラブチーム化に向けた具体的な検討・議論は現段階ではございません。村の教育委員会や大潟中学校においても同様で、具体的な議論というものはまだしていません。

次に、2つめの、将来的にどのような姿が望ましいのか、議論が必要ではないかというご質問についてお答えいたします。

村の教育委員会においても、少子化によって近い将来、学校の単独での団体競技が成立しなくなるだろうというふうな危機感を抱いております。単に部活動を地域に移行しただけでは学区内の子どもの数がそもそも減っていき、そしてさらに競技や部活動のニーズが多様化していく中で、これを市町村が単独で応えていくというのはなかなか難しいだろう



というふうに考えておまして、そのためには、村としては、他の地域とやはり広域化を視野に入れて議論すべきだというふうに考えておりますけれども、具体的な会議などの設置はされていないということが現状です。

今後は機会をみて、検討する場の設置の働きかけ、そして広域化・合同化の議論を行っていきたいというふうに考えております。

以上です。

**【議長：丹野敏彦】**

再質問ございますか。

黒瀬友基さん。

**【6番：黒瀬友基議員】**

わかりました。将来的な懸念としては考えているけれども、具体的に今検討段階にはなっていないということで理解いたしました。

そのような中で、今後検討するのであればぜひ考えていただきたいのが、今やっている子ども達というのは多分、例えば急に上の学年がいなくなって単独チームで組めなくなりましたという、同じスポーツを他校と一緒に、それも来年以降も継続して自分たちが卒業するまでは続けたいという思いはあると思うのです。ですので、そこに恒常的にクラブチームですとか合同部活動という形を持っていくという形もあると思うのですけれども、一方でいくと、それよりもっと下のまだ部活動を始めていない世代からすると、果たしてそれが理想的なのか、それよりは他の地域に行って他のチームに加わるよりは村の中で近いところで活動できるような仕組みを組んだ方がいいのではないかなという形にもなってくると思うので、そこ辺りは短期的に、今急に組めなくなった子ども達をどう救済するかという議論と、あと将来的に村の中でどういったスポーツ活動を続けていくのか、子ども達がどう続けていくのかということころは、ぜひそこは切り離してというか、両方含めて、ぜひ考えていただければなというふうに思いますので、今後検討されるのであればその点をぜひ考えていただければと思います。

関連して、すみません、もう1点、合同部活動に関連してですけれども、今実際、自分の子どもがそのような形で他校と一緒に活動に関わっていますけれども、村の場合は比較的農家の方も多くてですね、保護者の、親の仕事の時間の調整がききやすいということで、今送迎を合同練習の場合にしているケースがあるのですけれども、一緒にやっている他校の場合だと、平日の放課後の送迎というのはほぼできない。基本的に平日はそれぞれが練習するのですけれども、やはり大会前になると合同練習を平日もやりたいという話になって、実際今までの例、ケースでいくと、ほぼ平日はその1週間、大潟村から他校に通うという形ですとやってきた経緯があります。それはそれでよかったのですけれども、その中で以前、予算委員会などでもマイタウンバスでの広域化した部活動送迎という話がありましたけれども、ここあたりはどのような議論が、もし進んでいるとかいうことがあれば

教えていただきたいと思います。自分たちが送迎してみても、実際、学校で同じ時間に終わるように思うのですけれども、結構やはり短縮授業ですとかいろいろあって、その日その日によって結構時間が違っていて、変わってくるようなケースがあって、果たしてそれにどこまでマイタウンバスが実際に活用できるのかなということを疑問視している、ただ一方で、そういった支援があるとすごい活動も進みやすいと思いますので、マイタウンバスの部活動の送迎という話が一時期あったと思いますけれども、そこあたり何か進捗、もしくは具体的な話があれば教えていただければと思います。

**【議長：丹野敏彦】**

教育委員会、宮田教育次長。

**【教育次長：宮田雅人】**

黒瀬議員の再質問にお答えいたします。

まず、1つめの検討してほしいという話の中で、今やっている子どもとその次の世代と、それぞれが理想とする形というのは、移り変わりもありますし、変化の大きい時代ですので、それぞれどう合うのかを、短期・長期、あと将来的にというところで検討してほしいということなのですけれども、それは当然そのとおりだというふうに思います。ただ、先ほどお答えしたとおり、検討の土台ができていないというか、やはり村単独の話ではなく広域なので、他の市町村との協議になるので、まずはそういった場を作るところが必要なかなと思っています。教育長会議みたいなことがベースになってくるのかなと思いますけれども、まずはそこで働きかけて協議の場を設置することがまず最初で、その後でのそういった協議の具体的な内容ということが決まってくるのかなというふうに思います。

あとは、2つめがマイタウンバスの話になるのですけれども、そこでやはり今の時点でも一番の課題は、場所と、子どもをどう運ぶかというところが、簡単に考えても一番議論が難しいところというか、結局誰が負担するのかという部分で話が難しくなっていくのかなというふうには思っております。マイタウンバスはもう既に動いていますので、そこをうまく活用できればそれぞれがいい話にはなってくるので、そういう展開というのも議論の中ではあるかと思いますが、今の段階ではまずはその場を作ることで話が始まっていくと、広域ですのでそれぞれの事情がありますので、その辺をスピード感を持って決めていけるかどうかというところもポイントになってくるのかなというふうに思います。

代替わりということになると、やはり部活を見ていますと父兄が入れ替わっていくので、なかなか同じ人が続けるというような仕組みになっていませんので、そこら辺も物事を決めるにあたっての、非常にネックというか足を引っ張っている状況の部分でもありますので、そういったものをある程度の人が決断していくところが大事になってくるのかなというふうに思います。

以上です。

**【議長：丹野敏彦】**

総務企画課、薄井課長。

**【総務企画課長：薄井伯征】**

マイタウンバス関連について、公共交通を担っている立場から説明をさせていただきます。

ご存知のとおり南秋地域のマイタウンバスですけれども、五城目町と八郎潟町と大潟村で共同で運営しているわけですが、昨年、南秋地域の公共交通計画というのを見直しまして、その中でやはり地域の子どもの利活用の促進についても計画の中に盛り込まれております。ただ具体的にはどうこうということではないのですけれども、ただ協議会としては、依頼というかニーズ、相談があれば、きちんと協議をして、運行できるかどうか検討して運行できるような形で進めたいというような形になります。

その働きかけですが、教育次長も申し上げましたように、やはり南秋地域の教育長の協議の中でそういった方向性といいますか、考え方がある程度示されたらば、公共交通活性化協議会の方でもその意見を承って、そして何ができると協議して、それから実際の運行というような形になるのかなと思っておりますので、どうかよろしく願いいたします。

**【議長：丹野敏彦】**

再々質問ございますか。

**【6番：黒瀬友基議員】**

ありません。次に移らせていただきます。

最後に、脱炭素事業の進捗状況はということでご質問させていただきます

令和4年度から繰越明許とされた約8億6,000万の予算に関わる事業に関しては、今年度中の事業の完了が必須だと思われませんが、先ほども一部説明はあったかと思っておりますけれども、現時点での事業の実施状況及び予算の執行状況、見込みはどのようになっているのでしょうか。

あと、もう1点、令和4年6月の全員協議会で、「大潟村脱炭素先行地域事業の全体像」という資料をもとに、年度ごとの電力、もみ殻熱供給事業関連として、対象施設や導入設備などの令和4年から令和8年までの5か年の、年度ごとの計画が示されています。また事業費に関しても令和4年度が交付金対象事業費12億272万9,000円、交付申請額8億6,573万6,000円。令和5年度が交付金対象事業費14億3,361万4,000円、交付申請額9億8,437万5,000円。以降、令和8年度まで計画が記載されています。この資料で示されていた今年度予定されていた事業の現状というのはどのようになっているのでしょうか。

また、全体の計画として昨年6月に示されたこの大潟村脱炭素先行地域事業の全体像から変更や遅延が生じているならば、改めてこの資料を更新する形で資料の提出、説明を行っていただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

**【議長：丹野敏彦】**

高橋村長。

**【村長：高橋浩人】**

黒瀬議員の質問にお答えします。

はじめに、事業の実施状況についてですが、籾殻バイオマスボイラー事業においては、ボイラー本体の製造及び熱導管の敷設、ボイラー棟の建設が順調に行われているところです。温泉等への太陽光発電設備の導入については、株式会社オーリスにおいて11月に入札を実施し、契約候補者が選定されたところです。現在、最終的な契約内容の調整と融資協議を平行して実施しており、1月に契約締結の予定となっております。年度内完工は厳しいため、環境省と調整の上、部材の納品までを実施する予定となっております。

執行の見込みにつきましては、繰越を行った8億6千万円のうち7億円の執行を見込んでおり、約80%の執行となる予定です。また、太陽光発電設備と一体的に導入を行う蓄電池につきましては、令和5年度予算枠にて11月30日付けで2億2千万円の内示をいただきましたので、交付申請の手続きを行っているところです。

2つめの質問について、当初今年度に予定していた事業については、令和4年度繰越予算の執行をもって申請を行う方針となったため、令和6年度以降に実施できるよう、国への繰越協議に合わせ計画の変更を行っております。

脱炭素先行地域事業においては、環境省の評価委員会によるフォローアップが行われており、8月の評価委員会の講評にて、12月末までに各スケジュール等を見直し報告することを求められているところです。現在、東北地方環境事務所と計画変更の範囲等を含めて調整を行っており、調整が終わり次第、お示しできる状態に整理し、1月中旬以降に説明を行いますので、よろしくお願いいたします。

以上です。

**【議長：丹野敏彦】**

再質問ございますか。

黒瀬友基さん。

**【6番：黒瀬友基議員】**

ありがとうございます。今の説明で、今見直している最中ということかと思えます。ただ、最初の説明では今年度、交付の金額としては9億8千万円という話の中で、今2億2千万円という話なのかなと思って、だいぶそこに乖離があって、それが遅れているのか、事業の内容が変更あるのかなのですけれども、そういう状況になっているのかなというふうに思います。

この大潟村脱炭素先行地域事業の全体像というものが去年の6月に示されたというのはですね、これがあって、その時に初めてこの事業の予算、また村が事業会社に出資する話とかという補正予算が、その時の補正予算で話し合われた元となった資料だと思うのですね。そう考えるとですね、私個人としてはやはりこの内容を元に行くものだと思うので、その予算に賛成・反対ということを考えていたわけで、そこからやはり大きくずれてきてい

る内容でいくと、早めにご報告をいただきたいなということが正直なところではあります。今までも様々な場面でですね、総括質疑などでもですね、様々な意味でスケジュール等の変更が生じているのであれば、資料をもとにして説明を受ける場を作ってもらいたいという要望等が他の議員の方から出ていたと思いますが、契約の締結が間もなくされる見込みで、そういった契約が整えばという、事業規模、金額としての規模になっているのか、また事業計画はどうなっているのかを具体的に示すことができると考えているという答弁をいただいています。その結果出てきたのがですね、具体的ではあるのですが、熱導管がどこに敷設されるのかみたいな、そういう話になってくるわけですね。ソーラーパネルがどこに設置されるのか、それはそれで確かに重要なことではあるのですが、全体像ということが全然見えてこなくて、それが今の中の話の中で12月までに見直す、それを報告するという話で今やられているということで、1月中旬以降にこれを報告していただけるのではという話なのですが、ちょっと再度お聞きしたいのですが、1月中旬以降と言われてしまうと、この先永遠に以降なので、期限をもう少し具体的に切っていただけないですかね、その報告の期限を。ここでこれ以上、細かい話を議論してもと思いますので、できればこの資料をもとに全体像の報告をいただけるのがいつなのかという期限を切っていただければ、それを今度、聞く機会を設けたいと思いますので、お願いできればと思います。

**【議長：丹野敏彦】**

暫時、休憩します。

(午後4時07分)

(午後4時08分)

再開いたします。

高橋村長。

**【村長：高橋浩人】**

黒瀬議員の再質にお答えします。

まず、様々な要素があって事業の見直しを今進めているところでありまして、先ほど話をしたように、現在、東北環境事務所と最終調整の段階で今調整をしております。

1月中旬以降という話をさせていただきましたが、議員の集まりやすいことも考えると、2月の全員協議会の折に説明できたらと考えますが、議長とも具体的な日程については今後相談させていただきたいと思いますが、一応そうした予定を考えていきたいと思っております。

以上であります。

**【議長：丹野敏彦】**

再々質問ございますか。

**【6番：黒瀬友基議員】**

いえ、ありません。終わります。

**【議長：丹野敏彦】**

以上で本日の日程は全て終了いたしました。

本日はこれにて散会いたします。

(午後 4 時09分)

# 令和5年第4回(12月)大潟村議会定例会【第2日目】

1. 開議日時 令和5年12月8日(金) 午前10時07分～午後2時35分

2. 会 場 大潟村議会議事堂「本会議場」

## 3. 出席した議員の氏名(敬称略)

2番 工藤 勝	3番 三村敏子	4番 菅原アキ子
5番 松本正明	6番 黒瀬友基	7番 菅原史夫
8番 戸部 誉	9番 齊藤知視	10番 川渕文雄
11番 石井雅樹	12番 丹野敏彦	

計 11名

4. 欠席した議員の氏名(敬称略) なし

## 5. 説明のため出席した者の氏名(敬称略)

村 長 高橋浩人	副村長 工藤敏行
総務企画課長 薄井伯征	税務会計課長 伊東 寛
生活環境課長 近藤比成	福祉保健課長 北嶋 学
産業振興課長 石川歳男	教 育 次 長 宮田雅人
農業委員会事務局長 澤井公子	

6. 議会事務局の職員 事務局長 近藤綾子 書記 藤村明美

7. 議事日程 別紙のとおり〔議事日程第2号を参照〕

## 8. 本日の会議に付した事件

議案第53号 大潟村会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例案

議案第54号 職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例案

議案第55号 特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例案

議案第56号 大潟村国民健康保険税条例の一部を改正する条例案

議案第57号 大潟村簡易水道事業の設置等に関する条例案

議案第58号 大潟村公共下水道事業の設置等に関する条例案

議案第59号 大潟村簡易水道事業及び大潟村公共下水道事業に地方公営企業法の財務規定等を適用することに伴う関係条例の整備に関する条例案

議案第60号 令和5年度大潟村一般会計補正予算案

議案第61号 令和5年度大潟村診療所特別会計補正予算案

議案第62号 令和5年度国民健康保険事業特別会計補正予算案

- 議案第63号 令和5年度大潟村介護保険事業特別会計補正予算案  
議案第64号 令和5年度大潟村水道事業特別会計補正予算案  
議案第65号 令和5年度大潟村公共下水道事業特別会計補正予算案  
陳情第9号 安全・安心の医療・介護実現のため人員増と処遇改善について国に意見書提出を求める陳情  
陳情第10号 国民のいのちと健康を守るため、政府の責任で医療・介護施設への支援を拡充しすべてのケア労働者の賃上げや人員増のため国に意見書提出を求める陳情  
陳情第11号 健康保険証廃止の中止について国に意見書提出を求める陳情  
陳情第12号 あきたこまちRについての陳情書

9. 議案の提出撤回及び訂正に関する事項 該当なし

10. 議員の異動に関する事項 該当なし

**【議長：丹野敏彦】**

ただいまの出席議員数は、11名で定足数に達しております。

これより、本日の会議を開きます。

お手元に配付しております議事日程のとおり、進めてまいります。

日程第1、議案第53号「大潟村会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例案」から、日程第13、議案第65号「令和5年度大潟村公共下水道事業特別会計補正予算案」までを、会議規則第37条の規定により一括議題といたします。

次に、日程第14、総括質疑を行います。

昨日の村政報告並びに提出議案の説明に対し、質疑を行います。

質疑ございませんか。

4番、菅原アキ子さん。

**【4番：菅原アキ子議員】**

4番、菅原アキ子です。

私からは4点についてお伺いいたします。

はじめに、2ページの国の登録有形文化財についてですが、1964年の開村以来、初の登録有形文化財が村に誕生することになりました。来年の、村の創立60周年のお祝いをいただいたようで、大変喜ばしく嬉しい限りです。

村の歴史を後世に伝えていく貴重な三角屋根で、入職者家族は同じ間取りで住んでいましたので、自分たちが住んでいた三角屋根の家が有形文化財に指定されたことはこの上ない喜びであり、みんながひとしおの感慨を持っているに違いありません。これも村が事前に文化庁に申請していただいていたおかげであり、感謝の言葉しかありません。本当にありがとうございます。



今回、手つかずで残っている登録有形文化財に指定される三角屋根の建造物は何戸になるのでしょうか。また、今後指定された登録有形文化財が老朽化した場合、国の指導をいただく必要があると思いますが、改修などはどのような手順で行われていくのでしょうか。伺いたいと思います。

**【議長：丹野敏彦】**

教育委員会、宮田教育次長。

**【教育次長：宮田雅人】**

菅原議員の質問にお答えいたします。

はじめに三角屋根、登録になったのは何戸かというお話だったと思いますが、これについては東2丁目1番地にある村営住宅の三角屋根1戸でございます。村内にはそのままでの形で残っている三角屋根、入植者の所有のものというのは、もうほとんどないのかなというふうに思っております。

2点目、老朽化などに伴う改修についてはどうなるのかというお話ですけれども、これについては、国の文化財の制度は登録と指定と大きく分けて2種類あるのですけれども、指定となるとかなり厳格な管理で、国に伺いを立ててという手続きが必要になってくるのですけれども、村が今回受けたのは登録の方でして、こちらは当然自由にとというか、使うことも大丈夫ですし、改修等についても報告などを経れば別に手をつけてもいいというものでございます。ただ、条件が満たさなくなると登録から外されるということもあるので、その辺のやり取りは必要になるのかなというふうに思っております。

以上です。

**【議長：丹野敏彦】**

再質問ございますか。

菅原アキ子さん。

**【4番：菅原アキ子議員】**

登録と指定の違いということを今わかりました。そうしたら村が現在、1戸の指定の建造物があるわけですが、そのときは、いつか老朽化していった場合は、村の判断で改修等を行ってもいいということですね。

**【議長：丹野敏彦】**

指定と言われましたけれども、登録です。

**【4番：菅原アキ子議員】**

大瀧村は登録ですので、村の独自の判断でいいということですよ。

そしてこれから、それを維持するためにはまた気をつけていかなければならない部分があると思うのですが、それはどういうふうに配慮しながら、長く登録され続けるようにしなければいけないのか。今現在考えられているようなことを参考までにお聞かせいただければと思います。

**【議長：丹野敏彦】**

教育委員会、宮田教育次長。

**【教育次長：宮田雅人】**

菅原議員の再質問にお答えいたします。

今後、維持するにあたっての配慮する内容ということなのですが、今現在も使用しているのですが、そういった形で使用しながらも、できるだけ長く維持できるように配慮して使っていきたいというふうに思います。

今回の登録にあたって、文化庁の方から事前に当然物件を見に来たのですが、調査といいますか、来たのですが、そのときのお話ですと、1つ条件というか今後の話としては、外観は変わらないようにしてもらいたいと言われております。ですので、増築だったりとかそういうことはしないでほしいというような話などは何点か言われておりましたけれども、中で使う分には全然構いませんよというお話はいただいております。

以上です。

**【議長：丹野敏彦】**

再々質問ございますか。

**【4番：菅原アキ子議員】**

いえ、ありません。次の質問に移らせていただきます。

次に、3ページからのデンマーク王国訪問についてですが、様々なところを訪れ、大変有意義な訪問であったことは報告会でも拝聴させていただきました。

5ページの、オーフス大学の富岡准教授から「引き続き将来の相互交流が可能な学校について、声かけを行っていただけるとのお返事をいただきました」とあります。ここ何年間かは諸事情もあり、中学生の交流も中断されておりますが、今後もデンマークとの交流は行われる予定であるとの理解でよろしいでしょうか。

報告会では、ロシアやウクライナの影響を受け、欧州を含むデンマークも交流は難しい状況であるとのことでした。それで、21ページの一般会計補正予算案の教育委員会の事務局費において、子ども海外研修事業費76万7千円が計上されているのは、デンマークに代わる研修のための事前の研修費として計上されていると理解しておりました。委員会が違いますので、その内容とデンマーク研修との関連について伺いたいと思います。

**【議長：丹野敏彦】**

高橋村長。

**【村長：高橋浩人】**

菅原議員の質問にお答えします。

最初、大学の部分は私の方から、後段の部分は教育次長からお答えします。

まずオーフス大学の富岡准教授の方で、何年間かにわたってこの中学生の交流再開につ

いて協力をいただいていたところで、だいぶ具体的に学校とのやり取りが進んでいたところでした。ただ、先ほど菅原議員もおっしゃったように、突然ロシアのウクライナ侵攻ということがありまして、非常にヨーロッパ自体が混乱をし、また、なかなか海外に行きづらい雰囲気とそういうことがあるようでして、当初予定していた学校とは、現在は難しい状況になったということです。ただ、引き続き村との交流を検討してくれる相手校は探してくれるということでしたので、お願いしてきたところです。

それで今現在、さらに村内の台湾との関係のある方から台湾の学校の具体的な紹介がありまして、現実的に行える海外研修ということで、台湾との交流を進めていければなどということで、今そちらも検討しているところです。

デンマークについては今言ったような状況でして、すぐに相手校が見つかってすぐに動き出すのはちょっと厳しいところがあるのかなと、仮にそうしたことに動き出したときには、大人数ではどうしてもいけないので、希望される方、少人数でも行く機会をつくれたらなとも思っております。

いずれ今、台湾の話が先行していますので、まずはそちらをしっかりと調査した上で、具体的に判断していければと思っています。詳しい内容は、今次長からいたします。

以上です。

**【議長：丹野敏彦】**

教育委員会、宮田教育次長。

**【教育次長：宮田雅人】**

菅原議員の質問にお答えいたします。

今後の交流についてなのですが、まずデンマークと、今回の補正予算であった台湾とは、括り分けるとすれば、デンマークの事業は村の事業として進めるという予定で考えております。台湾との交流については、平成28年まで行っていたの韓国インピ中学校との交流、それは韓国とは交流はもう終わってしまったのですが、そこは村の主催事業というよりは、中学生の韓国との交流をする協議会が主催してやっていたものでございます。そちらが、韓国が終わってから、それ以降、どこかの交流先を自分たちで探していた中での台湾の話が出てきたので、そこを進めるためにも、団体の代表者も今回行くのですが、やはり任意団体でもありますので、向こうと契約するにあたっては、一言で言えば信用といったところもありますので、やはり役場、教育委員会も一緒に行って話を詰めていくことで実現が早まるだろうということで、今回補正をして一緒に行くという予定で考えております。ですので事業としては、デンマークの事業と、韓国交流の流れからくる台湾の事業と、主催が違うという点がわかりやすいところかなというふうに思います。

デンマークに関しては先ほども村長が言いましたけれども、令和元年に行って以来、コロナだとか戦争だとかそういった事情で途絶えておりますけれども、そちらは富岡先生とも昨年から何度かZoomでやり取りしましてお願いしているといった状況で、情勢などが整

えば実現に向けた動きにまた切り替わってくるのかなというふうに考えております。

以上です。

**【議長：丹野敏彦】**

再質問ございますか。

菅原アキ子さん。

**【4番：菅原アキ子議員】**

先ほど、村長が言われましたように、富岡准教授が大潟村との交流を望む学校を見つければ、ここ何年間ではちょっと厳しいかもしれないけれども、いずれはそういう交流も継続していきたいという理解でよろしいのでしょうか。

それと村のデンマークとの中学生の交流とまた違った意味で、任意団体として教育委員会、インピ中学校に代わるものとして台湾とのお話が今進んでいるということで、こちらでも2本立てといたしますか、その台湾の交流は、これからは良いという快諾が得られれば、ずっとこれも続いていくということなののでしょうか。

村のデンマークの交流、いつになるかわからないけれどもそれも続けていく、少人数であっても。そして教育委員会主催のその任意団体である台湾も、これからはずっと継続の事業として行っていくというふうな理解でよろしいのでしょうか。

**【議長：丹野敏彦】**

高橋村長。

**【村長：高橋浩人】**

菅原アキ子議員の再質にお答えします。

まず、デンマークの方は先ほど言ったような状況です。引き続き調査していただけるということと併せて、日本学を学んでいる学生が来年、国際教養大に留学される、毎年大体来るということのようでした。来年は3人、もう来る人も決まっています、そうしたことが具体的にありますので、留学で来た学生と村とでの交流のようなことも今後、継続してやっていけたらなと、そういったことも含めて、将来的に中学生が行ける機会が作れるのであれば、ぜひ中学生も行っていただければと思っていますし、今年、今高校生になった子がデンマークに行ったことをきっかけに、ちょうど秋田の高校にデンマークから留学されてる方をホームステイで受けたりとか、いろいろまだ続いているので、ぜひそういうことは継続していけたらなと思っています。ただ、まだそれは具体的にはない状況ですけども。

また一方、台湾の方は近いですし、非常に行き来がしやすいと思うので、参加もしやすいのかなと。ぜひ、いろいろな機会を子ども達には提供していけたらなと思っていますので、どれだけ長く継続できるかはわかりませんが、できるだけ村民のそうした交流を促進する団体の力を借りて進めていけたらなと思っています。

ですので、できればどちらか一方というよりは、可能性を両方探りながらやっていけた

らと思っております。

以上です。

**【議長：丹野敏彦】**

再々質問ございますか。

**【4番：菅原アキ子議員】**

それは終わりました、次に8ページの国民健康保険事業に係る要望活動についてお伺いいたします。

県がこれまで村に示してきた国民健康保険事業の激変緩和措置における事業費納付金の算定について、村長と福祉保健課職員で直接厚労省を訪問し、村の現状を伝えられたことは大変有意義なことだったと思っております。そのおかげで、北海道における道独自の、市町村の実情を考慮した公平な事業費納付金の算定方法の取り組みが紹介され、村職員、県の担当職員、そして村同様に苦慮している県外自治体と一緒に北海道庁を訪問されたことは、大変大きな成果だと思います。

北海道の取り組み事例について、今後、県と共通認識を持ちながら協議できるということは、これまでとは違って村の実情も十分理解していただけますし、大いに期待が持てそうです。

村民の負担増にならないように、現段階でどんな感触を得られているか、お伺いできればと思います。

**【議長：丹野敏彦】**

福祉保健課、北嶋課長。

**【福祉保健課長：北嶋 学】**

菅原アキ子議員の国保事業に関する質問にお答えいたします。

今回、12月4日から6日までの日程で、福祉保健課の国保担当、それから財政担当と、税担当ですか、この村のワーキングチーム3人と、県外では青森県、それから長野県の自治体の皆さんと一緒に北海道庁の方を訪問しております。

その中では、今ちょっと資料がなくてと言いますか、議会がすぐに始まったということで、口頭での復命ということでの段階でお話したいというふうに思います。

秋田県とそれから北海道の根本的な違いといいますか、そういったものを研修してきたというところが一番大きな収穫であったのかなというふうに思っております。秋田県では国の示したとおりの計算方法になっていると、北海道ではそれにまた一步踏み込んだ形で、一番違いがあるのが所得額の推計の仕方が一番違いがあるのかなと。北海道では先ほど話をしました、国の算定の他に、さらに踏み込んで市町村ごとに世帯単位の所得に応じた調整を行っていたというふうに伺っております。国で示した算式もそのとおり正確なものではあると思うのですが、県の方では少し、そのとおりにやっているのかなというその違いがあったのかなというふうに思っております。

いずれ、県の方も今回同じ話を聞いているということで、13日にも、村のワーキングチームの者とそれから県の職員とで、また合同で、web会議ですが、意見を交わすことになっておりますので、今後またさらに国保事業納付金制度については踏み込んだ形で検討、共通認識のもと、やっていけるのかなということで期待しているところであります。

以上です。

**【議長：丹野敏彦】**

再質問ございますか。

菅原アキ子さん。

**【4番：菅原アキ子議員】**

北海道では、所得の額の算定の仕方、さらに市町村ごとにその算定に加えられているその算定のやり方ということを実際に研修できたということは本当に良かったと思います。県の担当者も一緒にということが本当にもう一歩も二歩も進んだような感じを受けられますので、今日は8日ですけれども、13日にweb会議で、また県のそういう会議が行われるということで、より大潟村の実情がわかっていただけだと思いますので、本当に今まで何年間も国保のお金に関しては、私達議員からも心配の声があったのですけれども、少しは安心できるかなと思っておりますので、さらに村民の負担につながらないような取り組みを進めていただきたいと思います。

答弁は別にありませんので、次の質問に移らせていただきます。

次に委員会が違いますので、お尋ねします。

19ページ、OA管理費の秋田県町村電算システム共同事業組合事業に435万3千円が計上されております。これまでも電算システム共同事業は、単独で行っているときに比べれば非常に効果は高いと説明を受けておりますが、現在どのくらいの事業に対する負担金でしょうか。年度の負担金が同額であれば当初予算に計上されると思いますが、新たに事業が加わったことで、今回の補正予算に計上されているのでしょうか。伺いたいと思います。

**【議長：丹野敏彦】**

総務企画課、薄井課長。

**【総務企画課長：薄井伯征】**

菅原議員の、電算システムの補正予算計上に係る案件についてご説明申し上げます。

まず本来であれば、基本的に当初予算で全て電算システムの負担金という形で皆様に説明申し上げてご承認いただくのが本当の在り方なのかなと思いますが、実はシステム改修と申しますのは、国や県の制度が変わって、それに基づいて仕様が決定されて、そして改修が行われるといった流れになっております。制度が変わってから、具体的にそれが国や県の補助がどれだけになるのか、そして法令に基づいてシステムはどこがどのように変わるのかということで、どうしても一定の時間数が経ってしまう、かかってしまうといった形になります。そこで今回やむを得ず12月の補正で、負担金ということで435万3千円を

計上させていただきました。

本年度におきましては、6月にも1回、補正で120万円ほど計上させておりますが、これはどこの自治体も合わせて一緒にやっているという観点に立てば、どこの自治体も一緒に補正をかけて、共同利用ですので、負担金をお支払いしているということで進めておりますので、その点をちょっとご理解いただければと思っております。

どうかよろしく願いいたします。

**【議長：丹野敏彦】**

再質問ございますか。

菅原アキ子さん。

**【4番：菅原アキ子議員】**

新しく加わった事業に対しての負担金というものではなくて、国や県の制度が変わったことによる、ある程度の時間が必要だということで、この今回の補正予算に計上したということですね。

そうしたら、こういう当初予算というのはなかなか難しいことで、これからも必ずこの負担金というのは、新しい事業に変わるとかそういうことは関係なく補正予算で計上されるという理解でよろしいでしょうか。

**【議長：丹野敏彦】**

総務企画課、薄井課長。

**【総務企画課長：薄井伯征】**

菅原議員の質問にお答えいたします。

電算組合の方で概ね1年から2年間のシステム改修のスケジュールが提示されております。多少前後はあるのですが、その中で当初予算に計上すべきものは全て当初予算に計上して、ご審議をいただいているといった形になります。

補正予算でやむを得ず計上しなければならないものはものについても、その際に4月にこれからの、9月にこういう改修が行われる、12月にこういう改修が行われるという見通しが出されておりますので、そのタイミングに合わせて、その前後の定例会におきまして補正予算を計上させて、ご審議いただいているといった形になりますのでよろしくお願いいたします。

**【議長：丹野敏彦】**

再々質問ございますか。

菅原アキ子さん。

**【4番：菅原アキ子議員】**

今のこの負担金の額に対して、どのくらいの事業がこの共同事業に加わっているのでしょうか。

**【議長：丹野敏彦】**

総務企画課、薄井課長。

**【総務企画課長：薄井伯征】**

菅原議員の再々質問にお答えいたします。

一般会計に關しましては、今回、税のシステムと、障害者のシステムと、介護保険のシステムの3つが改修になります。その負担金が合わせて435万3千円となっております。

また特別会計におきましては、国民健康保険事業特別会計におきまして、システムの改修費用を計上しております。こちらについては17万7千円ということで、これはいずれも国の方で法令等が改正になったことによりまして改修が行われるものでございます。

なお、改修の効果ですけれども、電算組合の方で毎年試算をしております、共同利用によりましてこういった改修におきましても、大体総額で、これまで平均すれば、単独でやるよりも45%ぐらいの削減効果があるというふうに報告を受けているところでございます。

以上でございます。

**【4番：菅原アキ子議員】**

終わります。

**【議長：丹野敏彦】**

次に、11番、石井雅樹さん。

**【11番：石井雅樹議員】**

11番、石井雅樹です。

3点質問があります。

まず最初に、1ページ目の教育長の退任のことですけれども、昨日も一般質問で質問があったと思います。

10月1日付けで退任されたということで、非常に教育に熱心な方でありましたので、私も残念だなというふうに感じております。

それで、いわゆる空席の教育長の席を、この後まずという形で、言ってみれば適任者を探していれば依頼してなってもらえるのか、それとも言ってみれば年度末まで待つ、年度が変わればまた適任者がまた現れるだろうなというふうに私は単純に考えますけれども、当局としてはどのように考えているのか、お聞かせいただきたいと思っております。

**【議長：丹野敏彦】**

高橋村長。

**【村長：高橋浩人】**

石井委員の質問にお答えします。

まず現在、教育長の職務代理者という形で、お願いして取り組んでいただいております。森本教育委員にお願いしているところです。

なかなか時期が時期ですので、新たな教育長というのも時期的に難しいところがありま



して、できれば新年度からは新たな教育長のもとでというふうを考えているところですが、何分、人事に関わることですので、考えとしてはそういうふうに思っておりますので、3月議会でその提案ができればと考えていますので、どうかよろしくお願いいたします。

**【議長：丹野敏彦】**

再質問ございますか。

石井雅樹さん。

**【11番：石井雅樹議員】**

村長の考えはわかりました。前回の北林教育長になってもらうときにも、非常に適任者を探すのに難儀した経緯も存じ上げておりますので、立派な、教育熱心な方がいずれなってもらうことを期待したいと思います。

2つめの質問に行きます。

13ページの、クマの出没状況についてなのですけれども、ここに来てとんと目撃情報がなくなってきたと思っております、これが本当に村からなくなったのか、それともまず農作業が落ち着いたので目撃されることが減ったのか、これはちょっと何とも判断がつかねないことだと思いますけれども、例えば、目撃されていなくても新しい足跡があったよとか、何かどこかに痕跡があったよ、糞が見つかったよ等という何か情報等がもしあるのであれば、お知らせいただきたいと思えます。

**【議長：丹野敏彦】**

産業振興課、石川課長。

**【産業振興課長：石川歳男】**

石井議員のご質問にお答えします。

11月11日を最後に目撃情報は寄せられておりません。約1か月ぐらい経つわけですが、その間ですね、足跡、あるいは先ほど言われた糞とかですね、そういった形跡の情報も寄せられていないというのが現状であります。

**【議長：丹野敏彦】**

再質問ございますか。

石井雅樹さん。

**【11番：石井雅樹議員】**

もし本当に村からなくなったのであれば本当に良いことではあるのですが、主に目撃されていたのが、まず八郎潟方面の田んぼのF地区とか、南の橋とか、ボート場の横辺りの農道等で目撃されていたのですが、ある時、いわゆる総合中心地に近い所、ルーラルの側、その辺でも目撃されたということがまずありました。

総合中心地の近くで目撃された次の日なのですが、実は私、村民野球場を借りていたのですよ。目撃されたという情報は、実は私はその日には入ってこなくて、次の日の朝に、こちら辺でもいたらしいよというふうな話を聞いて、その時にはもう各地から村民球場に

野球をやりに向かって来ている途中だったので、いやどうしようかなと私も悩んだのですが、私の判断は、クマというのは夜行性なので日中は寝ているのではないか、動かないのではないかということと、まず野球場なので入口を塞いで中で野球をやれば簡単に中には入ってこないのではないかなというふうな思い、それと、外で見ている人には、なるべく車に乗って見る、あるいは本部席に入ってドアを閉めて中で見てくださいというふうなことで野球はやったのですが、後で思えばちょっと私の判断は甘かったかなというふうな思いがあったのです。もう終わってから、ちょっと間違ったかなと、万が一何かがあれば大変だったかなと。

この時に、北林教育長がいらっしゃれば、どういう判断をしたのかなと。村の施設はクマが近くで目撃されたので「貸し出し禁止」というふうな判断をされたのではないかなというふうに、私、後でちょっと反省したのですが、コロナの時も体育館や野球場は、村民だけ使ってもいいよと、村外から来る人にはまず申し訳ないけれども、コロナ感染予防のために貸しませんというふうな判断をされていたので、私は終わってから、ちょっと私の判断が甘かったかなというふうに、実は反省しました。

言ってみれば、クマが村に入ってくるということも、もしかするとこの後もあるかもしれない、来年以降もあるかもしれない。そういう時に、例えば村がどういう貸し出しの判断を、今回もしたのか、しなかったのか。それとも今後、そういう判断をどういう形で相談して、万が一があれば困るから貸さないというふうなことをするのか。当局の考えをお聞きしたいと思います。

**【議長：丹野敏彦】**

教育委員会、宮田教育次長。

**【教育次長：宮田雅人】**

石井議員の質問にお答えいたします。

今回、目撃情報ですけれども、確かにおっしゃるとおり、体育館というか、野球場であったり、あとサッカー場、あの辺の近くでの目撃情報だったので、確かに言われてみればそういった判断もあったのかなとは思いますが、情報を聞いた感じだと、東側に流れた、動きとしてはそう読み取れるところもありましたし、一応クマの目撃情報があったときには小・中学校には情報を共有しまして、部活の動きの制限だとか、そういったことはお願いしております。

今後としては、石井さんも判断が甘かったかなという感想を持たれたということですが、今後に関してはやはり今回の動き、経験を活かして、そうした判断も確かにやる必要があるのかなというふうに私も感じるところでございます。

以上です。

**【議長：丹野敏彦】**

再々質問ございますか。

石井雅樹さん。

**【11番：石井雅樹議員】**

今後は、まず何かしらの相談なり打ち合わせをして、貸す、貸さないの判断をするということなので、ぜひやっていただきたいなと思います。

3つめの質問、最後の質問に行きます。

7ページめの真ん中辺に、11月30日付けで2億2千万の内示をいただいたというふうなことですけれど、この2億2千万はどのような内容で使われることなのか、お聞きしたいと思います。

**【議長：丹野敏彦】**

生活環境課、近藤課長。

**【生活環境課長：近藤比成】**

石井議員のご質問にお答えいたします。

11月30日付けの2億2千万円の内示ということですが、今現在、太陽光発電の方を進めていますけれども、それに付随した蓄電池の部分について内示をいただいたというところがございます。

以上です。

**【議長：丹野敏彦】**

再質問ございますか。

石井雅樹さん。

**【11番：石井雅樹議員】**

蓄電池ということで、非常に大きい、2億だと大きい蓄電池になるのだなというふうに思いますけれども、この脱炭素事業の計画の中でいまいまだ見えてこないのが、一般村民にはどういう恩恵があるのかということは、ちょっとつかみどころがないというか、当初から言われていたのが、村がまず税金を使ってやるのだらうと。では一般村民にどういう、何か恩恵があるのかが見えてこないという声が非常に私の周りではあったので、何かしらの一般村民が受けるものというのは、何か今後あるのか、どうなのか。お知らせください。

**【議長：丹野敏彦】**

高橋村長。

**【村長：高橋浩人】**

石井議員の再質にお答えします。

まず今この事業で進めているのが、主にその公共施設などへの太陽光であったり、熱供給ということで進めていまして、結果的に村の財政、電気料等、そういう光熱水費がある程度下がることになれば、それは恩恵ということにもなります。

さらにこの後、今のところはまず100軒位の家を目処に、太陽光と蓄電池を設置してい

きたいということで、構想の中に入れております。まだ具体的にどう進めるかということ  
は決まっていますが、そういう形で、ぜひこういう機会に導入していただければと思っ  
ておりますし、将来的には熱供給も家庭にまで広めていければなとも思っておりますが、  
ただそれについては今回の事業の中では入っていませんので、熱供給については公共施設  
で一旦終わりますが、将来的にはそういうことも広げていければなど。ただ100件分の太  
陽光と蓄電池については計画に盛り込んでありますので、今後具体化して、村民の皆さん  
に設置のお願いをしていきたいと思っております。

以上です。

**【議長：丹野敏彦】**

再々質問ございますか。

**【11番：石井雅樹議員】**

いえ、ありません。終わります。

**【議長：丹野敏彦】**

次に、3番、三村敏子さん。

**【3番：三村敏子議員】**

3番、三村敏子です。

1点質問いたします。

デンマークとの学校の相互交流のことなのですが、前にも説明で、私が間違っていなけ  
れば相互交流をしたいということで、相互交流可能な学校について声掛けを行っていただ  
けるとの返事ということが書かれていますので、その相互交流ということの中身、今まで  
2回行かれたと思うのですけれど、中学校から、その2回は向こうを訪問するという形だ  
けだったと思うのですね。その形であれば可能性が大きいのではないかと自分では考える  
のですけれど、相互交流の意味が確か、デンマークの方からも大潟村にも来ていただく、  
そうなった場合、航空運賃とか非常に値上がりしているので大変だということと、今回の  
ロシアとウクライナの関係のことで、紛争になっている、戦争になっているということ  
での不安があるというお話もありましたが、相互交流ということがデンマークの方からこ  
ちらへ来ていただくということだけでなく、こちらから向こうへ研修に行くということだけ  
を考  
えるのであれば、可能性が高くなるのではないかと思うのですが、いかがでしょうか。

**【議長：丹野敏彦】**

高橋村長。

**【村長：高橋浩人】**

三村議員の質問にお答えします。

確かに議員おっしゃるように、こちらから一方的に行くのであれば、進めやすい面はあ  
ろうかと思いますが、ただ、やはり長く、お互いの効果というかそういう面でも、双方で  
行き来することの方がより充実した交流ができると思っております、特に韓国とはそうい

う形で実現できました。結構しっかり継続できたので、ですから毎年ということではなくても、例えば1年おきに行ったり来たりできるような関係ができればということで今は話をして、その可能性があったのですが、可能性のあった学校がちょっと難しい状況にあると。ただ、まだまるっきりゼロではないので、富岡先生の方がもう少し当たっていただけるといふことでありましたので、少し状況を見ていきたいなと思っております。

以上です。

**【議長：丹野敏彦】**

再質問ございますか。

三村敏子さん。

**【3番：三村敏子議員】**

これまでもデンマークの方へ訪問するというだけの形でしたので、行ってきた子ども達の発表を聞かせていただいたときに、本当にその目が輝いていた、本当に嬉しかったなつて。デンマークという国が本当に幸福度が高く、福祉が充実していて、政治に関してももう80%以上の投票率という、自分達で自分達の国をつくっていくという意識が非常に高いと、背中の大きい人が負担を背負うという考え方だそうなので、そういう考え方、子ども達に相互交流ということを考えられているのですが、相互交流もいいとは思いますが、デンマークという国を学んでほしいという気持ちが大変私としてはあって、子ども達もそれで目が輝いていたということを見るとそういう形でも、これからもそのデンマークへ研修に行くということであれば可能性の方が高いと思うので、そういう形で考えることができないでしょうか。

**【議長：丹野敏彦】**

高橋村長。

**【村長：高橋浩人】**

三村議員の再質にお答えします。

先ほどもちょっとデンマークから高校に留学された方がいる話をしましたが、ちょうど高校1年で秋田に留学して、1年間いるということでした。まるっきり海外にも行ったことがないのに、そうやって1年も秋田の高校を選んできてくれて、いやすごいなと。そういう一定の何というか、海外で体験をしてみたいとか、そういうのはやはりあると思うので、ぜひ、そういうところとうまく繋がると、長く安定してというか、お互いにこうできるのかなと。

以前行っていた学校については、校長先生が非常に熱心で受け入れしてくれましたが、その校長先生が変わったら、やはりちょっと難しい状況になって途絶えてしまった。コロナもあったのですが、やはり校長が変わるとそういうふうになるということが、デンマークでは割と校長先生の権限が大きいようでして、ちょっとそんなことも少し心配というか、それよりは長く継続できる関係をもっとお互いに作っていければ、より良い形でできるの

かなと思っていますので、もう少し現地での調査の結果を受けて、もしやはり相互というのは難しいけれど、受け入れだけなら大丈夫だよということであれば、三村議員のおっしゃるような形も取っていただきたいと思いますし、先ほども言ったように、オーフス大学から教養大には留学に来ますので、それがずっと継続するようですから、そういった交流も通じつつもデンマークに行く機会をしっかりと模索していただきたいと思いますので、もう少し調査の状況を確認した上で、その後についてはまた判断していきたいなと思っていますので、ぜひデンマークとの関係は継続していただきたいと思いますので、どうかよろしくお願いいたします。

以上です。

**【3番：三村敏子議員】**

終わります。

**【議長：丹野敏彦】**

他に質疑ございませんか。

9番、齊藤知視さん。

**【9番：齊藤知視議員】**

9番、齊藤知視です。

私から3点伺います。

3ページの、デンマークの視察と訪問についてですが、デンマークですから距離的にも非常に遠いということでそう頻繁に行けるわけではありませんので、非常にタイトな日程だったということで、本当にお疲れ様でした。

もみ殻供給事業に関して、向こうは麦かんですけれども、その視察した中でどういったことが課題として見えてきたのか、また参考となる部分にはどういったことがあったのか、その点について質問いたします。

**【議長：丹野敏彦】**

高橋村長。

**【村長：高橋浩人】**

齊藤議員の質問にお答えします。

まず、サムソ島においては、実際にもみ殻ではないのですが麦わらを使ったバイオマスの熱供給事業を4箇所を見ることができて、それぞれが地区をカバーしてるというか、また1箇所は木質チップと太陽熱でやっていて、やはり具体的にそうした運営の状況等を見られたということは大きかったですし、それぞれが違う設立母体というか、違う会社形式になっていて、それにも驚いたところで、やはり地域、その地区の人達が話し合いのもとで、どういう会社を作って、どう地域の各屋々とかそういう所に供給していくかと話し合われた経緯が結果としてそうなっているというようなことや、ただその管理は2箇所を1人の専門の人が見ている、ほぼ全自動で行われていて、ですから非常に、麦わらを使って

そんなに全自動で全部行くということでもないのですが、わらは供給すれば1日ぐらいはもう手をかけないでいいようなことであったり、ちゃんとそういうシステムがもう安定して稼働しているということを実感しました。

熱導管を作っている会社は実際に、今村にある熱導管と同じものを作っていて、こういうふうにならされてまた品質管理もしっかりなされていて、そういう状況であったり、ボイラーを作っているところもちょうど見られまして、こういう作られ方をしているという、全部組み上がってくると中はあまり見えないのですが、そういう状況も見られたということで、非常に丁寧にしっかりやっておりました。

やはり、それぞれかなりの実績のある会社で、もう熱導管ももう地球を4周するぐらいの距離を作っているという。またボイラーにおいては、それこそロシアのウクライナ問題で、バイオマス需要が非常に高く、注文がもうかなり来ているというような話でもあり、我々のボイラーは本当小さい方で、大きいものになるともうすごい大きいもの、焼却場に使うようなボイラーも作っていて、そういったことをしっかり生で見てこられたというのは一番大きかったのかなと思います。

ただ、やはり今熱導管敷設においても、日本では初めての、距離も含めて、今後ボイラーを接続してちゃんとお湯を通してやるとなると、やはり全てが初めてのことになるので、安定して人が1人で見られるまではやはりしばらくかかるだろうなという、ですから、やはり最初接続して、ちゃんと熱を回して安定的に供給するまでしっかりやっついていかないといけないなというふうにも感じたところですし、もみ殻はさらにくん炭として、向こうでも燃焼灰は畑にまた利用したりしているようですが、我々もくん炭を再度農業利用したいと思っていますので、そうしたことにおいても農家の理解をしっかり得た上で一緒に進んでいかなければなりませんし、何よりもデンマークでもその地域住民との関わり、または一緒に組み立てていくということを大事にしておりました。そういったことを村でも機会を持って説明もしてきたのですが、今まで以上にしっかり理解を得ながら一緒に作っていくとか、この事業を進めていくというようなことを、もっと村民との、取り組むことの意識の醸成をもっとしなければいけないなというふうにも思ったところです。

いずれ熱導管の見学会も今度行いますし、3月ぐらいには建屋も立ってボイラーも来るので、3月議会中にも1回、議員の皆さんにも、さらには村民の皆さんにも実際の現場を見ていただいたり、またその間、冬の間にもまた村民への事業の説明会なども行えたらとも思っているところです。

いずれ、そうしたデンマークの進め方は大いに参考になりましたので、活かしていきたいと思っております。

以上です。

**【議長：丹野敏彦】**

再質問ございますか。

齊藤知視さん。

**【9番：齊藤知視議員】**

大体わかりました。

実際工事が済んで試運転ですとか、それからの運営において様々なメンテナンスですとか、そういったものは会社ですとか、それともやはり定期的に来ることになるのですか。そこはどうでしょうか。

**【議長：丹野敏彦】**

高橋村長。

**【村長：高橋浩人】**

齊藤議員の質問にお答えします。

ボイラーについては今ネットでこう繋がって、運用状況がデンマークでも管理できる状況を作っていくということではあるのですが、主体的にはやはり地元での管理になりますし、最初のうちは当然指導等いろいろ来ますけれども、やはりオーリスの方でしっかりそういうことは担っていくということになります。

また、修繕等ということも含めて、随時、不具合等も監視はできるわけですが、やはり必要な修繕というのは、定期点検とかそういうのは最初のうちは支援をしてもらうことになると思いますが、やはりそうしたことも自前でできるようにしていけたらとも思っております。

いずれ国内でもそうしたボイラーに関わるそうした会社はいますので、そうした国内の会社ともどういったことができるかということは今後さらに詰めながらいくことにもなるかと思っております。

今、熱導管の方にも秋田の会社で協力をいただきながら接続して繋いできていますので、そういう意味では地元にも、熱導管についてはまずしっかり分かる業者が今ありますから、何か不具合あった折にも協力は依頼できるのかなと思っております。

いずれ、そうしたデンマークの新しい形の技術を最初は取り入れながらも、自前で、または県内の事業者と連携して、今後、維持管理という部分ではやっていけたらとも思っております。

以上です。

**【議長：丹野敏彦】**

再々質問ございますか。

**【9番：齊藤知視議員】**

いえ、ありません。次の質問に入ります。

7ページ目ですけれども、今の質問にも若干関係ありますけれども、7ページの一番上の段落で、この部材の納品、これはソーラー発電ですね。ソーラー発電の部材納品までをまず、とりあえず実施すると、契約ですか。まだこの段階では環境省からはまだ予算が下



りていない段階だと思いますけれども、この部材の金額というのはいくらになりますか。  
見積で結構ですけれども。

**【議長：丹野敏彦】**

暫時、休憩いたします。

(午前11時20分)

《休憩の間に、質問の順番を変えて次の質問に移る旨の確認》

(午前11時25分)

再開いたします。

齊藤知視さん。

**【9番：齊藤知視議員】**

次の質問をいたします。

11ページの下段の方ですけれども、まず今年の夏の暑さで2年連続の不作ということで、米に限らずまずほとんどの作物が収量、品質ともに低下したということで、農家経営も非常に厳しいですし、村にとってもこれは減収にもやはり繋がることになると思います。

そこでですね、この2年連続の不作によって農家経済がどういう状況にあるのか。ここにはでていませんけれども、収量等が出ていますのでおおよそわかると思うのですが、農家経済の状況を村はどう把握しているのか。それに対して何か対応・対策を考えているのか。その点について質問いたします。

**【議長：丹野敏彦】**

産業振興課、石川課長。

**【産業振興課長：石川歳男】**

齊藤議員のご質問にお答えします。

昨年に続き、米、大豆においてもですね、天候不順等で不作が続いております。まず米を除いて、大豆、畑作のかぼちゃ、メロン等については補正予算で上げさせていただいていますが、経営再開に向けた種子助成というものを、昨年に引き続き実施をすることにしております。

また、水稻に関連しては、出資助成等の直接的なことについては今回は計上しておりません。今回計上したのは、再開に向けた被災農家の資金について無利子で資金を借りられるような手当ということで、フォローアップ資金の利子補給について予算計上をさせていただいております。

冒頭、ご質問の中にありました農家の農業経営の状況ということにおいては、今後農協の農作物の収量調査等がまとまった段階において、その後に予算編成の段階で、税務会計課を主体にして来年の村税の見積等を立ててですね。その中で、詳しく把握するというのはなかなか難しいわけですが、大まかなところを捉えて、対策が必要であれば農業振興の面において新たな対策も検討していかなければならない場面もあるかもしれません。

けれども、今現在においては直接的な支援については畑作を中心ということであります。  
以上です。

**【議長：丹野敏彦】**

再質問ございますか。  
齊藤知視さん。

**【9番：齊藤知視議員】**

今課長がおっしゃったように、21ページのフォローアップの関係ですとか、復旧・継続支援等々出てきたその背景には、やはり農家経営がなかなか厳しい状況にあるということの裏返しだと私は思いますけれども、まず、今後もこういう気候変動といいますか、もう温暖化からの沸騰化だというようなことも言われておりますので、やはりますますこの先気象状況が厳しい中でやはり農家経営もそれに応じて厳しくなるのと、やはり資材の高騰等もありますので、やはり先ほどの課長がおっしゃったように、村としてもやはり一番の基盤の産業ですから、やはり農業がやはり盛り上がらないと当然村にも様々な影響も出ますので、そこはしっかり対応していただきたいと思います。

以上です。

**【議長：丹野敏彦】**

暫時、休憩いたします。  
(午前11時30分)  
(午前11時32分)

再開いたします。

7ページの質問の答弁から始めたいと思いますので、よろしく願いいたします。  
生活環境課、近藤課長。

**【生活環境課長：近藤比成】**

齊藤議員のご質問にお答えいたします。

先ほど、部材ということでしたが、工事費全体という形で出していますので、その数値でお答えいたします。

まず太陽光の関係ですけれども、こちらが1億4,373万。それからバイオマスボイラーの関係ですけれども、こちらが5億9,644万9千円となっております。

以上でございます。

**【議長：丹野敏彦】**

再質問ございますか。  
齊藤知視さん。

**【9番：齊藤知視議員】**

通常の商取引といいますか、こういった業者等の支払いに関してなのですけれども、普通、部品等が納入されてからどれぐらいの期間でそれを支払いするのですか、そういった

ことは契約書等にあるのでしょうか。実際予算がない中で、こういった対応していくのか、そこはどうでしょう。

**【議長：丹野敏彦】**

高橋村長。

**【村長：高橋浩人】**

齊藤議員の質問にお答えします。

先ほど村政報告でもあったように、太陽光については、銀行との協議も含め1月に正式契約の予定でして、その後、契約を結んで、必要な業者との、いつ、どういってお金が必要かということも含め、契約することになります。

熱導管については既に契約が終わって工事も進んでいまして、ちょっと今、いつどういう支払が、まず材料を買うための手付金のようなことも必要ですし、ですからそういうことはもう既に銀行との契約も進んでオーリスの方で全て今行っております。ですので、国の補助金は事業が終わってから来ることになりますから、その間のつなぎ資金的なことも含め銀行と協議して、それが整って今進んでいる状況であります。

太陽光についても、今銀行を含め協議して、1月にはまず正式契約を結んでつなぎ資金を借りながら、必要な費用は事業者に払っていろいろな資材を調達してもらうということにまずはなって、それから工事ということになります。

今回、なかなか年度内に太陽光の方の工事を完成するのが難しいということで、まず部材だけの調達でということを経済省の方も了解していただいて、そうしたことで進みますが、今はオーリスで行った、工事を含めた事業を入札しておりますので、先ほど課長が言ったような金額になっているところです。

以上です。

**【議長：丹野敏彦】**

再々質問ございますか。

齊藤知視さん。

**【9番：齊藤知視議員】**

今の村長の答弁ですと、一時的に村が立て替えるとか、そういう対応はないということによろしいですね。はい。

7ページのところで、この計画の変更をしたということで、この太陽光発電と蓄電池等と公用車のEV化と、この計画を変更するに至った経緯、こういった中身を変更したのか。

それから、ソーラー発電においては事業計画の中で資産にしているわけですがけれども、今日本全国的な状況を見ますと、まず太陽光発電がものすごく増えて、今は事業者が受け入れの制限をしているという状況の中で、これからの村のソーラー発電事業に対する影響はあるのか。そこはどうなのか。

それから、今こういう社会情勢等のそういう変化の中で、もう一度試算をやり直す必要

が私はあると思うのですけれども、そこはどう考えていますか。

以上です。

**【議長：丹野敏彦】**

高橋村長。

**【村長：高橋浩人】**

齊藤議員の質問にお答えします。

まず今、太陽光発電の部分で大きなやはり見直しが必要な部分は、8メガワットのオフサイト、外の、それを予定していたのですが、まず東北電力の方ではそういう接続はできないということで、今2メガワットを2箇所で見通しでして、ただパネルとしては3メガを2箇所で見通しで6メガになる予定で、ただ環境省からもできるだけ多く、計画していたものに近づけてくれということの要請がありまして、当初は村の公共施設中心でしたが、今、民間の施設や土地改良区など、または農協の資材の方とか、いろいろなところに設置可能な事務所であったり事業所なども候補に挙げて、そうした相対的に、今太陽光においては環境省と協議をしているところです。

またZEB化等についても、どこまでできるかということも含めて、またそれも環境省とともに。ですから、現実可能な方向に今修正することで環境省と協議をしている状況でありまして、そういったことが今月中には整いますので、2月の全員協議会の折には議員の皆さんにしっかり示していきたいと思っております。

以上です。

**【9番：齊藤知視議員】**

すみません。資産の見直しは。要するに大きく変わるじゃないですか、計画が。その時に試算の見直しも出していただけるのですか。

**【村長：高橋浩人】**

失礼しました。

そうですね、それぞれの予算が変わりますので、それに合わせた事業規模になっていきます。

それと、今回我々がやるのは自家消費型ということで、例えばFIT売電とは違っていて、自分で使うことが求められています。ですのでFITであると接続を中断したりということが求められますが、自家消費型であるのでそういったことはないのかなとは思っておりますが、いずれ外にやる3メガ2つについて、今、東北電力の系統と接続しながらということになるので、もしかすればそういうことがあるのか、ちょっと今の段階でははっきりしませんが、いずれ自家消費を中心とした使い方をしますので、その点も少し他のFIT売電しているものとはちょっと違ってきますので、ご理解をいただければと思います。

以上です。

**【9番：齊藤知視議員】**

これで終わります。

**【議長：丹野敏彦】**

次に、8番、戸部誉さん。

**【8番：戸部 誉議員】**

8番、戸部誉です。

私から1点お伺いします。

20ページにあります、消防の今回計上している8万4千円の補正についてであります。委員会が違うので、よろしくお願ひします。

全員協議会でもこの件については説明を受けておりまして、その内容としては、消防ポンプ車等車検に関わる自賠責保険の計上漏れということの説明でした。まず車両が今3台あるわけですけれども、この8万4千円という額でいくと、どの車両の自賠責になるのかという点。

そして、いずれの自賠責がなければ、当然車検は通りませんよね。当然、無い車に乗ればそれはもはや法令に違反することになるわけですけれども、これが分かった時期というのはいつ頃になるのかという点。

まずこの2点をお聞きします。

**【議長：丹野敏彦】**

生活環境課、近藤課長。

**【生活環境課長：近藤比成】**

戸部議員の質問にお答えいたします。

まず自賠責保険に関してですけれども、こちらは実は現在所有しております3台分と、新たに発注しておりますもう1台分の4台分になります。

大変申し訳ございません。計上漏れということでございます。

これに気づいたのは、新しいポンプ車を発注した時でございます。

車検に関してはこれからということで、12月の下旬に1台発生します。ですので、まず今回予算計上しまして、その後に車検の方をお願いする予定でございます。

以上です。

**【議長：丹野敏彦】**

再質問ございますか。

戸部誉さん。

**【8番：戸部 誉議員】**

額の話をするれば、4台の車検の自賠責で8万4千円っていうのは、ちょっとあまりにも安いのかなと思うのですけれども、これは何かそういう特別な車なのでそういうふうな感じなのか、そこのところを詳しくお知らせください。

**【議長：丹野敏彦】**

生活環境課、近藤課長。

**【生活環境課長：近藤比成】**

戸部議員の再質問にお答えいたします。

今お話した自賠責とといいますのは、4台で3万1千円程です。これは自動車の種類によって違うのではないかと思いますけれども、1台あたり8千円ほどです。

今発注している部分に関してはちょっと端数が出て7,470円ということで、それと8千円の3台分、その合計した数値となります。

漏れがもう少しございまして、申し訳ございません。新車で購入する分に関しまして、リサイクル料が1万330円、それと重量税が4万1千円、その合計が8万円ということになります。

以上になります。

**【議長：丹野敏彦】**

再々質問ございますか。

戸部誉さん。

**【8番：戸部 誉議員】**

はい、分かりました。

計上漏れが他にもあると、でも我々の説明の中でまず出てきているのは自賠責保険等、「等」とは書いてあるけれども、やはり自賠責保険というのは、これはもしかしたら見る人が見たら、入っていない車に乗っているのかいうふうな捉え方もあるので、どちらかといえば重量税の方向を挙げて説明する内容でもいいのかなと思います。

もう1つは、やはりこういう計上漏れというのはどうしても、やはり額も額ですし、なかなかダブルチェックしたところで分かることでもないと思うのですね。私、ずっと予算書を見ていて、どういうふうな形にすればこういった計上漏れがなくなるのかなと、今回の件に関して言えばですよ。例えば消防に関して、これは施設管理費1本でまずやっているわけですよ。車にしても、3つある詰め所も。私は施設管理費1本でいいのだけれども、やはり車と建屋の方の管理費というのは違うと思うのですよ。それを分けた方が、多分この後の計上漏れはなくなるというふうに思うのですけれども、やはり今後、この計上漏れというのは度々出てくるのだけれども、なかなか解決策がない。答弁は必ずダブルチェックというような形になるのだけれども、やはり予算書の内容自体もちょっと見直すべきだというふうに思うのですけれども、その点いかがですか。

**【議長：丹野敏彦】**

工藤副村長。

**【副村長：工藤敏行】**

ただいまのご質問にお答えします。

前からやはり予算編成時に忘れないようにということで、いろいろな項目で工夫してまいりました。その1つは、隔年実施の場合は、例えば当該年度は該当なくても、隔年実施、次年度実施とかそういうふうな工夫をしまして、無くてもしっかりとした項目を設ける等しております。

それで、今回もこういった保険料を忘れたということで、例えば、今、戸部議員が提案されたことも1つですし、また例えば定期検査、例えば自動車の更新、そういった場合は検査料、重量税、自賠責保険料、そういうふうなものを、該当する場合はもうセットで1つ並べておくように、忘れないように、そういった手法もあるのかなと思っています。これから予算編成に入りますので、そういった関連のものについてを忘れないような工夫をこれからしてまいりたいと思いますので、よろしくをお願いします。

**【8番：戸部 誉議員】**

終わります。

**【議長：丹野敏彦】**

ここで、休憩いたします。

(午前11時53分)

(午後1時30分)

再開いたします。

休憩前に引き続き会議を進めてまいります。

次に、7番、菅原史夫さん。

**【7番：菅原史夫議員】**

7番、菅原史夫です。

私から2点質問させていただきます。

まず11ページ、先ほど齊藤議員の方からもお話があった農作物の作柄等についてなのですが、ちょっと趣旨と言いますか、切り口は違うので、質問させていただきます。

ここにも書いてありますとおり、今年の米の作況指数は95とやや不良ということで2年連続での不作となりましたということです。大豆についても、低反収・低品質となる見通しですというふうに説明されております。平年作でしたらこれでいいと思うのですが、今年ここにも書いてあるとおり、2年連続で不作ということで、先ほどもお話あったように、農家経済、農業が基幹産業である、この主要作物がこのような状態である今年については、この事実だけをこういうふうに書いて説明というのはちょっとどうなのかなと。というのは本来知りたいのは、この先のことはどうなのということが村民の方は知りたいし、それが行政のメッセージとして捉えられると思うのですよ。先ほど、齊藤議員の質問で、対応策についても考えていると、ここに今回の補正に出ているやつをやっているというのは、それはそれでいいのですが、せめてやはり行政のメッセージとして、地域住民に寄り添う行政を目指すというならば、そういうような文言をここに入れるべきだと思うのです。

ね。何かすごくニュースを聞いているような感じで、言い方は悪いですけど、他人事みたいな感じに捉えられかねない。当然、広報おおがたにもこの辺の話は出てくると思うので、それについて今後このような、生育途中のものの報告についてはそれはそれでいいと思うのですけれど、特に今年についてはそれはやはり配慮すべきだと思うのですけれど、それについて、そちらの方のお考えをお聞かせください。

**【議長：丹野敏彦】**

高橋村長。

**【村長：高橋浩人】**

菅原委員の質問にお答えします。

まずこの作柄等についてということの報告をさせていただきまして、先ほども少し、補正予算の方ではこうしたことに対応する部分も盛り込んだところでもあります。今回そういう意味では、作柄ということの考えで申し上げたところでありまして、ただ補正を付けてある部分もありますので、少し今回のことへの対応についても予算計上している、または支援策がある等、少し文言があってもよかったのかなと、今議員の話聞いて思ったところでもあります。

また、県議会でも今、今年の作柄の異常高温に対する対応の仕方をどうするのだということの議員の質問も出ているようですし、村においても今後、営農指導のあり方等についても農協とも少し意見交換する必要があると考えているところです。

いずれ状況は全く違うわけですが、一昨年と今年は、一昨年は日照不足での不作、今年は高温による不作ということで、日は照り過ぎたというか、そういう全く違う状況の中ですけれど、そうした中でもできるだけ収量を落とさず品質の良い栽培管理というものは何かしらあるかと思えますし、また品質面においても、県でもですね、高温に対応した品種開発についても県議会では言及があったようですので、そうしたことも含め広く情報を集めながら、農家の不安や、または経営が大きく大きく落ち込まないようなことへの対応ということでは、県や農協等とも連携しながら対応していきたいと思っていますので、どうかよろしく願いいたします。

以上です。

**【議長：丹野敏彦】**

再質問ございますか。

菅原史夫さん。

**【7番：菅原史夫議員】**

今、村長からもお話があった、いろいろ村として、また県の動きもそういうふうな話になっているとしたらやはり、そういうようなことがやはり安心といいますか、できることなので、本当にこれだけ見ると、他の項目では、引き続きマスクをしまししょうとか、取り組んで参ります、みたいな感じで書いてありますけれど、こちらについてはただその現象



だけ、一番やはり気になる農業についてのこの事項が、ただこの現象だけということが非常にちょっと寂しい感じがしてなりません。

広報にこれが基準で載っていきますよね。ですので、これについてはやはりもうひとつ、一步踏み込んだ内容といえますか、その辺もちょっと考慮して載せていただければ、村民の方も少しは、村もこうやってくれているのだなというように、ちょっと安心できるものが出てくると思いますので、ぜひその辺はご検討いただければというふうに思います。

それについて、お願いします。

**【議長：丹野敏彦】**

高橋村長。

**【村長：高橋浩人】**

菅原議員の再質にお答えします。

村政報告の内容の変更ということにもなろうかと思いますが、その点について、議長ともその辺は相談させていただいて、補正に関連するような部分で載せていただくような形でやらせていただければと思いますので、どうかよろしく願いいたします。

以上です。

**【議長：丹野敏彦】**

暫時、休憩いたします。

(午後 1 時39分)

(午後 1 時39分)

再開いたします。

**【議長：丹野敏彦】**

再々質問ございますか。

**【7番：菅原史夫議員】**

再々質問はございません。まず、よろしく願いします。

次に、21ページ。委員会が違うので、確認も含めてちょっとお聞きしたいのですが、産業振興課関係の有害鳥獣駆除事業の補正についてなのですが、この中身は確か、出務手当というふうに記憶してしまして、これは条例案でも確か出てきたと思うのですが、まずその内容について、出務手当がどういうふうな金額になるのかということをお教えいただきたいということが1点と、あとこれは特別職の職員、非常勤の職員という形になるのでしょうか、出務した場合に。となると、クマの駆除ということで危険が伴うということで、公務災害補償の適用にもなるのでしょうかということも併せてお願いします。

**【議長：丹野敏彦】**

産業振興課、石川課長。

**【産業振興課長：石川歳男】**

菅原議員のご質問にお答えします。

補正に関連した有害鳥獣駆除事業の27万8千円についてですけれども、これについては鳥獣被害対策実施隊員の報酬ということで、条例を改正した上で報酬額を規則で定めるという形にしております。

従来より鳥獣被害対策実施隊員については、非常勤の特別職という位置づけのもとで、無報酬のもとで活動をしていただいていたという経緯がございます。ただ、特に今年ですけれども、活動の回数が極端に増えてきて、いわゆる無報酬、ボランティア的な活動ではちょっと継続に支障を来すということで、他の自治体も参考にしながら報酬額を定めていきたいということでもあります。具体的に報酬の種類といたしますか、種別といたしますか、それについては、例えば会議に出席した時は1回2千円とかですね、あとはパトロールは1日あたり千円とかというふうに、項目をいくつかに分けてまして定めていきたいと。もちろんその中にはクマ等の駆除あるいは解体なども含めて、報酬額を規則の中で定めていきたいというふうに考えております。

今回補正をお願いしている額の範囲ですけれども、これは9月21日以降に、もう既に出務していただいている分と合わせまして、予算要求時点以降、12月ですけれども、この回数もいくらか盛り込んで計上をさせていただいておりますというような内容でございます。

従来より非常勤の特別職ですので、公務災害等の活動における補償については公務災害補償ということで適用になります。

以上です。

**【議長：丹野敏彦】**

再質問ございますか。

菅原史夫さん。

**【7番：菅原史夫議員】**

はい、分かりました。

公務災害の補償の適用については、それですと有害鳥獣が出たと言った時からパトロールまた駆除も全部適用されるという理解でよろしいですねということが1点と、あと、この27万8千円というふうな予算を計上している以上、根拠があるはずなので、駆除で出た場合、パトロール千円が高いか安いかわかるというのは私もちょっと疑問なのですが、安いと思うのですが、駆除の場合、危険を伴う業務ですよ、正直言って。今年なんかよくニュースでもいろいろ出てきて、本当に各地の猟友会の方々が危険を承知でやっただいているというふうな感じが出てきていますので、この駆除について、解体についてはいくらくらと、とりあえず単価の方を想定してこの金額にしたはずなのですが、駆除の場合は大体どのぐらいの金額を見込んでいたのか、解体とかはどのぐらいの金額を見込んでいたのか、教えてください。

**【議長：丹野敏彦】**

産業振興課、石川課長。

**【産業振興課長：石川歳男】**

菅原議員の再質問にお答えしますが、まず公務災害の適用については、これは鳥獣被害対策実施隊員としての活動においては、全てその対象になるということになります。

もう1点、報酬の種別による内容で、駆除ということですが、さらにちょっと詳しくご紹介しますと、今考えている案の時点ですが、これから規則で定めますけれども、今の案の時点でいきますと、わなの設置・撤去、例えば捕獲檻の設置・撤去については1回あたり4千円、具体的な駆除に関わる部分ですが、止め刺し、これはいわゆる罠に入ったやつを最後に駆除するという意味ですが、これは一頭2千円、その後の捕獲処理については一頭4千円、止め刺しにかかる玉代相当分として止め刺し実施者にさらに千円という内容で検討しております。

以上です。

**【議長：丹野敏彦】**

再々質問ございますか。

菅原史夫さん。

**【7番：菅原史夫議員】**

はい、分かりました。

この単価、今、検討している最中だと思うのですが、先ほども申し上げたとおり、危険というものと隣り合わせの部分もあるので、周辺地域、県内の地域との兼ね合いといえますか、金額もどうなっているか私も詳らかには分かりませんが、その辺も考慮した単価設定にした方がよろしいのではないかなと思いますので、まずそれも含めて、本当に頑張っている方々にちゃんと、ある程度、全額ではないにしろ報われるような感じで考えていただければというふうに思いますので、よろしくお願いします。

これは答弁はいりません。

以上、終わります。

**【議長：丹野敏彦】**

次に、6番、黒瀬友基さん。

**【6番：黒瀬友基議員】**

6番、黒瀬友基です。

2点ほど質問させていただきます。

1つが、13ページにある新米即売会についてです。前年の9割ということで、結構多く、スムーズな開催がと書かれているので、できたのかなと思います。また当日、協賛事業としてのカタマルシェも開催されて、そちらも盛況だったのではないかと思います。

こちらに関してですが、当初予算では「新米まつりinおおがた」という形で予算を計上されていたかと思いますが、その後、協賛事業をやるような形でカタマルシェですか、あとは道の駅のイベントなんかも含めてという形で、協賛事業という形になったのか

なというふうに理解しているのですけれども、このチラシ、多分、全戸配布であったり、配られたものを見たらですね、「新米即売会」という名前になっていたのですね。ちょっと新米即売会と新米まつりというのではあまりにもイメージが違うのではないかなと思ってまして、協賛事業ではあるのですけれども、カタマルシェですとか、他の事業もあって、ただ新米を売って終わりという形ではなく、その中でうまく村の中を、いろいろなイベントに参加いただいたり、回っていただいたりということが1つの観光振興にもなるのではないかなということを見ると、やはりここは単体の事業は新米即売会なのでしょうけれども、「新米まつり」という名前でやはり行くべきだったのではないかと思いますけれども、その点をどのようにお考えか、教えていただければと思います。

**【議長：丹野敏彦】**

産業振興課、石川課長。

**【産業振興課長：石川歳男】**

黒瀬議員のご質問にお答えします。

新米即売会に関連してのご質問ですけれども、予算事業上は、新米まつり事業という位置づけのもとで予算をお願いして予算措置をしていただいております。

新米即売会と新米まつりも使いわけについてですけれども、年度当初はですね、コロナ禍以前に戻して、にぎわいスペースなんかも会場内に作ってですね、やっていきたいなというそういう考えも持ち合わせておりました。ただ実施に向けて検討している段階で、米販売事業者さん等々と話を進める中で、やはり新米30キロ袋ですけれども、その売りやすさ、あるいは買い求めに来たお客様の買いやすさ等を考えると、今のドライブスルー方式が非常に理に合っているということでもあります。その上で新米まつりを実施することですと、来たお客様は基本車を降りないということになりますので、なかなか同一会場内ににぎわい創造をつくるというのはスペース的にも難しいということで、昨年に引き続き、ちょっと分散になりますけれども、カタマルシェの同時開催、あとは道の駅においては産直まつりというような形で実施をさせていただいたという内容になっております。

ご提案の、やはり観光的な要素も入れて新米まつりということは、常に検討の1つの中に入っておりますけれども、なかなかお米を売る、買うというようなやりやすさを考えたときに、今のやり方が非常に現実的であったということでもあります。

なお、新米即売会の開催後に実行委員会をまた開いておりますけれども、その中でも来年度に向けてさらにどういった開催がいいのかということは委員会の中で検討課題の1つとして取り上げさせていただいて、ご意見をいただいているところであります。来年に向けてはまたさらに検討を進めていきたいというふうに考えております。

以上です。

**【議長：丹野敏彦】**

再質問ございますか。

黒瀬友基さん。

**【6番：黒瀬友基議員】**

はい、分かりました。今のスタイル自体、今の駐車場でやる形、ドライブスルー形式で売ること自体は別に問題ないと思うのです。その場合にその近くでもう1つイベントをやった場合に、果たして誘導等を含めてうまくいくかという意味でいくと、産直まつりですかカタマルシェを全体としてやるという、協賛の形でやるというのはいいのではないかなと思うのですね。ただその全体の見せ方として、そのチラシの配り方としてはやはり新米即売会という形と、あと村全体、産直まつり、カタマルシェも含めて、村の中で様々な行事をやります、それを含めてトータルで新米まつりの中での1つ、新米即売会という位置づけですというのは、ちょっとまた違ってくるのではないかと考えていて、そこ辺りの見せ方は、もうちょっと検討してもいいのではないかなと思うのですね。本当にその新米即売会というだけでやりますといったときに、30キロ袋が1,600袋売れたのは、なかなか売れた数だと思うのですけれども、それに対して当初予算の金額をかけてまで、売るだけのためにやるほどかということそうはならなくて、やはりそれで来ていただいて産直まつりに行っていただいたり、もちろん来ていただくことで、もしくはそのチラシをまくことで大瀨村の米どころとしての知名度というのもひとつあるのでしょうかけれども、やはりそういう意味では、打ち出し方としては新米まつりとして全体を捉えて、大きくはですね、そういった形で協賛イベントも含めて打ち出していった方がいいのではないかなという趣旨で質問をさせていただいたのですけれども、その点をもう一度、ご回答いただければと思います。

**【議長：丹野敏彦】**

産業振興課、石川課長。

**【産業振興課長：石川歳男】**

黒瀬議員の再質問についてですけれども、ご提案のとおりだと私も感じております。非常に似通った、いわゆる新米を売りますよということが各農協単位でですね、周辺でもやられていますので、よりインパクトのあるというか、せっかくお金をかけますので、広告効果・PR効果の高いやり方を検討していきたいと思います。

以上です。

**【議長：丹野敏彦】**

再々質問ございますか。

黒瀬友基さん。

**【6番：黒瀬友基議員】**

いえ、ありません。次に行かせていただきます。

次に、20ページの予算関係になるのですけれども、生活環境課関連になるのですかね。す

みません、債務負担行為のところについてちょっとお伺いしたいのですけれども、債務負担行為で集合型住宅の借り上げ料4億4,064万円という形になっていまして、その中でその他財源で2億3千万ほどというのが、これがおそらく利用者の賃料というかそういう形なのかなと思うのですけれども、これ、おそらく所得ですとか、入居率とかによってそこ辺りの金額というのは、その他財源からくる金額というのは変わってくると思うのですけれども、ここというのはいかにどのように算定されているのかということが1点と、もう1点、今までの定住化促進住宅等でも同じような形でやってきたと思うのですけれども、そこ辺りは大体その最初の数字と合ってきているのか、そこ辺り、分かれば教えていただければと思います。

**【議長：丹野敏彦】**

総務企画課、薄井課長。

**【総務企画課長：薄井伯征】**

黒瀬議員の、集合型村営住宅の債務負担行為の設定の考え方について説明を申し上げます。生活環境課の関係の予算でございますけれども、集合型村営住宅の建設といいますか、その収支に関しては総務の方で検討をしておりますので、私の方から説明をさせていただきます。

第2期の集合型村営住宅につきましては、合計4億4,064万円の債務負担行為をさせていただきます。こちらは2LDKが7万8千円、ひと月あたり、そして3LDKが8万4千円というような形で積み上げて、そして30年間で4億4,064万円という形になっております。

こちらですけれども、これまでの集合型村営住宅等の入居者の家賃の収入の平均、そして村民税額の見込みであったり、あとはこちらの村営住宅を今建設して所有していただく方々からの30年にわたる固定資産税の収入、そして入居者を含めて試算をしております。それによれば、まず満室であればかなり、4億4千万円の債務負担行為分をかなり上回ることができるだろうと、2億円以上は上回ることができるだろうというふうに見込んでおります。仮に60%ぐらいの満室の状況、6割ぐらいの入居であっても何とかこちらの債務負担行為分はペイできるのではないかなというふうな試算を立てているところでございます。

ただ、現在集合型住宅も含めてですけれども、建築してまだ移動もそれほど多くないわけですから、はっきりした検証といいますか、数値を含めての検証というのはまだやってございまして、あくまで現時点での非常に少ない入居者に基づく試算ということでご理解をいただきたいと思っております。ただ、こちらとしましても、やはりどこかのタイミングで、中央3番地の集合型村営住宅そして北1丁目の集合型の村営住宅につきましては収支の今後の見通しといいますか、そういったものをどこかで検証したいなというふうには考えているところでございますので、どうかよろしく願いいたします。

申し訳ございません。補足をさせていただきます。

先ほど、家賃収入、村民税そして固定資産税などと申しましたけれども、4億4,064万円のうち、家賃の収入といたしましては2億3,262万円を見込んで、一般財源からの持ち出しを2億802万円と考えて試算をしております。ただ、一般財源からの持ち出し分でございますけれども、ちょっと繰り返しになりますが、入居者の村に納める村民税であったり、あるいは入居者分に相当する普通交付税額の算入であったり、あるいはこちらの集合型村営住宅の所有者から村に収めていただく固定資産税であったりといった部分を含めて、満室であれば2億円以上、債務負担行為分を上回ることができるだろうと、6割ぐらいでも何とかペイできるだろうということでございます。

すみません、説明不足で申し訳ありませんでした。

以上になります。

**【議長：丹野敏彦】**

再質問ございますか。

黒瀬友基さん。

**【6番：黒瀬友基議員】**

分かりました。

1点、その上で、その他の財源の2億3,262万円ということがですね、家賃収入ということになると思うのですけれども、お聞きしたかったのは、まずこれの算出の基準として入居率だとか所得によるその家賃の変動がある中で、最大値を見込んでいるのか最小値とか、どこを見込んでいるのかが1点聞きたかったと思うのですけれども、その点を教えていただければと思います。

あともう1点、ちょっと余談にはなるのですが、今ご説明いただいた村税収入ですとか、普通交付税の算入がそれによってプラスになるかという話は1つあるのですけれども、それを言ってしまうと、民間で例えばアパートを建てて、民間の方がやっていただいたとしても、そういうものは入ってくるわけじゃないですか。そうすると、それをもってして村営住宅の良し悪しを判断するというのは、ちょっとそこはある程度切り離れた方がいいのではないかなと個人的には思うのですが、そこは別に個人的な思いなので、まずその他財源の部分で、家賃収入の算出の根拠を教えていただければと思います。

**【議長：丹野敏彦】**

総務企画課、薄井課長。

**【総務企画課長：薄井伯征】**

黒瀬議員の再質問にお答えいたします。

家賃収入の算出の根拠ですけれども、これまでの実績にもとづいた入居者の家賃の平均から積み上げて算出をしております。

すみません。先ほど平均にもとづいてということでお答え申しましたが、家賃については平均そして入居率については9割程度を見込んだ数値で積算をしております。

以上でございます。

**【議長：丹野敏彦】**

再々質問ございますか。

**【6番：黒瀬友基議員】**

いえ、ありません。

以上です。

**【議長：丹野敏彦】**

次に、2番、工藤勝さん。

**【2番：工藤 勝議員】**

2番、工藤勝です。

私からは3点質問させていただきたいと思います。

はじめに、2ページ、3ページにあります登録文化財のことについてお聞きしたいと思います。

まず私の実家も三角屋根と呼ばれる入植者住宅はありましたけれども、私がもう物心ついた時には増築されてそのままの形というのは、私も見たことはちょっとないのかもしれませんが、まず三角屋根が残っているところがあって、このように登録文化財に、今度正式な通知が来るということで、本当に喜ばしいことだと思います。

そして登録文化財に1軒なるということですが、今後については、これを村としてはただ保護をしていただけなのか、また観光の1つとして活用していくつもりなのか、どのような考えなのでしょう。

**【議長：丹野敏彦】**

教育委員会、宮田教育次長。

**【教育次長：宮田雅人】**

工藤議員の質問にお答えいたします。

この三角屋根、登録になった建物ですけれども、文化財の目的としては保護もありますし、おっしゃるとおり、観光にも繋げていくことで地域の経済に良い影響を与えるというところの副次的な目的はあるかと思えます。

この建物なので、今現在、住んでいる方がいますので、中を見せるわけにはいかないですし、外側から見てもらうということにはなるかと思えます。新聞記事にもなりましたし、正式に認められた際にはやはりそういった、見に来ることを目的にする人も想定されるので、外側からは道がありますので見られると思えますので、表示するものをつけて、あと住んでいる方に配慮した何かはできればいいのかなというふうに思えます。

今後については、国の登録が今後、何があるのかというところはまだ未定なので、けれどもそういったものも含めて、あと村単独でも、条例制定されましたので指定ができます



のでそういったものも含めて、何かいい動きに繋げていくことでまたこれまでにない動きがつかれたらいいなというふうには考えております。

以上です。

**【議長：丹野敏彦】**

再質問ございますか。

工藤勝さん。

**【2番：工藤 勝議員】**

分かりました。ありがとうございました。

まず今の答弁にあったのですけれど、ちょっと確認のために、今時点ではこの他に登録申請しているものとか、また今後、登録しようと考えているものというものが、何かあるのでしょうか。

**【議長：丹野敏彦】**

教育委員会、宮田教育次長。

**【教育次長：宮田雅人】**

工藤議員の再質問にお答えいたします。

現時点で登録申請を予定しているものといった具体的なものは決まっておりません。

ただ、今年度文化財審議会を立ち上げまして、その中で、村の中にこういったものが候補として挙げられるのかということで委員の方々と、会議の趣旨とはまたそこは違うのですけれども、話をして、意見交換とか情報交換したものは何点かございますので、そこを国に登録に持っていくのか、村の中で指定していくのか、そこは今後の話し合いになるのかなというふうに思います。

以上です。

**【議長：丹野敏彦】**

再々質問ございますか。

工藤勝さん。

**【2番：工藤 勝議員】**

ありません。次の質問に移ります。

8ページから11ページにあります、国民健康保険事業についてお聞きしたいと思います。

まずこの国民健康保険事業については、まず令和5年度までは激変緩和措置が国の方でなされて、それがなくなって、やはり来年度からは村の方に大きな負担になるということで、まずここ最近では毎回のように定例会で議題となっていますけれども、これに関してはまず議員も、村の方でも、やはり何とかしなければいけないということで、秋田県町村会や県、国の方に、村から要望活動が行われているものと思います。そして、その中でやはり来年度に関して、県独自の激変緩和措置がまず示されたということに関しては、この要望が少しは聞いていただけたのではないかと考えておりますけれども、まずそれに関し

でも大きな改善とはなっていないということで、今後、更なる活動をしていかなければいけないということだと思います。

そして、国に行った時に、厚生労働省に行った時に、北海道における独自の公平な事業納付金の算定方法に取り組んでいるということで、まず村からもワーキングチームの職員が北海道庁等に取り組み事例のお話を聞きに行ったと思います。今後、令和6年度から、まず国の激変緩和措置がなくなるということで、来年度から大きく改善されなければこのまま令和15年度までですか、あまり変わらないのではないかと自分ではちょっと考えてしまうところですが、この北海道の取り組み事例を聞いてきた中で、まず行ってきたというのが今月の4日から6日までの話なので、まだ話がまとまっていないのかもしれませんが、今後この北海道の取り組み事例を聞いてまとめた中で、村としては今後の取り組み、活動をどのようにして、また要望して、活動を行っていくのでしょうか。

**【議長：丹野敏彦】**

福祉保健課、北嶋課長。

**【福祉保健課長：北嶋 学】**

工藤議員の国保事業に関するご質問についてお答えいたします。

来年度以降に向けてどういった要望活動していくのかということになるかと思いますが、先ほど菅原アキ子議員の質問の中でもお話したとおり、4日から6日まで、北海道庁の方訪問して確認はしてきたと、ただし、それが来年度に直接反映させられるのかどうかというのは今のところまだ不透明といえますか、今後、先ほどもお話ししましたが、13日に県ともさらにまた協議をするという予定となっております。そのまま来年度に反映させられれば当然よろしいかと思うのですが、ただ、市町村は今のところ要望するのみという言い方になってしまいますが、あくまでも県の方で積算をしていると。その積算がどういった形で県内市町村に分配といえますか、精算といえますか、そういったことになっていくかというふうに考えております。

村としては、引き続き国保事業が円滑に進められるよう、要望していきたいというふうに思っております。

以上です。

**【議長：丹野敏彦】**

再質問ございますか。

工藤勝さん。

**【2番：工藤 勝議員】**

はい、分かりました。

まずこれまでも要望活動を行われてきているとは思いますが、私、この今の実情を聞いた中では令和15年度までこんな感じで、まず保険料の水準統一に向けては令和15年度までこのままでいってしまうのかなという感じではと、自分の考えとしてはいます。

まずそういった中で、これからも要望活動等をしていくとは思いますが、そういった中で、やはり大瀧村としては基金を取り崩さなければいけない、また、それがなければ多額の一般財源を投入していかなければいけないということになってきては大変困る話で、そうなった時に大瀧村としては、本当にまず今後、要望活動も聞いてもらえないということになれば、大瀧村としてはその後どのように対応していくお考えでしょうか。

**【議長：丹野敏彦】**

高橋村長。

**【村長：高橋浩人】**

工藤議員の再質にお答えします。

国保事業、今、県がやるようになってから、激変緩和措置がきて、全体が同じように収まっていくと思っていたのですが、激変緩和も減りながらも、ところが激変緩和の金額が下がるに合わせて、逆に事業費納付金ここ数年上がってきている状況で、それでちょっと村の想定とは相反する方向に今来ているということで、非常に危機感を持って県と協議をしてきたのですが、ここにあるように、県の方では国で示した数値だからもう県ではできないということで国に行ったら、いやいや違うよと、県の裁量はそこはあるはずですよということで、北海道に今回視察に行ってきたら、現実には北海道ではそういう裁量でしっかり調整をしていたということです。

今、県の方が事業費納付金の額を村に示してそれを払っている形で、それが過大に請求されている状況ですので、村としては、県が示す標準保険税率、それ以上は村民に賦課しませんよということをはっきり今言っているところです。ですので、それ以上の事業費納付金の賦課が来ても、村としてはその県が示す標準保険税率以上は、村民には賦課しない方向でいきたいと思っています。

ただ、それは今話をしている状況ですので、今後県としっかり協議して、県においてもしっかり対応していただくようにしっかり求めていきたいと思えますし、県議の方も大変心配していただいて、副知事や国保の会議には常に同行していただいていますので、そうした力も借りながら、村民にこれ以上負荷がかからないよう、また持続可能な国保事業となるようにしっかり対応していきたいと思えますので、よろしく願いいたします。

**【議長：丹野敏彦】**

再々質問ございますか。

工藤勝さん。

**【2番：工藤 勝議員】**

分かりました。

いろいろなところで、また今後もこの話が出てくるかと思えますので、しっかりと活動していただきたいと思います。

そして、10ページにも書かれているのですが、国の特別調整交付金をまず国の方

では県の方にも配分しており、その裁量は県に委ねられているということでありますけれども、まず大潟村としてはこの特別調整交付金が市町村にどれだけ配分されているのかというの、何か配分とか金額は把握しているものなののでしょうか。

**【議長：丹野敏彦】**

福祉保健課、北嶋課長。

**【福祉保健課長：北嶋 学】**

工藤議員の再々質問についてお答えいたします。

国の特別調整交付金はいくらかというお話ですが、こちらについては県の方に配分される額ということで、市町村が把握するものではないといいますが、できない数字、金額というふうになっております。

ちなみにの話になってしまうのですが、今年、激変緩和措置分と呼ばれている数字が6,400万程になっております。来年度、これは仮係数の方になってはいますが、それについては4,000万弱という数字は今のところ示されてきているということになります。正確にはまた、年明けあたりに再度正確な数字が流れてくるかと思いますが、今のところはそういう状況となっているところです。

以上です。

**【議長：丹野敏彦】**

次の質問をお願いします。

工藤勝さん。

**【2番：工藤 勝議員】**

19ページになりますけれども、委員会が違いますのでお聞きしたいと思っておりますけれども、村創立60周年記念事業、金額としては14万8千円ということですが、これは全員協議会の時にもお話があったのですけれども、もう一度お聞きしたいと思っております。この14万8千円の事業の中身というのはどういった内容なののでしょうか。

**【議長：丹野敏彦】**

総務企画課、薄井課長。

**【総務企画課長：薄井伯征】**

工藤議員の、村創立60周年記念事業の予算案の内容について説明を申し上げます。

来年度、村創立60周年になります。実際の記念事業に関しては、来年度の当初予算で計上をしたいと考えておりますが、それに向けて、来年度当初から様々な村60周年記念ということの啓発であったり、PRであったりを行うために、ロゴマークを公募で募集をしたいというふうに思っているところでございます。

その公募に当たって、公募の入賞者といいますか、選ばれた方にお支払いする報奨金であったり、記念品であったり、そしてデザインをちょっとやはり修正をしないと、デジタルに加工したりといった修正をしなければならぬと、そちらの委託料として、合わせて

14万8千円を計上しているものでございます。

以上でございます。

**【議長：丹野敏彦】**

再質問ございますか。

工藤勝さん。

**【2番：工藤 勝議員】**

分かりました。

まずこれは補正ということですので、来年度予算においては、この他に60周年記念事業としては何か考えていることはあるのでしょうか。

**【議長：丹野敏彦】**

総務企画課、薄井課長。

**【総務企画課長：薄井伯征】**

工藤議員の再質問にお答えいたします。

今、来年度の当初予算の準備にあたりまして、記念式典と記念事業は検討しているところでございます。実際様々に多くの部署で、60周年ということで関連した記念事業もあわせて実施ができればいいのかなというふうに思っておりますので、そこは来年度の当初予算の折に整理をして、皆様にも説明をさせていただいて、ご審議をいただきたいなと思っております。

以上でございます。

**【議長：丹野敏彦】**

再々質問ございますか。

工藤勝さん。

**【2番：工藤 勝議員】**

ありません。終わります。

**【議長：丹野敏彦】**

他に質疑ございませんか。

10番、川渕文雄さん。

**【10番：川渕文雄議員】**

10番、川渕文雄です。

ページ数で言いますと20ページ、社会福祉関係でお尋ねいたします。

いわゆる低所得者層と申しますか、大湊村で生活保護の支給を受けている世帯は何件あるのでしょうか。

それからもう1点で、ここで灯油代ということが出ていますけれども、もうすぐ正月も来るものですから、生活保護世帯にいくらかの餅代が出るのかどうか。

合わせて2点、お願いいたします。

**【議長：丹野敏彦】**

福祉保健課、北嶋課長。

**【福祉保健課長：北嶋 学】**

川渕議員の、生活保護の関係が何世帯あるかということについてお答えいたします。

生活保護世帯については、今現在のところ3件、3世帯ということになっております。

《訂正あり。正しくは「4世帯、4名」。104ページ参照》

また灯油の他に餅代ということではありましたが、総務の方にはなるかと思うのですが、今回今回の補正予算の中で商品券への配布があるかと思えます。その他にうちの方で予算措置させていただいておりますが、低所得者向けに7万円、そちらの方も今回予算計上させていただいているところであります。

以上です。

**【議長：丹野敏彦】**

再質問ございますか。

**【10番：川渕文雄議員】**

いえ、ありません。終わります。

**【議長：丹野敏彦】**

ほかに質疑ございませんか。《なしの声》

質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

議案第53号から議案第65号までを会議規則第39条の規定により、各常任委員会へ付託することに、ご異議ございませんか。《異議なしの声》

異議なしと認めます。

よって議案第53号から議案第65号は、お手元に配付しております「議事日程第2号」のとおり、それぞれ所管の常任委員会に付託いたします。

次に、日程第15、陳情第9号「安全・安心の医療・介護実現のため人員増と処遇改善について国に意見書提出を求める陳情」から、日程第18、陳情第12号「あきたこまちRについての陳情書」までを、会議規則第37条の規定により一括議題とします。

陳情第9号から陳情第12号については、会議規則第95条の規定により、お手元に配布しております「陳情等文書表」のとおりそれぞれ所管の常任委員会に付託いたします。

以上で、本日の日程は、すべて終了しました。

本日は、これにて散会いたします。

(午後2時35分)

# 令和5年第4回(12月)大潟村議会定例会【第6日目】

1. 開議日時 令和5年12月12日(火)午後3時00分～午後4時17分

2. 会 場 大潟村議会議事堂「本会議場」

## 3. 出席した議員の氏名(敬称略)

2番 工藤 勝	3番 三村敏子	4番 菅原アキ子
5番 松本正明	6番 黒瀬友基	7番 菅原史夫
8番 戸部 誉	9番 齊藤知視	10番 川渕文雄
11番 石井雅樹	12番 丹野敏彦	

計 11名

4. 欠席した議員の氏名(敬称略) なし

## 5. 説明のため出席した者の氏名(敬称略)

村 長 高橋浩人	副村長 工藤敏行
総務企画課長 薄井伯征	税務会計課長 伊東 寛
生活環境課長 近藤比成	福祉保健課長 北嶋 学
産業振興課長 石川歳男	教 育 次 長 宮田雅人
農業委員会事務局長 澤井公子	

6. 議会事務局の職員 事務局長 近藤綾子 書記 藤村明美

7. 議事日程 別紙のとおり〔議事日程第3号を参照〕

## 8. 本日の会議に付した事件

議案第53号 大潟村会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例案

議案第54号 職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例案

議案第55号 特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例案

議案第56号 大潟村国民健康保険税条例の一部を改正する条例案

議案第57号 大潟村簡易水道事業の設置等に関する条例案

議案第58号 大潟村公共下水道事業の設置等に関する条例案

議案第59号 大潟村簡易水道事業及び大潟村公共下水道事業に地方公営企業法の財務規定等を適用することに伴う関係条例の整備に関する条例案

議案第60号 令和5年度大潟村一般会計補正予算案

議案第61号 令和5年度大潟村診療所特別会計補正予算案

議案第62号 令和5年度国民健康保険事業特別会計補正予算案

- 議案第63号 令和5年度大潟村介護保険事業特別会計補正予算案  
議案第64号 令和5年度大潟村水道事業特別会計補正予算案  
議案第65号 令和5年度大潟村公共下水道事業特別会計補正予算案  
陳情第9号 安全・安心の医療・介護実現のため人員増と処遇改善について国に意見書提出を求める陳情  
陳情第10号 国民のいのちと健康を守るため、政府の責任で医療・介護施設への支援を拡充しすべてのケア労働者の賃上げや人員増のため国に意見書提出を求める陳情  
陳情第11号 健康保険証廃止の中止について国に意見書提出を求める陳情  
陳情第12号 あきたこまちRについての陳情書  
議案第66号 工事請負契約の締結について  
議案第67号 工事請負契約の締結について  
議案第68号 令和5年度大潟村一般会計補正予算案  
意見書案第6号 安全・安心の医療・介護実現のため人員増と処遇改善を求める意見書案  
意見書案第7号 国民のいのちと健康を守るため、政府の責任で医療・介護施設への支援を拡充しすべてのケア労働者の賃上げや人員増を求める意見書案  
意見書案第8号 あきたこまちRの全面切り替え延期の意見書案  
議員派遣の件

9. 議案の提出撤回及び訂正に関する事項 該当なし

10. 議員の異動に関する事項 該当なし

**【議長：丹野敏彦】**

ただ今の出席議員数は11名であります。

これより、本日の会議を開きます。

はじめに、2日目の総括質疑に関して、福祉保健課、北嶋課長より発言を求められておりますのでこれを許します。

福祉保健課、北嶋課長。

**【福祉保健課長：北嶋 学】**

先日、2日目、金曜日の総括質疑の際に、川渕議員より村の生活保護世帯について、何世帯かという質問がありました。その際、回答としまして3世帯、3名と答えさせていただいておりましたが、正しくは4世帯、4名の誤りでしたので、議事録と回答の修正の方をさせていただきたいと思っております。

よろしく願いいたします。

**【議長：丹野敏彦】**



これより、お手元に配付しております議事日程のとおり進めてまいります。

会議規則第39条及び第95条の規定に基づき、各委員会に付託いたしました議案等について、会議規則第77条及び第95条の規定に基づき各委員長から審査報告書の提出がありました。

会議規則第37条の規定により、日程第1、議案第53号から、日程第17、陳情第12号までを、一括議題とします。

はじめに、総務福祉教育委員会に付託いたしました、議案第53号、第54号、第56号、議案第60号の関係部分、議案第61号から第63号及び陳情第9号から第11号についての審査の経過と結果について、総務福祉教育委員長の報告を求めます。

なお、各委員会に付託いたしました議案等につきましては、各委員長からの報告の後に採決いたします。

総務福祉教育委員長、5番、松本正明さん。

**【総務福祉教育委員長：松本正明】**

5番、松本正明です。

令和5年第4回大潟村議会定例会において、当総務福祉教育委員会に付託のあった議案について、審査の経過と結果について報告いたします。

はじめに、議会事務局、総務、税務会計課について審査を行いました。

議案第53号「大潟村会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例案」について、当局の説明の後、質疑に入りました。委員より「会計年度任用職員のフルタイムとパートタイムは勤務時間で分けられるのか。以前、秋田市の保育士を調べた時、8時間勤務する人がフルタイムとなっており退職金も出るとのことだったが、フルタイムとパートタイムをどのように分けているのか。」との質問に、「フルタイム会計年度職員は正職員と同じ時間数である7時間45分勤務する職員であり、当村ではフルタイム会計年度任用職員はいない。」とのこと。委員より「フルタイム会計年度任用職員がない理由は。」との質問に、「村の行政事務に関し、会計年度任用職員については従来から7時間勤務となっており、事務量的にも適切であることからパートタイムとしている。また保育士についてはフルタイムであれば正職員になっていただきたいという思いもあり、こども園と協議し、シフトを組みながらパートタイム会計年度任用職員として採用している。」とのこと。

質疑を終結し、討論はなく、採決に入り、議案第53号は全会一致により原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第54号「職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例案」について、当局の説明を受けました。

質疑及び討論はなく、採決に入り、議案第54号は全会一致により原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第56号「大潟村国民健康保険税条例の一部を改正する条例案」について、当局の説明を受け、質疑に入りました。委員より「今回の条例改正により、国保税の負担増について村から要望していると思うが、影響があるのか。」との質問に、「今回の条例改正による産前産後期間で軽減した場合、その軽減分は国と地方で負担することになる。負担割合は国が2分の1、県と村が4分の1ずつとなる。直接的に事業納付金の増に伴う国保税の負担増に影響するものではない。」とのこと。委員より「死産、流産、人工妊娠中絶、早産の方を含むとなっているが、早いケースだと妊娠2か月でもあるが、母子手帳の届け出をする前でも対象となるのか。」との質問に、「この制度では、妊娠85日以上の出産予定の方を全て対象とすることになっており、届け出については出産予定日の6か月前から可能となっている。仮に出産に至らないケースであっても届け出されたことをもって期間軽減するものである。」とのこと。

質疑を終結し、討論はなく、採決に入り、議案第56号は全会一致により原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第60号「令和5年度大潟村一般会計補正予算案」の総務部門に係る関係部分について、当局より説明を受け、質疑に入りました。委員より「60周年記念ロゴマークは今後も継続して使用していくものか。また村民に喜ばれるものであればいいと考えるが。」との質問に、「60周年記念事業には様々な意見があることは承知だが、村としての60年の歩みを振り返り、次の10年に向かって進む意識を啓発したいと考えている。封筒だけでなく広報や名刺など、様々な場面で60周年をアピールできるように活用していきたい。またできるだけ村民に喜ばれるようなロゴマークが募集されることを期待している。」とのこと。委員より「全体像としてどのような記念事業を実施していくかという中で、ロゴマークが位置づけられるものであり、ロゴマークは今年度作成し、記念事業は来年度予算に計上するとなると、予算に対しての良し悪しの判断ができない。予算規模や事業内容も含めた全体像の中の1つとして、春から着手する予定でロゴマークを使用する前提であれば理解できるが。」との質問に、「現時点で想定している60周年事業としては、記念式典と祝賀会を11月頃に予定しており、併せて記念事業を検討している。毎年行われている桜と菜の花まつり、新米まつり、教育振興大会といった事業については、あまり過大にならず、できる範囲で節目を意識づけられるような工夫を検討している。3月議会の当初予算の説明には全体像を詳しく説明したい。桜と菜の花まつりのように4月から周知する事業もあるので、現段階からロゴマークの選定を行い、年度当初から活用するべく今回計上した。」とのこと。委員より「交付金を活用して実施する暮らし応援商品券事業について、ほかの事業は検討されたのか。商品券を配るに至った経緯は。」との質問に、「今回の交付金の趣旨がエネルギー・物価高騰の影響を受けた生活者等に対して支援を行うもので、農家も肥料・資材の高騰の影響を受けていることから検討を行ったが、水田面積約9,000ヘクタールに対しては十分な支援ができないことから、影響を受けている全村民に対して

平等に支援するため商品券を配布することにした。商品券は村内で利用するため、地域の活性化に繋がるものとする。とのこと。委員より「商品券はまだ紙で印刷しなければならないのか。村の中だけでは範囲が狭く課題があると思うが、電子化にするなど何か工夫ができないものか」との質問に、「商品券の電子化については導入するのに非常にコストが掛かり、村内のすべての事業者が全て電子マネーに対応するにも難しいと考える。また高齢者の利用についてはまだ難しい面がある。これまでの商品券について、昨年度は98%、今年度については10月時点で約7割の利用状況であり、紙媒体であっても十分利用されており、いずれ電子化も含めた検討は必要だが、現時点では紙媒体の方にメリットがあると判断している。」との質疑、意見が出されました。

次に、福祉保健課部門の審査に入りました。

委員より「物価高騰の給付事業について、1月下旬に対象世帯に確認書送付となっているが、確認書が提出されなかった場合は。」との質問に、「今現在、締切日は設けていないが、提出締め切りまで提出されなかった場合は給付の対象外となる。」とのこと。委員より「県立大生の207世帯も含まれるとのことだが、村の子が住所を残したまま県外の大学に行っているなど不公平感はないのか。」との質問に、「給付の対象となる県立大学生は寮生であり、寮に入ると一人世帯としてカウントされるが、この対象の中で住民税が課税されている扶養親族からなる世帯は対象外である。よって親御さんに扶養されている学生は対象外となり、207名からは大幅に減るものと思われる。」とのこと。委員より「物価高騰重点支援金の財源が創生臨時交付金であれば、対象世帯が減った場合には交付金自体が減るのか。」との質問に、「実際の給付に伴い、実際の金額で清算されることになる。」とのこと。委員より「灯油の扶助費について、灯油は値上がりしている状態が続いている。早ければ11月にはストーブを使う人も出てくる。12月議会で通っても支払われるのが12月中旬以降とすれば、県の支援を待たずして9月議会ででも前倒しすることが可能なのでは。」との質問に、「県で半額助成することを確認した上で12月に計上した。灯油及び燃料費が下がることはあまり考えられないことだと思うので、来年度以降は早めに予算の許す限りで対応し、後から県の補助が決まった場合には予算付けをしていきたい。」との質疑、意見が出されました。

次に、議案第61号「令和5年度大潟村診療所特別会計補正予算案」について、当局の説明を受けました。

質疑及び討論はなく、採決に入り、議案第61号は全会一致により原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第62号「令和5年度国民健康保険事業特別会計補正予算案」について、当局より説明を受け、質疑及び討論はなく、採決に入り、議案第62号は全会一致により原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第63号「令和5年度大潟村介護保険事業特別会計補正予算案」について、当

局より説明を受け、質疑及び討論はなく、採決に入り、議案第63号は全会一致により可決すべきものと決しました。

次に、教育委員会部門の審査に入りました。

議案第60号「令和5年度大潟村一般会計補正予算案」の教育委員会に関わる関係部分について審査しました。

当局より説明を受け、質疑に入り、委員より「台湾との子ども海外研修事業で、校長先生に直接会い交流プログラムを話し合うとのことだが、具体的に決定に近い形で進んでいるのか。」との質問に、「まだ立ち上がった段階で、今回、実際の現地視察を通してどのようなプログラムが可能か協議していければと考える。その後、お互いに行き来などをし、覚書のようなものを交わした上で本格的な合意になってくると思う。」とのこと。委員より「子ども海外研修事業を行う任意団体は何名くらいの構成か。」との質問に、「12名程度である。」とのこと。委員より「今回の交流事業に保護者や子供たちの意見はどのように反映されるのか。」との質問に、「今後、保護者や生徒たちへのアンケートなどを実施しながら意見を取り入れたいと考えている。」とのこと。委員より「具体的な交流内容は決まっていないとのことだが、現地へ行く以上はこちらの希望として想定すると思うが。」との質問に、「台湾から11月下旬に村への訪問が予定されていたが、先方の予算の都合で来られなくなった経緯があり、具体的な検討は進んでいない。だが村が希望する長期的かつ継続的な交流の意向については先方に伝えており、ある程度のすり合わせはできているとの認識である。交流の詳細や具体的な内容については、今後検討を進めていく。」とのこと。委員より「デンマークとの交流と今回の台湾との交流が同時並行で進む可能性はあるのか。」との質問に、「両方動く可能性はあるが、デンマークとの交流は村が主体の事業で、台湾との交流は協議会主体の事業といった違いはある。」とのこと。委員より「今回の補正で学校園建物総合管理や学校給食の契約満了に伴う債務負担行為の設定があるが、金額は前回と比較してどのようになっているのか。また債務負担行為として金額が示されることにより、入札への影響はないのか。」との質問に、「金額については人件費の増加を見込んだ金額で、給食の方は前回と比較して約23%の増加となっている。どちらも6年4月1日から動き出す事業で、3月31日までに契約する必要がある。給食に関してはプロポーザルも予定しており、契約までに時間を要するため12月での債務負担行為を設定している。近年は予定価格が予算額とほぼ同額になっており債務負担行為の金額については、入札の影響というより業者が参考にする数値と捉えている。」とのこと。委員より「入札価格が債務負担行為の額より高かった場合はどうなるのか。」との質問に、「入札自体が不落となり、仕様書を見直し、再度入札を行う必要がある。」とのこと。

質疑を終結し、教育委員会部門の審査は終了しました。

関係各課が入場した後、再開し、討論はなく、議案第60号「令和5年度大潟村一般会計補正予算案」の総務福祉教育委員会部門の採決に入り、議案第60号は全会一致により原案

のとおり可決すべきものと決しました。

次に陳情について報告いたします。

陳情第9号「安全・安心の医療・介護実現のため人員増と処遇改善について国に意見書提出を求める陳情」の審査に入り、委員より「現実問題として医師が不足している状態であり、非常に労働が過重になっている。」との意見や、「ソーシャルワーカーといわれる方々も含め現場は大変になっていると思うので採択したい。」との意見が出され、採決の結果、全会一致により陳情第9号は採択すべきものと決しました。

次に、陳情第10号「国民のいのちと健康を守るため、政府の責任で医療・介護施設への支援を拡充しすべてのケア労働者の賃上げや人員増のため国に意見書提出を求める陳情」の審査に入り、委員より「特に介護施設で人手不足が顕著になってきており、賃金を上げる必要があると思うので採択したい。」との意見や、「診療報酬や介護報酬の抜本的引上げは、結局誰が負担するのかと患者の負担軽減はどうなのか。賃金の話で補助金の件に関しては待遇が良くなった病院もあるし、補助金の返還もしようがないと思うので採択しない。」との意見や、「財源をどうするのか課題があるが、賃上げ人員増につながらなくなるので採択したい。」との意見が出され、採決の結果、議案第10号は賛成多数により採択すべきものと決しました。

次に、陳情第11号「健康保険証廃止の中止について国に意見書提出を求める陳情」について審査し、委員より「マイナンバーと保険証の2つとなれば、間違いなく国保の負担が増える。どちらかで進めるということを決めないと負担だけが増えるので不採択。」との意見や、「マイナンバーカードへスムーズに移行する対策を早急に行うのが新しい解決方法だと思う。保険証を残す陳情には反対。」との意見や、「マイナンバーカードの場合、施設で預かる管理が難しい問題が生じている。マイナンバーカードの取得は任意とされていたにもかかわらず強制になってしまっていることがあるので、この陳情は採択したい。」との意見が出され、採決の結果、陳情第11号は賛成少数により不採択すべきものと決しました。

以上、当委員会に付託のありました議案の審査経過と結果について報告といたします。

**【議長：丹野敏彦】**

ただいまの総務福祉教育委員長の報告に対し、質疑を行います。

質疑ございませんか。

質疑ございませんか。《なしの声》

質疑を終結いたします。

次に、生活産業委員会に付託いたしました、議案第55号、議案第57号から第59号、議案第60号の関係部分、議案第64号、第65号及び陳情第12号についての審査の経過と結果について、生活産業委員長の報告を求めます。

生活産業委員長、4番、菅原アキ子さん。

**【生活産業委員長：菅原アキ子】**

4番、菅原アキ子です。

令和5年第4回大潟村議会定例会において、当生活産業委員会に付託のありました議案及び陳情について、その審査の経過と結果についてご報告申し上げます。

はじめに、生活環境課部門から審査を行い、その後、当局が入れ替わって、産業振興課、農業委員会の産業部門の順に行いました。

議案第57号「大潟村簡易水道事業の設置等に関する条例案」について、当局の説明を受けた後、審査に入りました。委員より「各市町村によって公営企業法適用の時期は違うと思うが、秋田県内で大潟村が遅い理由は何か。」との質疑があり、当局より「大潟村においては昨年度に適用する予定でいたが、事務等への影響を考慮しながら調整したが間に合わなかったため、1年延期して令和6年度となる予定である。」との答弁でした。委員より「公営企業法を適用することで財務諸表などのメリットはあると思うが、会計事務等が相当複雑になると思う。その他に大きなメリットはあるか。」との質疑があり、当局より「財務諸表により資産が明確になるため、各種インフラの持続可能な事業経営ができることがメリットになる。」との答弁でした。委員より「設置条例第2条の給水人口はどこからきている数字か。」との質疑があり、当局より「平成7年度に認可変更を行っており、その際の給水人口となる。」との答弁でした。委員より「認可を受けた後は、ずっとそのままなのか。」との質疑があり、当局より「変えることは可能であるが、平成7年以降は変更を行っていない。近年、水が大量に使用される時期があり、最大給水量を変更する予定があるので、その際に給水人口も必要であれば変更することになるかと思う。」との答弁でした。

質疑を終結し、討論はなく、採決の結果、議案第57号は全会一致により原案のとおり可決すべきものと決しました。

続いて、議案第58号「大潟村公共下水道事業の設置等に関する条例案」について、当局の説明を受けた後、審査に入りました。委員より、先ほどの水道事業の案件と同様の内容か。」との質疑があり、当局より「そのとおりである。」との答弁でした。

質疑を終結し、討論はなく、採決の結果、議案第58号は全会一致により原案のとおり可決すべきものと決しました。

続いて、議案第59号「大潟村簡易水道事業及び大潟村公共下水道事業に地方公営企業法の財務規定等を適用することに伴う関係条例の整備に関する条例案」について、当局の説明を受けた後、審査に入りましたが、質疑も討論もなく、採決の結果、議案第59号は全会一致により原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第60号「令和5年度大潟村一般会計補正予算案」の生活環境課に関する部分について、当局の説明を受けた後、審査に入りました。委員より「本会議場で計上漏れについて説明があったが、この件はそれが全てということによろしいか。」との質疑があり、

当局より「そのとおりである。」との答弁でした。委員より「車検が昨年実施のため計上漏れが発生したという理解でよいか。」との質疑があり、当局より「そのとおりである。今後計上漏れがないようにチェックしながら計上させていただきたい。」との答弁でした。

質疑を終結し、次に、議案第64号「令和5年度大潟村水道事業特別会計補正予算案」について、当局の説明を受けた後、審査に入りました。委員より、ろ過流量計の仕組みについての質疑があり、当局より「棒状のセンサー部分を水が通過した際に流量を計測している。今回は2番ろ過池の流量計を更新するものである。」との答弁でした。委員より「上から差して計測するというイメージか。」との質疑があり、当局より「そのとおりである。」との答弁でした。

質疑を終結し、討論はなく、採決の結果、議案第64号は全会一致により原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第65号「令和5年度大潟村公共下水道事業特別会計補正予算案」について、当局の説明を受けた後、審査に入りましたが、質疑も討論もなく、採決の結果、議案第65号は全会一致により原案のとおり可決すべきものと決しました。

ここで当局が入れ替わって、産業振興課、農業委員会の産業部門の審査に移りました。

議案第55号「特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例案」について、当局の説明を受けた後、審査に入りました。委員より、積算根拠についての質疑があり、当局より「1日、1回あたりのパトロールが千円については、わなの確認を兼ねていることが多く、わなの確認で2千円になる。また価格の設定については、平場の多い潟上市は千円、山間部の五城目町は2千円であることを勘案して、パトロールのしやすさということ、もう1点は年3回ほど鳥類に関するパトロールを実施隊で行っている。25名の実施隊のほとんどの方に参加いただいております、1回、1人あたり千円で2万5千円、3回で3倍になる。従来そこは無報酬であるが、経費が支出されるということも勘案して千円ということで定めさせていただきたいと考えている。」との答弁でした。委員より「クマ1頭に対する県の補助金の7千円はどのように支払われるのか。」との質疑があり、当局より「有害駆除に対する慰労金については、村を通さずに、県猟友会から連合猟友会を通して、村の猟友会に直接支払われるという流れになっている。」との答弁でした。委員より「大潟村の中でイノシシが出たという情報はあるのか。」との質疑があり、当局より「現在、イノシシによる被害を受けたという情報はないが、年に1回、猟友会に足跡などの調査をしていただいております、村内で足跡の目撃があった。今後増えていく可能性があるということで、イノシシを入れさせていただいた。」との答弁でした。委員より「アライグマやハクビシンは自治体に処理してもらえるか。」との質疑があり、当局より「小型の獣類に関しては、自身が所有する農地であると免許を持っていなくても箱わなを設置できるということになっているので、基本的にはご自身で箱わなを設置して見回りをしていただくことを考えている。自営の活動に対して今年度から箱わなの購入補

助金を行っているので、今後もそういう形で支援していければと思っている。」との答弁でした。委員より「猟友会員が減っていると聞いているが、猟銃免許を取る際の補助は考えているか。」との質疑があり、当局より「狩猟免許を取ることに対しての補助というのは現段階ではないが、実施隊に対する補助金を年12万円補助している。活動の中で、安全対策に向けた講習会への参加に対する補助等を目的に支給している。県で狩猟免許取得に対する補助を出しているので、そちらを案内している。」との答弁でした。

質疑を終結し、討論はなく、採決の結果、議案第55号は全会一致により原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第60号「令和5年度大潟村一般会計補正予算案」のうち、産業振興課・農業委員会の産業部門について、当局の説明を受けた後、審査に入りました。委員より「桜と菜の花まつりについて、思うように桜が咲かず菜の花と時期がずれることがあり、工夫が必要ではないか。」との質疑があり、当局より「桜の見頃には県外からも多くのお客さんが来るので、その時期にイベントが計画できればよいが、正直難しいこと。大型連休のときに計画を立てて来村してくれる方もいるので、このゴールデンウィークに向けて引き続きイベントを実施していきたいと考えている。」との答弁でした。委員より「キッチンカー等をお願いしたり、自由のきくようなものを企画したりすれば、観光地としての知名度を上げることができると思うので、費用をかけてもよいのではないか。」との質疑があり、当局より「実行委員会でもあるルーラル大潟との打ち合わせの中で、来年はもう少し施設の方でもイベントをやっていただけないかと話している。各施設で様々なイベントを行うことで、賑わいをもたせていきたいと考えている。」との答弁でした。委員より「桜が満開の時期は渋滞が発生し、農繁期と重なるので交通整備をスムーズにしてもらえないか。」との質疑があり、当局より「4月の早い段階で業者と契約をして、混みあつたらすぐ対応できるように準備している。当日の人員手配が難しいため、混雑が予測された段階で翌日の発注をしているので、遅いと思われるかもしれないがご理解いただきたい。また、誘導員の方は車を止めることは基本的にはできず、スムーズな交通を誘導することが業務となる。クレームが入ればその都度会社の方にも話はしているし、職員もパトロールをして、適切に指導や助言をしている。」との答弁でした。委員より、「農業経営等復旧継続支援対策事業費補助金と農業経営フォローアップ資金利子補給費補助金について、申請の受付に関しては、申請順に受け付けて予算が終わった段階で受付を終了するのか。あるいは災害の規模に応じて被害額の多い人を優先するのか。また必要な書類はあるか。」との質疑があり、当局より「農業経営復旧継続支援対策事業費補助金については、被害を受けた大豆、かぼちゃ、メロンを対象作物として積算している。大豆については、全面積の50%が20%減収であると想定し算出させていただいた。カボチャは去年よりも収量は多いが、個人によって差があるので、その部分で20%減収面積が30%を見込んでいます。メロンは農協出荷以外もあり不明確なため、全面積の50%の20%減収という見込みを想定して金額を



算出させていただいた。フォローアップ資金利子補給費補助金についても申請に対し、まんべんなく賄えるように予算を組んでいる。実際に貸付実行がある場合、融資機関からの利子補給承認の受付がある。その後、地域振興局への利子補給の承認、貸付実行の報告、県に対する補助金の交付申請、そして村から融資機関に対する利子補給費補助等を行う流れとなっている。」との答弁でした。

質疑を終結し、討論はなく、採決の結果、議案第60号「令和5年度大潟村一般会計補正予算案」のうち、当生活産業委員会に関係する部分については全会一致により原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、陳情についてご報告申し上げます。

陳情第12号「あきたこまちRについての陳情書」を審査し、委員より「陳述書の思いは伝わるが、秋田県の説明不足のため理解できていない部分がある。採択をした上で大潟村議会として意見を出してみるのはいかがでしょうか。実際に種子の価格が上がることや、収量が2%減収することなども聞くが、秋田県の方で周知できていないことは事実だと思う。秋田県の説明不足を感じるので、大潟村議会としての意見書案は納得のできる説明をもっと行ってほしいというようなものを提出するのがよいと思う。」との意見や、「陳情に関して、趣旨はわかるが、意見書の中に勘違いされている部分もあるのでこのままではなくて、説明をしっかりともらって、作る人も食べる人も安心できるようなことを第一に考えた上で、決してあきたこまちRの作付けは強制しないようにしてもらいたいと要望欄に議会の意見書として出していいと思う。」との意見や、「全面切り替えについて、どちらかといえば賛成である。秋田県のホームページにも様々な意見や要望など上がっていたが、そういうことに県がしっかり応えていく必要があると思う。生産者、消費者、または集荷団体にもしっかりと説明されていない部分がまだまだたくさんあると思うので、周知、また広報活動をしっかり行ってほしい。農家として、また大潟村議会からも県の方に提出された方がいいと思う。」などの意見がありました。

採決の結果、可否同数となり、陳情第12号は委員会条例第15条により、委員長の決するところにより採択すべきものと決しました。

以上、当生活産業委員会に付託のありました議案及び陳情についての審査の経過と結果について、生活産業委員長報告といたします。

**【議長：丹野敏彦】**

ただいまの生活産業委員長の報告に対し、質疑を行います。

質疑ございませんか。

質疑ございませんか。《なしの声》

質疑を終結いたします。

以上で、各委員長の報告が終了いたしました。

これより討論に入ります。

原案に反対の方の発言を許します。《反対討論なし》

次に、賛成の方の発言を許します。《賛成討論なし》

ほかに討論ございませんか。《なしの声》

討論を終結いたします。

これより採決に入ります。

採決は、挙手により行います。賛成の場合は挙手を、挙手しない場合は反対とみなします。

総務福祉教育委員長より報告のありました、議案第53号「大潟村会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例案」について、委員長報告のとおり原案に賛成の方の挙手を求めます。

挙手多数であります。

よって、議案第53号は原案のとおり可決されました。

次に、総務福祉教育委員長より報告のありました、議案第54号「職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例案」について、委員長報告のとおり原案に賛成の方の挙手を求めます。

挙手多数であります。

よって、議案第54号は原案のとおり可決されました。

次に、生活産業委員長より報告のありました、議案第55号「特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例案」について、委員長報告のとおり原案に賛成の方の挙手を求めます。

挙手多数であります。

よって、議案第55号は原案のとおり可決されました。

次に、総務福祉教育委員長より報告のありました、議案第56号「大潟村国民健康保険税条例の一部を改正する条例案」について、委員長報告のとおり原案に賛成の方の挙手を求めます。

挙手多数であります。

よって、議案第56号は原案のとおり可決されました。

次に、生活産業委員長より報告のありました、議案第57号「大潟村簡易水道事業の設置等に関する条例案」について、委員長報告のとおり原案に賛成の方の挙手を求めます。

挙手多数であります。

よって、議案第57号は原案のとおり可決されました。

次に、生活産業委員長より報告のありました、議案第58号「大潟村公共下水道事業の設置等に関する条例案」について、委員長報告のとおり原案に賛成の方の挙手を求めます。

挙手多数であります。

よって、議案第58号は原案のとおり可決されました。

次に、生活産業委員長より報告のありました、議案第59号「大潟村簡易水道事業及び大潟村公共下水道事業に地方公営企業法の財務規定等を適用することに伴う関係条例の整備に関する条例案」について、委員長報告のとおり原案に賛成の方の挙手を求めます。

挙手多数であります。

よって、議案第59号は原案のとおり可決されました。

次に、総務福祉教育並びに生活産業両委員長より報告のありました、議案第60号「令和5年度大潟村一般会計補正予算案」について、委員長報告のとおり原案に賛成の方の挙手を求めます。

挙手多数であります。

よって、議案第60号は原案のとおり可決されました。

次に、総務福祉教育委員長より報告のありました、議案第61号「令和5年度大潟村診療所特別会計補正予算案」について、委員長報告のとおり原案に賛成の方の挙手を求めます。

挙手多数であります。

よって、議案第61号は原案のとおり可決されました。

次に、総務福祉教育委員長より報告のありました、議案第62号「令和5年度大潟村国民健康保険事業特別会計補正予算案」について、委員長報告のとおり原案に賛成の方の挙手を求めます。

挙手多数であります。

よって、議案第62号は原案のとおり可決されました。

次に、総務福祉教育委員長より報告のありました、議案第63号「令和5年度大潟村介護保険事業特別会計補正予算案」について、委員長報告のとおり原案に賛成の方の挙手を求めます。

挙手多数であります。

よって、議案第63号は原案のとおり可決されました。

次に、生活産業委員長より報告のありました、議案第64号「令和5年度大潟村水道事業特別会計補正予算案」について、委員長報告のとおり原案に賛成の方の挙手を求めます。

挙手多数であります。

よって、議案第64号は原案のとおり可決されました。

次に、生活産業委員長より報告のありました、議案第65号「令和5年度大潟村公共下水道事業特別会計補正予算案」について、委員長報告のとおり原案に賛成の方の挙手を求めます。

挙手多数であります。

よって、議案第65号は原案のとおり可決されました。

次に、総務福祉教育委員長より報告のありました、陳情第9号「安全・安心の医療・介護実現のため人員増と処遇改善について国に意見書提出を求める陳情」について、委員長

報告のとおり採択することに賛成の方の挙手を求めます。

挙手多数であります。

よって、陳情第9号は採択することに決定いたしました。

次に、総務福祉教育委員長より報告のありました、陳情第10号「国民のいのちと健康を守るため、政府の責任で医療・介護施設への支援を拡充しすべてのケア労働者の賃上げや人員増のため国に意見書提出を求める陳情」について、委員長報告のとおり採択することに賛成の方の挙手を求めます

挙手多数であります。

よって、陳情第10号は採択することに決定いたしました。

次に、総務福祉教育委員長より報告のありました、陳情第11号「健康保険証廃止の中止について国に意見書提出を求める陳情」について、先ほどの委員長報告は不採択でした。

採決いたします。

陳情第11号を採択することに賛成の方の挙手を求めます。

挙手少数であります。

よって、陳情第11号は不採択とすることに決定いたしました。

次に、生活産業委員長より報告のありました、陳情第12号「あきたこまちRについての陳情書」について、委員長報告のとおり採択することに賛成の方の挙手を求めます

挙手少数であります。

よって、陳情第12号は不採択とすることに決定いたしました。

次に、日程第18、議案第66号「工事請負契約の締結について」から、日程第20、議案第68号「令和5年度大潟村一般会計補正予算案」までを、会議規則第37条の規定により一括議題といたします。

村長より提出議案の説明を求めます。

高橋村長。

**【村長：高橋浩人】**

それでは、追加の提出案件についてご説明申し上げます。

本日提出しております案件は「工事請負契約の締結について」2件、並びに「令和5年度大潟村一般会計補正予算案」であります。

それでは、議案第66号「工事請負契約の締結について」、説明申し上げます。

令和5年12月11日に「導水管更新工事（第1工区）」について、条件付き一般競争入札を執行したところ、

7,234万7千円で

秋田市御所野湯本二丁目1番5号

山岡工業株式会社 代表取締役 阿部倫比古

が落札しましたので、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第

2条の規定に基づき、議会の議決を経るものであります。

次に、議案第67号「工事請負契約の締結について」、説明申し上げます。

令和5年12月11日に「導水管更新工事（第2工区）」について、条件付き一般競争入札を執行したところ、

7,524万円で

男鹿市船越字内子294番地1616

藤田建設株式会社 代表取締役社長 安田張幸

が落札しましたので、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定に基づき、議会の議決を経るものであります。

次に、議案第68号「令和5年度大潟村一般会計補正予算案」について説明申し上げます。

エネルギー・食料品価格等の物価高騰の影響を受けた生活者を支援するため、企画費における、物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金を活用した大潟村暮らし応援商品券事業（第2弾）1,638万2千円について、本定例会で可決いただいたところですが、12月8日に県市町村課から、この臨時交付金を活用する事業について繰越可能との回答がありました。これを踏まえ、年度末・年度初めの需要が多い時期に利用できるような商品券の利用期間を令和6年2月上旬から5月31日までとしたいと考え、可決いただいた予算額のうち、村内事業者に支払う負担金1,495万5千円について繰越明許を設定するものです。

以上、提出案件の概要についてご説明申し上げたところでありますが、詳細につきましては、提出しております議案書、その他関係書類に記載してありますので、ご高覧いただき、ご審議のうえ可決賜りますようよろしくお願い申し上げます。

以上です。

**【議長：丹野敏彦】**

ただいまの提出議案の説明に対し、質疑を行います。

質疑ございませんか。

質疑ございませんか。《なしの声》

質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

原案に反対の方の発言を許します。《反対討論なし》

次に、賛成の方の発言を許します。《賛成討論なし》

ほかに討論ございませんか。《なしの声》

討論を終結いたします。

これより採決に入ります。

議案第66号「工事請負契約の締結について」、原案に賛成の方の挙手を求めます。

挙手多数であります。

よって、議案第66号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第67号「工事請負契約の締結について」、原案に賛成の方の挙手を求めます。挙手多数であります。

よって、議案第67号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第68号「令和5年度大潟村一般会計補正予算案」について、原案に賛成の方の挙手を求めます。

挙手多数であります。

よって、議案第68号は原案のとおり可決されました。

次に、日程第21、意見書案第6号「安全・安心の医療・介護実現のため人員増と処遇改善を求める意見書案」を議題といたします。

本案は議員提案であります。

提出者の説明を求めます。

5番、松本正明さん。

**【5番：松本正明議員】**

5番、松本正明です。

意見書案第6号について、意見書案を読み上げて提案に代えさせていただきます。

意見書案第6号

安全・安心の医療・介護実現のため人員増と処遇改善を求める意見書案

上記の意見書案を、別紙のとおり会議規則第14条の規定により提出します。

令和5年12月12日提出

提出者	大潟村議会議員	松本	正明
賛成者	大潟村議会議員	黒瀬	友基
賛成者	大潟村議会議員	三村	敏子
賛成者	大潟村議会議員	菅原	史夫
賛成者	大潟村議会議員	戸部	誉
賛成者	大潟村議会議員	石井	雅樹

大潟村議会議長 丹野 敏彦 様

安全・安心の医療・介護実現のため人員増と処遇改善を求める意見書案

新型コロナウイルス感染の拡大により、入院が必要にもかかわらず入院できない「医療崩壊」や、介護を受けたくても受けられない「介護崩壊」が現実となりました。これは、感染対策の遅れはもちろんのこと、他の先進諸国と比べても圧倒的に少ない医療や看護師、介護職員や保健師の不足が根本的な原因です。人手不足が長年続いている状況を解消するためには、OECD平均以下の看護師の賃金収入など、ケア労働者の処遇改善は待ったな

しの状況にあり、16時間を連続で働き続けなくてはならない過酷な長時間夜勤や、寝る間もない極端に短い勤務と勤務の間隔などを解消するために、労働時間規制を含めた実効ある対策は、猶予できない喫緊の課題です。

毎年のように発生している自然災害時の対応や、新たな感染症に備えるためにも、平常時から、必要な人員体制の確保を国の責任で行い、対策の中心となる公立・公的病院や保健所の拡充など機能強化を強く求めます。

#### 記

1. 安全・安心の医療・介護を実現するため、医師・看護師・介護職員などの配置基準を抜本的に見直し、大幅に増員すること。また、安定した人員確保のためにも、ケア労働者の賃上げを支援すること。
2. 医療や介護現場における「夜勤交替制労働」に関わる労働環境を抜本的に改善すること。
3. 新たな感染症や災害対策に備えるため、公立・公的病院を拡充・強化し、保健所の増設など公衆衛生体制を拡充すること。
4. 患者・利用者の負担を軽減すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出いたします。

令和5年12月12日

秋田県大潟村議会議長 丹野 敏彦

内閣総理大臣 岸田 文雄 様  
厚生労働大臣 武見 敬三 様  
財務大臣 鈴木 俊一 様  
総務大臣 鈴木 淳司 様

以上です。

#### 【議長：丹野敏彦】

ただいまの提出者の説明に対し、質疑を行います。

質疑ございませんか。《なしの声》

質疑を終結いたします。

これより討論を省略し、採決に入りたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

《異議なしの声》

異議なしと認め、討論を省略し、採決に入ります。

意見書案第6号「安全・安心の医療・介護実現のため人員増と処遇改善を求める意見書案」について、賛成の方の挙手を求めます。

挙手多数であります。

よって、意見書案第6号は原案のとおり可決されました。

次に、日程第22、意見書案第7号「国民のいのちと健康を守るため、政府の責任で医療・介護施設への支援を拡充しすべてのケア労働者の賃上げや人員増を求める意見書案」を議題といたします。

本案は議員提案であります。

提出者の説明を求めます。

5番、松本正明さん。

**【5番：松本正明議員】**

5番、松本正明です。

意見書案第7号について、意見書案を読み上げて提案に代えさせていただきます。

意見書案第7号

国民のいのちと健康を守るため、政府の責任で医療・介護施設への支援を拡充し  
すべてのケア労働者の賃上げや人員増を求める意見書案

上記の意見書案を、別紙のとおり会議規則第14条の規定により提出します。

令和5年12月12日提出

提出者	大潟村議会議員	松本 正明
賛成者	大潟村議会議員	黒瀬 友基
賛成者	大潟村議会議員	三村 敏子
賛成者	大潟村議会議員	戸部 誉
賛成者	大潟村議会議員	石井 雅樹

大潟村議会議長 丹野 敏彦 様

国民のいのちと健康を守るため、政府の責任で医療・介護施設への支援を拡充し  
すべてのケア労働者の賃上げや人員増を求める意見書案

政府は、看護師や介護職など社会基盤を支える労働者が、その役割の重要性に比して賃金水準が低い状況であるとし、ケア労働者の賃上げ事業に踏み出し、2022年10月からは診療報酬と介護報酬の臨時改定を行い、「看護職員処遇改善評価料」と「介護職員等ベースアップ等支援加算」を新設しました。4年目に突入したコロナ禍において、自らの感染リスクや様々な行動制限に耐え、必死に国民のいのちと健康を守るために奮闘してきたケア労働者に対し、処遇改善の必要性を明言して賃上げ補助を行った政府の姿勢に対しては一定の評価をするものです。しかし賃上げ対象を限定してしまったため、本来、チームワークが強く求められる医療現場や介護現場に差別を持ち込み、不団結を生み出しています。とりわけ、「看護職員処遇改善評価料」においては、就労看護師約166万人の35%程度である57万人しか対象にならず、施設数で見れば、17万8千余りある医療施設の内対象は2720施設とわずか1.5%程度に過ぎません。コロナ禍において国民のいのちや健康を守るた



めに必死に奮闘してきたのは、一部に限った施設や職種ではありません。

私たちは差別と分断を許さず、政府の責任ですべてのケア労働者の処遇改善と医療・介護事業の安定的な維持発展のために、以下要請し、実施を強く求めるものです。

記

1. 医療や介護現場で働くすべてのケア労働者の賃上げと人員配置増につなげるよう、診療報酬と介護報酬を抜本的に引き上げる臨時改定を実施すること。
2. すべての医療機関や介護施設に行き渡る物価高騰支援策を拡充すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出いたします。

令和5年12月12日

秋田県大潟村議会議長 丹野 敏彦

内閣総理大臣 岸田 文雄 様  
厚生労働大臣 武見 敬三 様  
財務大臣 鈴木 俊一 様  
総務大臣 鈴木 淳司 様

以上です。

**【議長：丹野敏彦】**

ただいまの提出者の説明に対し、質疑を行います。

質疑ございませんか。

質疑ございませんか。《なしの声》

質疑を終結いたします。

これより討論を省略し、採決に入りたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

《異議なしの声》

異議なしと認め、討論を省略し、採決に入ります。

意見書案第7号「国民のいのちと健康を守るため、政府の責任で医療・介護施設への支援を拡充しすべてのケア労働者の賃上げや人員増を求める意見書案」について、賛成の方の挙手を求めます。

挙手多数であります。

よって、意見書案第7号は原案のとおり可決されました。

次に、日程第23、意見書案第8号「あきたこまちRの全面切り替え延期の意見書案」を議題といたします。

本案は議員提案であります。

提出者の説明を求めます。

4番、菅原アキ子さん。

**【4番：菅原アキ子議員】**

4番、菅原アキ子です。

意見書案第8号について、意見書案を読み上げて提案に代えさせていただきます。

意見書案第8号

あきたこまちRの全面切り替え延期の意見書案

上記の意見書案を、別紙のとおり会議規則第14条の規定により提出します。

令和5年12月12日提出

提出者 大潟村議会議員 菅原アキ子

賛成者 大潟村議会議員 齊藤 知視

大潟村議会議長 丹野 敏彦 様

あきたこまちRの全面切り替え延期の意見書案

令和7年（2025年）からあきたこまちRに全面切り替えするとの発表がありましたが、このことにつき懸念事項が払拭されるまで実施時期の延期を求めることを要望します。

この度の全面切り替えは、生産者や消費者への説明が十分とは言い難く、生産現場や消費者に混乱や不信感を招くこととなっています。

秋田県が推し進めようとしていることは、生産者の作る自由を制限するだけではなく、従来にあきたこまちを望む消費者の選択の自由までを奪う可能性があります。

秋田県内でカドミウム含有量の基準を満たすことができないコメの割合は3%未満であることから全面切り替えが最善の対応とは言えないのではないのでしょうか。

つきましては、下記の事項について要望いたします。

記

1. 生産者、消費者に対して十分な説明に努め、理解が得られるまで全面切り替えの延期を求めます。

令和5年12月12日

秋田県大潟村議会議長 丹野 敏彦

秋田県知事 佐竹 敬久 様

以上です。

**【議長：丹野敏彦】**

ただいまの提出者の説明に対し、質疑を行います。

質疑ございませんか。《なしの声》

質疑を終結いたします。

これより討論を省略し、採決に入りたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

《異議なしの声》

異議なしと認め、討論を省略し、採決に入ります。

意見書案第8号「あきたこまちRの全面切り替え延期の意見書案」について、賛成の方の挙手を求めます。

挙手少数であります。

よって、意見書案第8号は否決されました。

次に、日程第24「議員派遣の件」についてを議題といたします。

お手元に配付しております「議員派遣の件」については、地方自治法第100条第13項及び会議規則第129条の規定により、議会の議決で決定する必要があります。

お諮りいたします。

「議員派遣の件」について、配付資料のとおり決定することにご異議ございませんか。

《異議なしの声》

異議なしと認め、「議員派遣の件」は決定いたしました。

お諮りいたします。

ただいま決定いたしました議員派遣の内容に、今後、変更を要する場合は、取り扱いを議長に一任していただきたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

《異議なしの声》

異議なしと認め、よって、議員派遣の内容に変更を要する場合の取り扱いは、議長に一任されました。

以上で、本日の日程はすべて終了いたしました。

これをもちまして、令和5年第4回大潟村議会定例会を閉会いたします。

(午後4時17分)